

第五次てだこ高齢者プラン

— 浦添市高齢者保健福祉計画・第7期浦添市介護保険事業計画 —



いきいきチャレンジ高齢者

平成 30 (2018) 年3月

浦 添 市

はじめに



我が国で少子高齢化が進む中、若いまちとして知られてきた浦添市におきましても高齢者人口は年々増加傾向にあり、推計によれば、平成 32（2020）年には高齢化率が 20.3%に達し、約 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる見通しとなっています。また、要介護（支援）認定の状況をみると、本市は重度認定者の割合が比較的高いことから、支援を必要とする高齢者は今後も増えていくことが予測されます。

このような中、高齢になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度の適切な運営に取り組んできました。今後は、地域包括ケアシステムの深化に加え、高齢者を含む地域住民が世代を超えて互いに繋がり、支え合う地域共生社会の実現が求められてきています。

本計画では、将来の高齢者像を引き続き「いきいきチャレンジ高齢者」と掲げ、高齢者の方々が自身の健康を保ちながら、自らの知識と経験を活かし、住み慣れた地域で支え合うとともに、目標に向けてチャレンジする姿を目指しています。

今後とも、高齢者の方々が安心できる暮らしを築くとともに、活力ある暮らしを応援し、自立した暮らしを支えていけるよう各種高齢者福祉施策の推進により一層取り組んでまいります。本計画の推進に、市民等の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、並びに貴重なご意見やご提言をいただきました浦添市福祉保健推進協議会並びに高齢者プラン専門部会委員の皆様、そして関係機関の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月
浦添市長 松本 哲治

目 次

I 総論

I-1 第五次てだこ高齢者プランについて

1. 計画策定の背景と目的…………… 1
2. 法令等の根拠と第五次てだこ高齢者プランの位置づけ…………… 2
3. 計画期間…………… 3
4. 計画策定の体制等…………… 3

I-2 第五次てだこ高齢者プランの高齢者像と計画目標

1. 将来の高齢者像…………… 5
2. 基本目標…………… 6
3. 高齢者人口等の将来推計…………… 7

I-3 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の設定…………… 8

I-4 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム

1. 地域共生社会の実現とは…………… 10
2. 浦添市が進める地域包括ケアシステム…………… 11

I-5 施策の体系…………… 19

II 各論

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

1. 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進…………… 21
2. 介護予防と重度化防止の充実…………… 23
3. 高齢者の活躍機会の充実…………… 27

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1. 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進…………… 30
2. 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進…………… 31
3. 地域包括ケアシステムの基盤強化…………… 37

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1. 安心して暮らせる住環境の整備…………… 41
2. ニーズに合った介護保険サービスの提供…………… 44
3. 介護保険サービスの質の向上…………… 45

III 介護保険サービスの必要量と保険料の設定等

1. 介護保険サービス必要量の算定の手順…………… 47
2. サービス見込み量と第7期介護保険料の設定…………… 63

IV 日常生活圏域別の具体施策の展開

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要…………… 67
2. 住民参加による施策の推進…………… 69
3. 日常生活圏域別の具体施策…………… 71

V 計画の実現に向けて

1. 庁内への本計画の周知と連携体制の充実…………… 87
2. 計画の進行管理及び評価の充実…………… 87
3. 「てだこ・結プランー浦添市地域福祉計画ー」とのリンク…………… 88
4. 関係機関・各種団体等との連携の充実…………… 88

VI 資料編

1. 高齢者を取り巻く状況等…………… 89
 2. 介護保険事業を取り巻く状況（認定の状況等）…………… 95
 3. 高齢期の暮らしや介護などの実態に関する調査結果…………… 105
 4. 第五次てだこ高齢者プラン策定に向けての課題整理…………… 111
 5. 計画策定の体制、経緯など…………… 114
- 用語解説…………… 121

I 総論

I-1 第五次てだこ高齢者プランについて

1. 計画策定の背景と目的
2. 法令等の根拠と第五次てだこ高齢者プランの位置づけ
3. 計画期間
4. 計画策定の体制等

I-2 第五次てだこ高齢者プランの高齢者像と計画目標

1. 将来の高齢者像
2. 基本目標
3. 高齢者人口等の将来推計

I-3 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の設定

I-4 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム

1. 地域共生社会の実現とは
2. 浦添市が進める地域包括ケアシステム

I-5 施策の体系

【本文中の項目☆、○印について】

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

基本指針について

介護保険法（第 116 条）において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

Ⅰ－１ 第五次てだこ高齢者プランについて

１．計画策定の背景と目的

21世紀は「高齢者の世紀」といわれています。全国的にもそして沖縄県においても高齢化は着実に進行しています。

我が浦添市は、「若い（活力のある）まち」として周知されており、平成29（2017）年10月1日現在で高齢化率（65歳以上人口比率）18.2%と県内の他地域と比較すると低い数値となっています。しかしながら、本市においても高齢者数並びに高齢化率は増加傾向にあるとともに、少子化の進展により高齢者を支える年代の人口増加の動きは鈍化しており、今後ともこの傾向は継続していく見通しとなっています。市内をみると、高齢化率が3割を超える地域もあり、地域によって高齢化の進度には差がみられることから、地域単位での支援等の充実が求められます。

平成12（2000）年度からスタートした介護保険制度は、高齢化社会における老後の安定した生活を社会全体で支え合うシステムとして機能してきました。6回の見直しを経て、平成30（2018）年度から第7期を迎えます。高齢化が一段と進む平成37（2025）年（団塊世代が後期高齢者になる年）に向け、予防や介護、医療の需要はさらに増えていくことから、介護サービスなどの利用者や費用も増加することが見込まれます。このような中、高齢者の生活機能の維持向上をめざし、介護予防や生きがいをづくり、安心して暮らせる地域社会、持続可能な介護保険制度の実現をめざして取り組んできたところです。第7期介護保険事業計画は、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向けて、住民主体による課題解決と包括的な相談支援が求められています。

『第五次てだこ高齢者プラン（「浦添市高齢者保健福祉計画」及び「第7期浦添市介護保険事業計画」）』は、本市の高齢者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをおくることができる、活力に満ちた高齢社会を実現していくために取り組むべき事項を定めたものであり、中長期的に平成37（2025）年を見据え策定するものです。

【本計画における「障がい」用語の使用について】

本市では、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚を図る取り組みの一環として、人を表す言葉として表記してきた「障害者」は、「障がい者」や「障がいのある方」等とひらがな表記としています。

なお、法律名等の固有の名称や医療用語等の専門用語を引用する際、あるいは「障害」と表記することが適当である場合は、変更することなく、当該名称や用語の表記をそのまま使用します。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

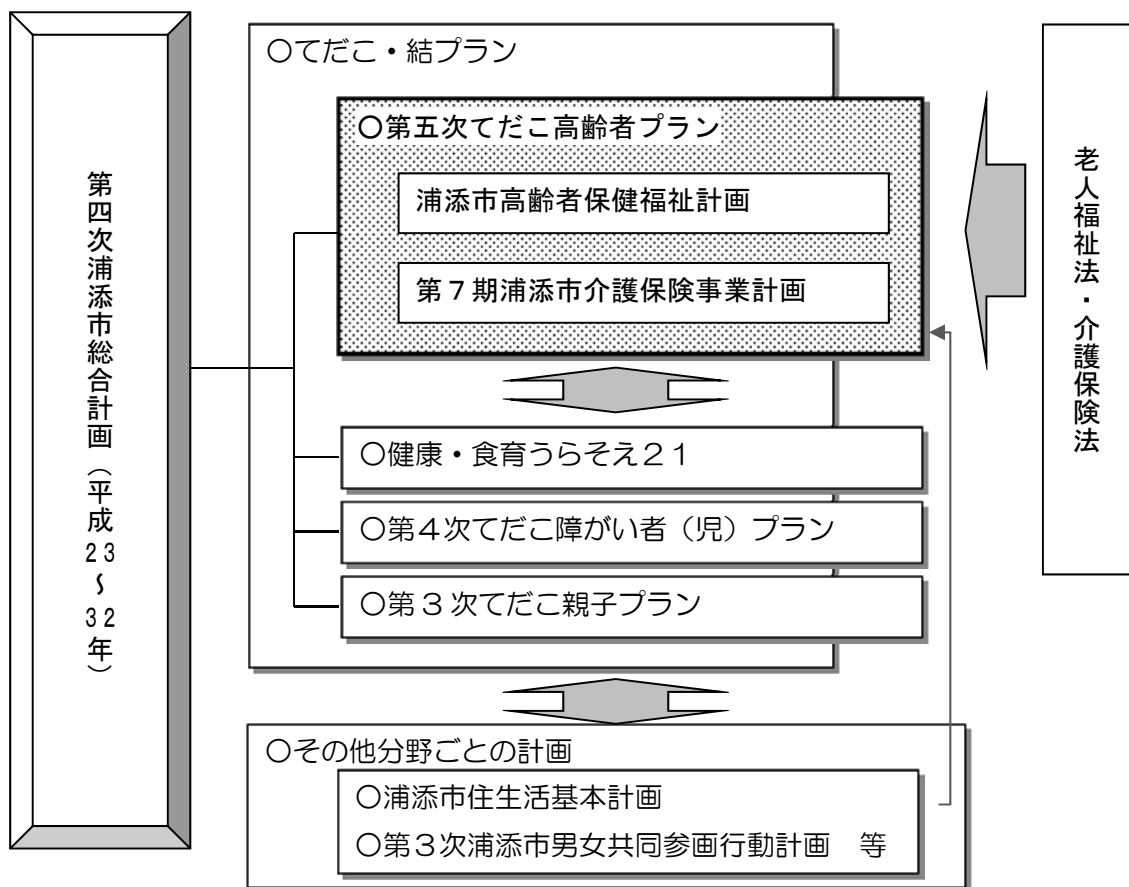
○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

2. 法令等の根拠と第五次てだこ高齢者プランの位置づけ ☆

本プランは「老人福祉法（第20条の8）」及び「介護保険法（第117条）」に基づく市町村計画として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定します。

本市のまちづくりの最上位計画である「第四次浦添市総合計画」に即して策定されるとともに、「てだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）」等の福祉健康部の諸計画との整合性を勘案して策定します。

■ 第五次てだこ高齢者プランの位置づけ



参考 根拠法令

老人福祉法（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

3. 計画期間 ☆

本計画は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度を目標年度とする 3 年間の計画です。

なお、計画期間は 3 年間ですが、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年までの中長期的な視野に立ち、計画を推進していくものとします。

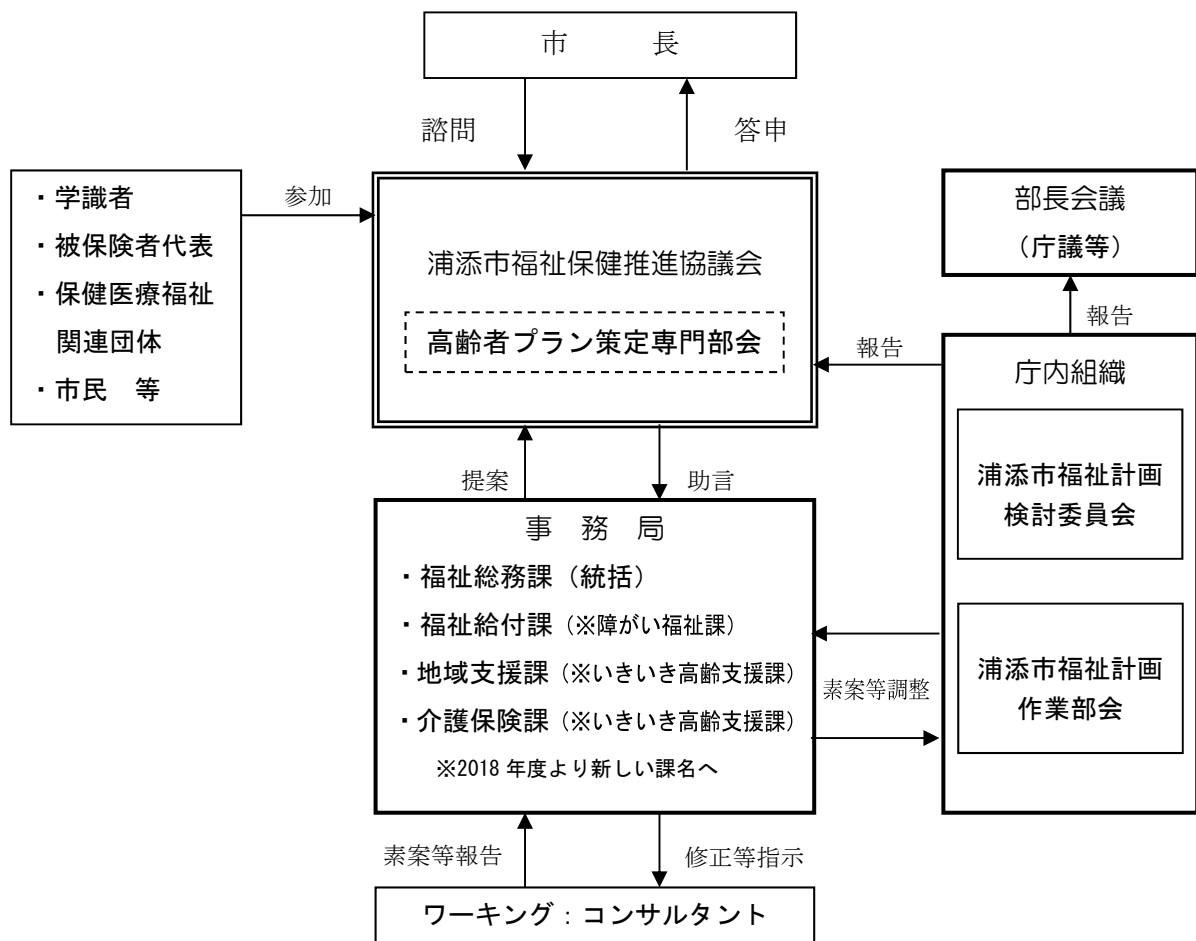
4. 計画策定の体制等 ☆

（1）高齢者プラン専門部会等の設置

第五次てだこ高齢者プランの策定にあたっては、学識者、関係団体、市民等で構成される「浦添市福祉保健推進協議会」のもとに「高齢者プラン策定専門部会」を設置し、集中的な検討を行いました。

また、行政内においても事務局を中心に、関係課及び関係機関との調整を図りながら計画策定を進めました。

■ 計画策定体制



(2) ニーズ調査等の実施

高齢者の生活実態や健康状態、社会参加状況を把握し、今後の高齢者施策の検討や充実に資するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために厚生労働省により導入された情報システムで、介護や医療関係の情報や課題解決のための取り組み事例などを提供するものです。要介護認定率や一人当たり介護費用など介護保険に関する情報やデータ等が一元化され、介護保険サービスの利用等に関して他地域との比較分析を行いながら本市の特徴を踏まえ、さらにシステムを活用し、介護保険サービスの見込み量等の将来推計を行いました。

(4) ヒアリングの実施

地域のケアシステムや高齢者を取り巻く状況を把握し、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの一層の充実に向けて必要な取り組みを検討するため、地域包括支援センター、総合的な相談・支援及びコミュニティづくり等に取り組むCSW（コミュニティソーシャルワーカー）に協力をいただき、ヒアリングを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本プランの案について、市民から幅広い意見を聴取するために、ホームページや関連施設で公表するなど、パブリックコメントを実施しました。

1-2 第五次てだこ高齢者プランの高齢者像と計画目標

本市は、まちづくりの最上位計画である「浦添市総合計画・基本構想」において、「てだこの都市・浦添」を都市像に掲げ、「ともに支え合う健康福祉都市」を目標に保健福祉施策を展開しています。

また、「てだこ・結プランー第四次浦添市地域福祉計画ー」においては、“市民一人ひとりを大切にする社会”、“市民一人ひとりが生きる力を発揮する社会”、“人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会”を目指しており、てだこ高齢者プランにおいてもこれらの目標や方向性等を受け継ぎながら平成 37（2025）年度の高齢者像を描くことが望まれます。

さらに、第7期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの深化を念頭に置きつつ、介護保険制度の改正により自立支援・重度化の防止をはじめ、在宅医療・介護連携の推進なども考慮すべき点としてあげられており、地域共生社会の実現に向けて一体的に取り組む必要があります。

以上のようなことを勘案し、本計画における「将来の高齢者像」及び「基本目標」を以下に定めます。

1. 将来の高齢者像 ☆

前回の高齢者保健福祉計画においては、平成 37（2025）年度を見据えた高齢者の姿として『いきいきチャレンジ高齢者』を掲げ、この間、高齢者や地域と一体となってハード、ソフト両面から人づくり、地域づくり、まちづくりに取り組んできました。

本計画においても、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年度に備えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進を強く打ち出しています。また、高齢者人口及び認定者数は今後とも増加傾向で推移することが予測される中、高齢者自身が健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろん、認知症対策、医療と介護の連携強化が引き続き重要です。地域では複合的な課題も増えてきていることから、高齢者を含む地域住民が世代を超えて互いにつながり、支え合う地域共生社会の実現が求められています。

こうしたことから、「高齢者が自身の健康を保ちつつ、自らの知識と経験を活かし住み慣れた地域において支え合うとともに、年を重ねても自らが求める目標に向かいチャレンジする姿」を展望できるよう、本計画における高齢者像を引き続き『いきいきチャレンジ高齢者～ともに支え合う地域共生社会のまちづくり～』と掲げ、各種高齢者福祉施策を推進していきます。

いきいきチャレンジ高齢者
～ともに支え合う地域共生社会のまちづくり～

2. 基本目標 ☆

(1) 「安心できる暮らし」を築く

認知症高齢者に係る社会問題の顕在化をはじめ、高齢者をめぐる社会不安が指摘されています。

高齢者が住み慣れた地域で心身共に安心して暮らしていくためには、医療、介護・介護予防、住宅、生活支援等のサービスが一体的に提供されることが重要となります。

本市においては、市民の身近な相談窓口として日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、初期相談をはじめ支援を必要とする高齢者のマネジメントを行い、関係機関との連携に取り組んでいます。また、居宅介護サービスの充実等により、高齢者が在宅で生活できる基盤づくりを推進しています。

引き続き、高齢者が各々の状態に応じ、地域（日常生活圏域）において健康づくりや介護予防に取り組み、必要な介護サービスや医療サービスが利用できるような環境づくりを進めていきます。また、在宅生活を支える住宅・住環境の充実や経済的支援、地域の支え合いによる見守り体制の充実、さらには高齢者の尊厳を保つための権利擁護など、高齢者の安定した生活を確保するための支援を進めます。

(2) 「活力ある暮らし」を応援する

社会生活の多様化等に起因するコミュニティの希薄化や在宅高齢者の引きこもり等の問題が指摘されており、地域における高齢者の生きがい活動等が重要になっています。

本市においては、各種施設における講座等の開催を通して高齢者の社会参加を促進してきました。

少子・高齢化が進む地域社会にあつて、高齢者の社会参加を推進することは、高齢者自身の生きがいを創出するとともに、地域活力の創出にも資すると考えられます。高齢者が人生の目標を見つけ、地域社会における役割を認識し、生きがいを持ち活力に満ちた生活をしていくために、高齢者の就業支援をはじめ、生涯学習活動やボランティア活動、コミュニティ活動等を促す取り組みを進めていきます。

(3) 「自立した暮らし」を支える

核家族化の進展等を背景に、高齢世帯の増加、独居高齢者の増加が顕在化しており、高齢者の身体的能力等を維持し、自立した生活を送ることができるよう支援を進めることがますます重要になっています。

本市においては、これまで地域包括支援センターや中学校区地域保健福祉センター等を中心に相談機能体制の充実を図るなど、高齢者等の地域での自立支援を進めてきました。

今後とも、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した暮らしを続けるための体制の充実が必要不可欠です。そのため、高齢者支援の拠点となる地域包括支援センターや市内の福祉関連施設、医療施設等との連携を強化し、保健・医療・福祉分野のネットワークの充実を進め、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

3. 高齢者人口等の将来推計 ☆

本計画においては、第7期介護保険事業計画の計画期間および目標年平成32(2020)年度における高齢者人口等を次のように見通します。

■ 高齢者人口等の将来推計

(単位：人)

	基準年		実績値										
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
0～39歳	55,643	54,942	53,905	53,059	52,277	51,517	50,794	50,053	49,290	48,580	47,920	47,341	46,836
40～64歳	38,435	38,373	38,321	38,227	38,121	38,072	37,960	37,844	37,724	37,582	37,309	37,061	36,601
65歳以上	19,934	20,739	21,595	22,384	23,032	23,584	24,123	24,660	25,184	25,656	26,178	26,550	27,038
65～74歳(前期高齢者)	10,347	10,778	11,239	11,681	12,280	12,869	12,938	12,803	12,768	12,610	12,529	12,356	12,365
75歳以上(後期高齢者)	9,587	10,020	10,356	10,703	10,752	10,715	11,184	11,857	12,416	13,046	13,648	14,194	14,673
総人口	114,012	114,054	113,821	113,670	113,430	113,173	112,877	112,556	112,198	111,818	111,406	110,951	110,475
高齢化率	17.5%	18.3%	19.0%	19.7%	20.3%	20.8%	21.4%	21.9%	22.4%	22.9%	23.5%	23.9%	24.5%

1-3 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の設定 ☆

介護保険制度において、日常生活圏域は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める」こととされ、また、その範囲については、「高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能になるよう、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成に取り組める範囲」とされています。

これまでの介護保険事業計画においては、上記考え方のもと、「てだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）」との整合性を踏まえて、通常地域活動の範囲となる行政区程度を基本としながら、それらを連携していく範囲として『中学校区』を日常生活圏域として設定しました。

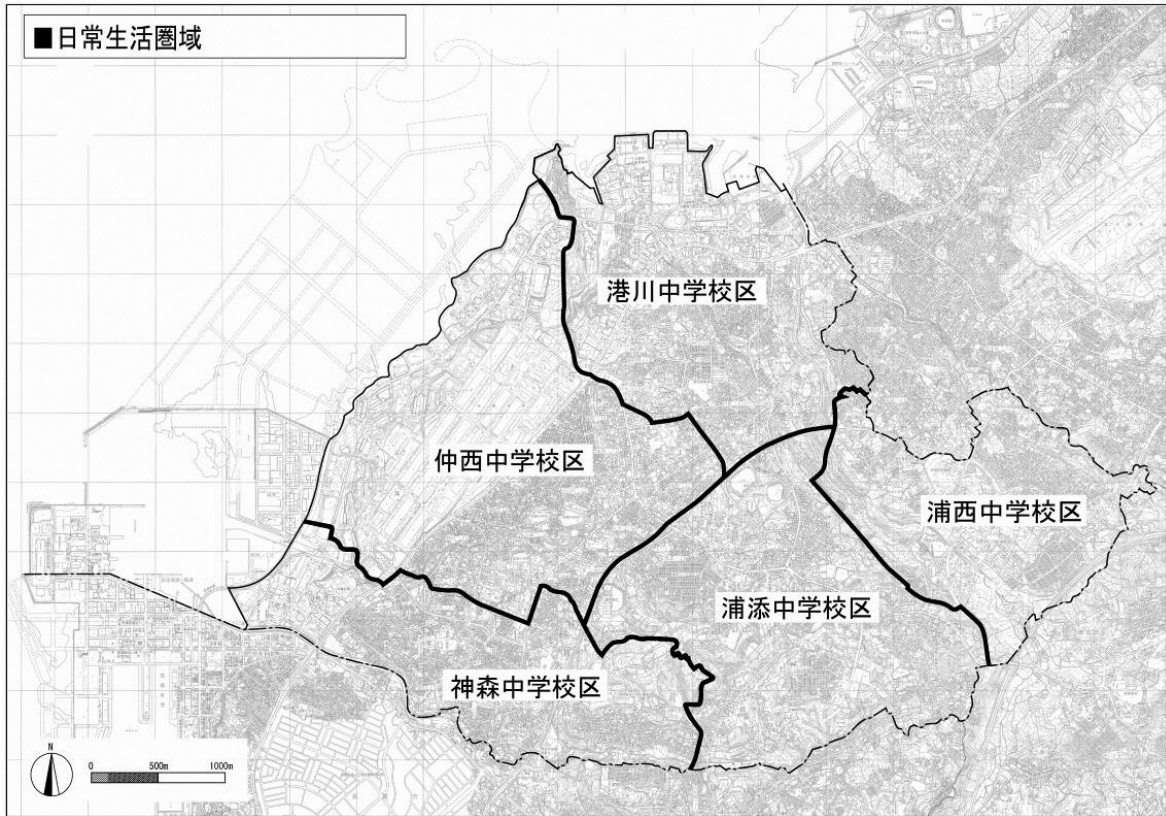
本計画においても引き続き『中学校区』を日常生活圏域として設定することとします。なお、各日常生活圏域（＝中学校区）の概要と位置を以下に示します。

■ 日常生活圏域別人口及び日常生活圏域の範囲

（平成29年9月末現在）

	自治会等	世帯数	人口	65歳以上人口				65歳以上人口比率
				前期高齢者 (65～74歳)		後期高齢者 (75歳以上)		
浦添中学校区	仲間/安波茶/経塚/前田/茶山/浦添ニュータウン/浦添グリーンハイツ/前田公務員宿舎/浦添ハイツ/県営経塚団地	9,390	22,266	2,278	50.7%	2,215	49.3%	20.2%
				4,493				
仲西中学校区	城間/屋富祖/宮城/仲西/大平/浅野浦/キャンプキンザー	13,504	29,750	2,713	50.3%	2,683	49.7%	18.1%
				5,396				
神森中学校区	小湾/勢理客/内間/沢岬/神森/県営沢岬高層住宅	10,136	24,010	2,189	49.6%	2,227	50.4%	18.4%
				4,416				
港川中学校区	伊祖/牧港/港川/緑ヶ丘/浦城/牧港ハイツ/港川崎原/上野/マチナトタウン/浦添市街地住宅/県営港川団地	9,868	23,709	2,213	53.0%	1,959	47.0%	17.6%
				4,172				
浦西中学校区	西原一区/西原二区/当山/広栄/浦西/安川/当山ハイツ/陽迎橋	5,837	14,476	1,387	60.0%	925	40.0%	16.0%
				2,312				
合計		48,735	114,211	10,780	51.9%	10,009	48.1%	18.2%
				20,789				

資料：住民基本台帳



1-4 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム

1. 地域共生社会の実現とは ☆

地域共生社会とは、2016年7月に国が新たに打ち出した概念で、子ども・障がい者・高齢者など全ての人々が、地域、自分らしい暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会とされています。

地域共生社会の実現が求められる背景として、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化等により、我々国民の抱える福祉問題は様々な分野にわたって複雑化しており、分野ごとに整備された福祉サービスの下では対応が困難なケースがみられるようになりました。

こうした状況を踏まえ、地域の様々な分野の問題を支え手側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、困難に直面しているあらゆる住民を自分のこと（我が事）のように支え合うことのできる仕組みやネットワークを構築することが求められています。さらに、福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくことも必要になっています。「地域共生社会」は、高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」を包含する概念となっています。

また、子どもと高齢者などが日常的に関わり合うことで、子どもの健全育成や福祉意識の醸成に寄与し、高齢者は子育て支援などの役割を担うことで認知症予防、生きがいづくりなどの効果が期待でき、障がい者は活躍する場を持つことで、自立・自己実現へつなげることが期待されます。このような福祉サービスを一体的に提供できるような場を地域で構築することも地域共生社会の構想に盛り込まれています。また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す取り組みも進められています。

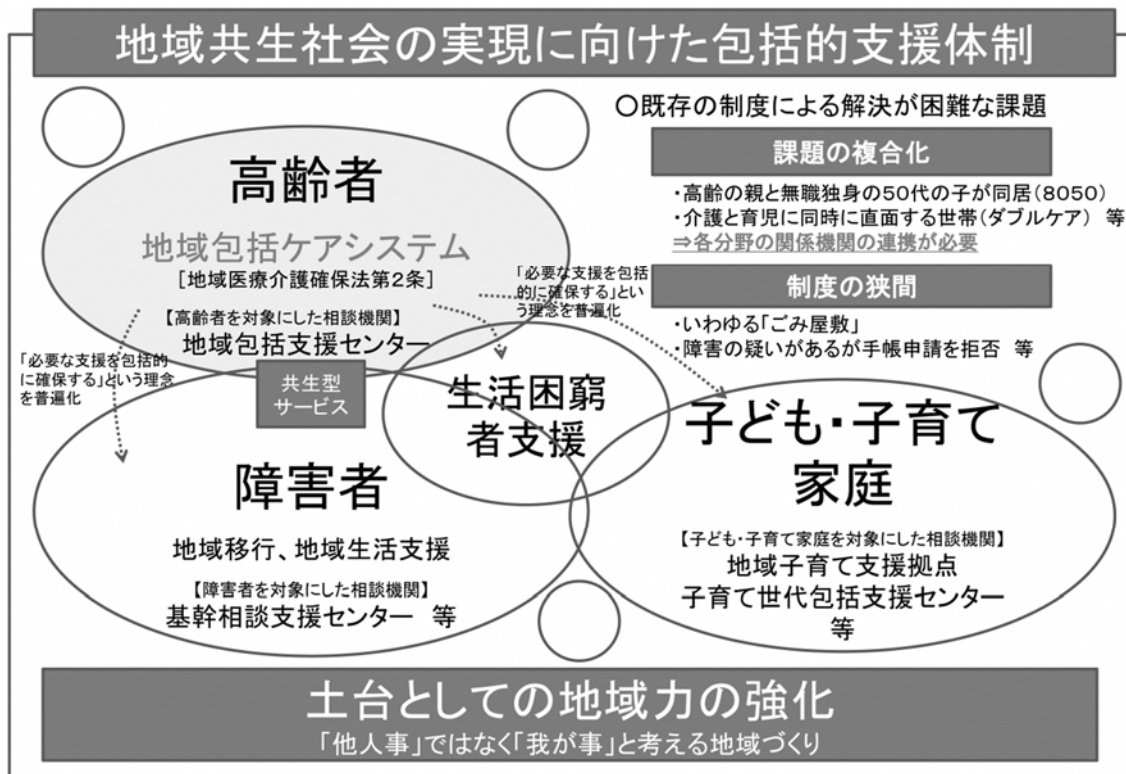
加えて、介護や保育の現場では人材の確保が難しい状況が見られることから、保健医療福祉の各資格に通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことも位置づけられており、共生型サービス（高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスをうけやすくする仕組み）についても今後事業所と連携し、取り組みを進めていく必要があります。

浦添市では、平成15（2003）年度に策定した「てだこ・結プラン（第二次浦添市地域福祉計画）」より、目指す社会像の1つに「人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会」を掲げ、取り組みを進めてきました。今回、国から示された地域共生社会の考えを踏まえ、今後も高齢者福祉に限らず、子育て支援、障がい者福祉、生活困窮対策等について分野を超えて丸ごとつながり、支えが必要な住民が安心して暮らせるネットワークや仕組みづくりを目指します。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

厚生労働省のHPより



2. 浦添市が進める地域包括ケアシステム ☆

(1) 浦添市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方

市民が「地域で健やかに安心のできる生活」を送るためには、保健・医療・介護・福祉・住まい等といった生活に密着したサービスの提供を包括的に受けることができる仕組みづくりが必要です。

日常生活上の課題や保健・医療・介護・福祉・住まい等に係る課題は横断的な課題であるといえ、その垣根を取り払うことは市民のニーズに対応するものであり、ヘルスプロモーションや福祉のまちづくりを実現したいと考える本市の目標でもあります。

本市では、こうした市民のニーズに合わせた体制の充実を図るために、これまで以上に「地域（日常生活圏域）」に重点を置いた施策展開が必要です。

市民や事業者等との協働を念頭においたうえで、市民同士が地域で共に支え合える互助の仕組みづくり支援による生活上の諸課題の解決を図るとともに、医療、介護・介護予防、生活支援、住まい等のサービスを切れ目なく一体的に提供できるよう、包括的なケアシステムの充実を進めていく必要があります。

(2) 地域包括ケアシステムが担う主な役割

① 地域課題及びニーズの発掘

多様化する市民のニーズに対応するためには、市民の悩み（≡ 課題・ニーズ等）を受け止める機能としての「総合相談窓口」の設置をはじめ、地域のネットワークや

戸別訪問等を通して、どこで・誰が・どのような支援を必要としているのかを発掘していく必要があります。

また、市民の生活課題を解決するためには、地域資源や地域活動あるいは行政サービス等を相互にコーディネートし、有機的に「つなぎ、支援する」機能、いわゆるコミュニティソーシャルワーク機能の展開が求められます。さらに、その機能は市民に密着した地域（日常生活圏域）において発揮されることが必要とされます。

②ケアマネジメント機能

総合相談機能等から発見された対象者に対してどのようにサポートしていくかという「マネジメント機能」の充実が重要です。そのため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センター職員、各種専門職員等は、多様な相談を総合的に受け止めて課題を整理し、心身の状況に応じて、介護保険サービスのみならず地域の保健・医療・介護・福祉サービスやボランティア活動、地域支え合い活動等との連携を図ることが求められます。さらに、アセスメント能力を高めて多様なニーズに対応する体制整備を行い、ケアマネジメント機能の充実を図っていく必要があります。

③地域課題の解決及び政策形成の仕組みづくり

総合相談機能やケアマネジメント機能によって掘り起こされた地域課題の解決に向けて、地域やNPO等により提供される住民主体のサービスの創出検討など、支援が必要な高齢者を身近な地域で支える仕組みづくりが求められています。また、「地域ケア会議」の開催を通し、個別ケースの検討等を踏まえた課題の把握及びネットワーク構築を図るとともに、政策形成に結びつけていくための仕組みづくりが重要です。

（3）ケア体制の充実に向けた方向性

①関連機関との連携強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、各中学校区に設置されています。現在、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員などの専門職が配置され、その施設機能を発揮するとともに、担当圏域の明確化により、地域に根差した一層の展開が期待されます。

また、中学校区ごとに設置されている地域保健福祉センターは、地域住民の身近な相談窓口やニーズ把握等の機能を備えるとともに、中学校区コミュニティづくり推進委員会や各種ボランティアの活動拠点としての役割を果たしています。今後、コミュニティソーシャルワーク機能の強化・充実により、共助・公助（公的サービス）と互助（地域の支え合いによる仕組み）を必要に応じてコーディネートしていくとともに、個別支援のための連携・調整や支援の受け皿となる地域人材の育成等が期待されています。

一方で、高齢者以外でも、児童、障がい者に対応する支援拠点（子育て支援センター、障害者相談支援事業所等）の確保も進んでいます。また、介護、子育て、貧困、

障がいなどが同時に直面する家庭など、複合化した課題を受け止める相談支援体制についても関係機関との連携のもと進めていく必要があります。

今後、行政内外の各種機能の連携強化を図りつつ、本市が有する各種センター機能の連携強化や医療分野との連携、住まいの確保等を一体的に図っていくことで、地域包括ケアシステムの充実を推進していく必要があります。

②多職種連携の促進

本市には、浦添市医師会をはじめ、浦添市在宅医療・介護連携支援センター、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、居住サポート事業所等の各種団体・事業所があり、保健・医療・介護・福祉・住まい等、高齢者等が地域で生活するために必要なサービスが一通り整備されています。

今後、保健・医療・介護・福祉・住まい等が一体的に提供される仕組みづくりのため、地域ケア会議等を通じた各種団体・事業所等のネットワーク及び連携体制の構築を図るとともに、住まい等の分野を加え、より多面的な連携を促進することが必要です。

③住民互助の体制構築

現在、社会福祉協議会等と連携を図りつつ、各種ボランティア講座の開催や認知症サポーター養成講座の受講促進など、地域福祉を支える人材の育成・確保を進めています。

今後、これまで同様ボランティア等の養成に取り組むとともに、それを支える社会福祉協議会をはじめとした各種団体等への活動支援により、地域住民が相互に支え合う互助の仕組みづくりが求められます。

また、住民互助の体制構築を支援する中学校区地域保健福祉センターとの連携強化も必要です。

④地域におけるケアサービスの充実

現在、健康・生きがいつくり、介護予防、介護保険サービス、医療サービス等、様々な分野でより身近なケアサービスの提供体制が整いつつあります。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域（在宅等）で暮らし続けていくことができるよう、日常生活圏域を基本とし、地域バランスを考慮した各分野でのサービス提供体制の充実が求められています。

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進 ☆

これまで述べてきたように、浦添市では市民が住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった生活に密着したサービスを一体的に受け取ることができる地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

高齢社会の到来等に向け、各自治体が地域包括ケアシステムをより深化させることができるよう、介護保険制度の改正が行われました。改正に盛り込まれた内容は、以下の通りで、本市でもこれまでの取り組みとともに推進していきます。

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ①国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載し、取り組みの推進評価を実施。
- ②地域包括支援センターの機能強化。
- ③認知症施策の推進。

2. 医療・介護の連携の推進等

- ①医療・介護の連携の推進で、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設。急性期の医療から在宅医療、介護までの切れ目ないサービスや支援を提供することなど。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ①市町村では地域住民の福祉活動へ参加するための環境づくり、分野を超えた相談支援体制の充実など包括的な支援の整備。
- ②高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け。

そこで、本計画で地域包括ケアシステムの深化・推進に係る主な取り組みを次頁に整理しました。

浦添市が進める地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた主な取り組み

(Ⅱ 各論より地域包括ケアシステムに係る施策項目を抜粋)

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

2. 介護予防と重度化防止の充実 (重点施策)
(1) 一般介護予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3) 適切な介護予防ケアマネジメントの充実
3. 高齢者の活躍機会の充実
(1) 社会参加の促進、活動機会の拡充

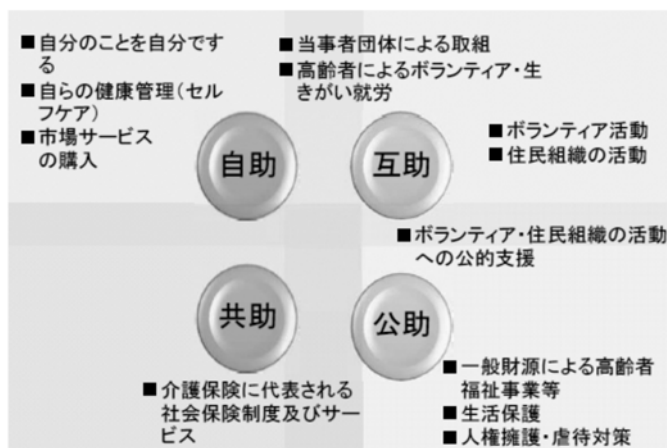
方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1. 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進
(1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進
2. 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進
(1) 在宅医療・介護の連携推進 (3) 認知症高齢者への支援の充実 (5) 権利擁護の推進
3. 地域包括ケアシステムの基盤強化 (重点施策)
(1) 地域によるネットワークの拡充 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 地域ニーズ把握及び地域ケア会議等の充実 (4) 生活支援サービスの体制整備の推進

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1. 安心して暮らせる住環境の整備
(3) 高齢者の良質な住まいの確保
2. ニーズに合った介護保険サービスの提供
(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 介護保険施設サービス等の推進

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



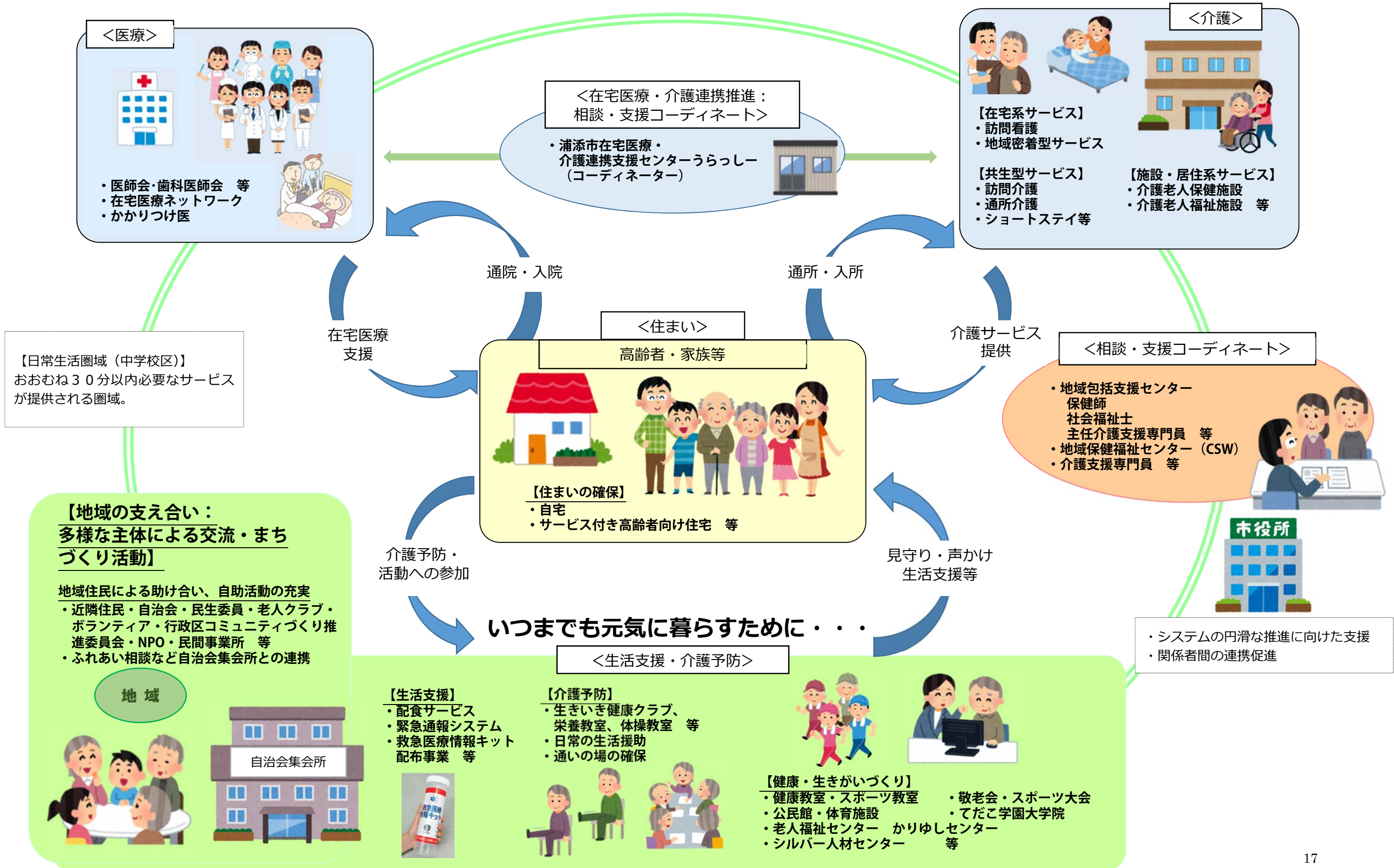
※厚生労働省HPより



浦添市の地域包括ケアシステム概念図

病気になったら・・・

介護が必要になったら・・・



1-5 施策の体系

今後3年間の高齢者保健福祉施策については、次のような施策の体系に基づき進めるとします。 ※の項目は重点施策です。





Ⅱ 各論

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

1. 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進
2. 介護予防と重度化防止の充実
3. 高齢者の活躍機会の充実

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1. 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進
2. 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進
3. 地域包括ケアシステムの基盤強化

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1. 安心して暮らせる住環境の整備
 2. ニーズに合った介護保険サービスの提供
 3. 介護保険サービスの質の向上
-

【本文中の項目☆、○印について】

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

基本指針について

介護保険法（第116条）において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

1 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進

市民が高齢期においても、心身の健康を保ち、いきいきとした生活を営むことができるよう、若年期からの健康に対する意識の高揚を図ります。また、市民が自主的に生活習慣病予防活動に取り組めるよう、健康診査の受診機会の拡大や健康教育・イベントの充実等を進めます。

(1) 健康づくりに関する意識の醸成

施策・事業等の内容	所管課
①子どもから高齢者まで、各ライフステージに応じた健康増進を目指すため、「健康・食育うらそえ 21（第2次浦添市健康増進計画・浦添市食育推進計画）」の周知及び普及啓発を図り、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図ります。加えて、意識高揚と健康づくりへの市民の主体性が確保できるよう、市民参加型の組織「(仮称)健康うらそえ推進市民会議」の設置を検討します。	健康づくり課
②「健康講演会」や「3kg減量市民大運動」、「てだこウォーク」への参加促進、小中学校PTAや市内企業への健康づくりに関する出前講座の実施等により、市民の健康づくりへの意識高揚を図ります。	健康づくり課 文化スポーツ振興課 観光振興課

<取り組みの目標値>

■健康づくり課

項目	実績 平成28年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
健康講演会等参加者数	1,638人	2,100人	2,200人	2,300人
3kg減量市民大運動参加者数 (健康チャレンジ手帳の配布数)	260人	310人	330人	350人

■観光振興課 (※平成29(2017)年度までは社会体育課所管)

項目	実績 平成28年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
てだこウォーク大会参加人数	10,509人	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上

(2) 特定健診等・保健指導の推進

施策・事業等の内容	所管課
①市民が自らの健康状態を把握し、疾病等の早期発見や早めの生活習慣病予防に取り組むことができるよう、総合健診（特定健診+がん検診）をはじめ、長寿健診、歯周疾患検診等の各種健（検）診受診に向け、様々な機会を通じて勧奨を図るとともに、長期未受診者への電話や個別訪問による受診勧奨、働き盛り世代への通知方法の工夫、自治会や医療機関等と連携した健（検）診受診の促進を図ります。	健康づくり課
②市民が自らの健康管理に適切に取り組めるよう、市役所における出張特定健診の実施や夜間健診の推進等、健（検）診受診機会の充実を図ります。	健康づくり課
③保健相談センターにおいて実施している健康相談等を継続するとともに、各種事業を通して健康相談の周知を図り、市民の健康づくり支援を行います。	健康づくり課
④高齢期になって要介護状態にならないよう、健診結果に基づく保健指導の徹底や生活習慣病予防をテーマとした健康講演会の開催等により、若年期からの生活習慣病予防を推進します。	健康づくり課

<取り組みの目標値>

■健康づくり課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
特定健診受診率	34.3%	36.0%	40.8%	45.6%
各種がん検診受診率（%）				
胃がん検診	8.8%	10.3%	10.5%	10.7%
肺がん検診	12.0%	13.3%	13.5%	13.7%
大腸がん検診	11.2%	11.8%	12.0%	12.2%
子宮がん検診	7.3%	9.3%	9.5%	9.2%
乳がん検診	7.6%	10.1%	10.3%	10.5%

(3) 地域での健康づくりの支援

施策・事業等の内容	所管課
①特定健康診査等の結果から地域ごとの健診データを分析し、地域の実情に合わせた健康教育を実施します。	健康づくり課
②地域での主体的な健康づくりに資するよう、食生活改善推進員の養成及び活動者の確保に取り組むとともに、研修等への案内を行い推進員のスキルアップを図ります。	健康づくり課

2 介護予防と重度化防止の充実 ☆（重点施策）

介護予防や重度化防止の普及啓発に取り組むとともに、身体や認知機能の低下がみられる住民の早期把握に努め、介護予防活動への参加を促します。地域住民や事業所、NPOなど多様な主体の参画を促進し、高齢者のニーズを把握しながらサービスを充実することで、個々の利用者に適したサービスを提供します。

身近な地域で介護予防に取り組むことができる通いの場を創出し、通いの場の運営を地域住民等が主体的にできるように支援します。

介護予防や自立の促進、重度化防止に対して効果的な介護予防サービスが展開できているか、効果的な介護予防ケアマネジメントが推進できているかなどの事業の評価を行います。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） ○

1) 一般介護予防事業の推進（すべての高齢者が対象）

施策・事業等の内容	所管課
①心身機能の低下や閉じこもり等、何らかの支援を必要とする高齢者を適切な支援につなげるため、窓口対応や訪問の機会を活用するなど、支援が必要な高齢者の早期把握に努めます。加えて、民生委員等の地域からの情報収集に努めます。	いきいき高齢支援課
②要介護状態への移行を予防し、いつまでも元気で暮らすことができるよう、各介護予防教室や老人クラブの活動、ふれあいサロンなどの様々な場を利用して、介護予防の普及啓発を図るとともに、一般介護予防事業（生きいき健康クラブ、栄養教室、体操教室等）への参加を促進します。特に男性への参加呼びかけを強化します。	いきいき高齢支援課
③生活支援コーディネーターを中心に、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）と連携しながら生活支援の担い手の育成、自主サークル設置促進等、自治会単位を目安に住民主体の介護予防活動、組織の育成・支援に取り組みます。 自主サークル化をサポートする仕組みづくりを地域に働きかけます。地域との関わりが少なくても身近な場所で介護予防が取り組めるよう、教室等への参加を呼びかけます。	いきいき高齢支援課
④地域における介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、地域の通い・集いの場などへのアドバイザーとしてリハビリテーション専門職や栄養士、薬剤師等と連携し、技術的助言を行います。	いきいき高齢支援課
⑤介護予防・重度化防止の効果を検証するため、PDCAサイクルに基づいた事業評価を行います。	いきいき高齢支援課

総合事業のサービス 一般介護予防事業の説明

総合事業のサービス構成		実施メニュー
一般介護予防事業	①介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
	②介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
	③地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動等の育成・支援を行う
	④一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含めた総合事業全体の評価を行う
	⑤地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目		実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
介護予防把握事業	基本チェックリスト 実施件数	1,043 人	1,635 人	2,043 人	2,553 人
介護予防普及啓発事業	生きいき健康クラブ 参加延人数	14,762 人	15,000 人	15,200 人	15,400 人
	体操教室（生きいき体操教室） 参加延人数	1,157 人	1,200 人	1,300 人	1,400 人
	筋力トレーニング教室（生きいき 筋力クラブ）参加延人数	563 人	600 人	650 人	700 人
	水中運動教室（いまいゆクラ ブ）参加延人数	368 人	400 人	420 人	440 人
	その他介護予防講話等（いきい き百歳体操体験会、認知症予防 教室、ぬちぐすい栄養教室、歯 がんじゅう教室など）	492 人	550 人	600 人	650 人
地域介護 予防活動 支援事業	介護予防サークル等設立支援 （いきいき百歳体操サークル、 栄養サークルなど） 支援団体数	6 団体	10 団体	15 団体	20 団体
地域リハ ビリテー ション活 動支援事 業	地域介護予防活動へのリハビ リ専門職の派遣（派遣回数）	2 回	5 回	10 回	15 回

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進（要支援認定者、総合事業対象者）○

施策・事業等の内容	所管課
①従前相当の介護予防訪問介護や介護予防通所介護のほか、地域やNPO等と連携しつつ、多様な主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスC及びA、通所型サービスC及びA）の提供を促し、生活機能の向上及び在宅生活を支援します。	いきいき高齢支援課
②地域等の多様な主体と連携し、活動の場が広がる移動支援のニーズに対応するサービスなど、未実施の介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスB及びD、通所型サービスB、その他の生活支援サービスなど）の開発を検討していきます。	いきいき高齢支援課

総合事業のサービス 介護予防・生活支援サービス事業の説明

総合事業のサービス構成		実施メニュー	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	①訪問介護（現行の訪問介護相当）	訪問介護員による身体介護、生活援助
		②訪問型サービスA（緩和基準）	生活援助等
		③訪問型サービスB（住民主体）	住民主体の自主活動として行う生活援助等
		④訪問型サービスC（短期集中）	保健師等による居宅での相談指導等
		⑤訪問型サービスD（移動支援）	通院等をする場合における送迎前後の生活支援等
	通所型サービス	①通所介護（現行の通所介護相当）	通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練
		②通所型サービスA（緩和基準）	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等
		③通所型サービスB（住民主体）	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
		④通所型サービスC（短期集中）	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
	その他の生活支援サービス（見守り、訪問型サービス等）		栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
介護予防ケアマネジメント		自立した日常生活を送ることができるよう必要な支援の実施	

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目		実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス 年間利用延人数	2,744 人	8,014 人	8,412 人	8,832 人
	訪問型サービス C 年間利用実人数	3 人	12 人	15 人	18 人
	訪問型サービス A 年間利用実人数	7 人	20 人	30 人	40 人
	未実施訪問サービスの開発検討（訪問型サービスB、訪問型サービスDなど）	未実施	検討	検討	検討
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス 年間利用延人数	6,368 人	24,144 人	25,344 人	26,604 人
	通所型サービス C（運動）年間利用実人数	55 人	70 人	80 人	90 人
	通所型サービス C（口腔）年間利用実人数	4 人	10 人	15 人	20 人
	通所型サービス C（栄養）年間利用実人数	0 人	4 人	6 人	8 人
	通所型サービス A（運動）年間利用実人数	11 人	25 人	30 人	35 人
	未実施通所サービスの開発検討（通所型サービス）	未実施	検討	検討	検討

(2) 適切な介護予防ケアマネジメントの充実

施策・事業等の内容	所管課
①要支援者等から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的とした自立支援のための介護予防ケアマネジメントの充実に向けて、リハビリテーション専門職等と連携した地域ケア会議を活用し、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、要支援者等の状態等にあった適切な介護予防・生活支援サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。また、介護予防ケアマネジメントによる援助が終了しても地域において引続き介護予防・重度化防止に取り組むことができるよう、身近な地域で利用できる場へつなげていきます。	いきいき高齢支援課
②心身機能等の改善等により要支援・要介護認定者から非該当に移行するケースにおいて、必要に応じて継続的な支援ができるよう、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所等の連携促進を図ります。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
介護予防ケアマネジメント実施延人数	1,459 人	4,248 人	4,683 人	4,917 人

平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
介護支援専門員に対する研修会の開催回数	13 回	12 回	12 回	12 回

3 高齢者の活躍機会の充実 ☆

高齢者が身近な地域で生きがいをもって暮らし続けていくことができるよう、地域活動や生涯学習活動等で多様なメニューの提供を行うとともに、そうした活動に容易に取り組めるよう様々な機会を通じて情報提供に努めます。

(1) 社会参加の促進、活動機会の拡充

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の生きがいづくりの支援充実を図るため、単位老人クラブ会員数の増加やリーダー（後継者）の育成等の支援を行います。	いきいき高齢支援課
②自治会や老人クラブ、小学校等と連携しつつ、交通安全指導員による通学路の見守り、地域の清掃活動、地域学校協働活動等、安心・安全のまちづくりに資するボランティア活動への参加を促進します。また、図書館ボランティアや歴史ガイド等、文化系ボランティア活動への参加を促進します。	いきいき高齢支援課 教育総務課 市民生活課 文化財課 図書館
③高齢者が社会教育活動を通じ、地域活動等の社会貢献活動に参加できるよう、「てだこ学園大学院」の学習内容の充実を図るとともに、地域活動等への参加促進及びリーダー育成を進めます。	教育総務課 市民生活課
④高齢者が自らの経験や知恵を活かして教育文化活動、地域活動等様々な場面で活躍することができるよう、生涯学習講座や社会福祉協議会との連携等を通して、ボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉総務課 教育総務課
⑤高齢者3施設（老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンター）における講座の開催や自主学習の促進及び学習相談支援を行うとともに、ニーズの把握や内容の充実等を図り、各種講座への参加促進等を図ります。	いきいき高齢支援課 教育総務課
⑥高齢者3施設、中央公民館での講座終了後も高齢者が継続した生きがいづくり活動に取り組めるよう、自主サークルの設置支援を進めるとともに、自主サークルによる地域活動が行えるよう、活動の把握と活動支援を行います。	いきいき高齢支援課 中央公民館
⑦閉じこもりがちな高齢者等の社会参加や地域間・世代間交流を促進するため、生きがいと健康づくり事業を実施します。また、日常生活圏域ごとの事業展開を図ることができるよう、講座やイベントのアウトリーチ等により、参加機会の拡充を図ります。	いきいき高齢支援課
⑧高齢者が地域活動や社会教育活動等にスムーズに参加できるよう、ボランティア等活動団体、生涯学習講座等の情報一元化を図るとともに、紹介パンフレットの作成・配布、市ホームページを通しての発信、ボランティア・市民活動支援センターや中学校区地域保健福祉センターからの紹介等様々な方法で情報提供を進めます。	いきいき高齢支援課 福祉総務課 市民協働・男女共同参画課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
老人クラブ会員数	1,574 人	1,606 人	1,638 人	1,670 人
老人福祉センター等での講座 受講者数	6,410 人	6,400 人	6,600 人	6,800 人

■文化財課 平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
ガイド会員数	59 人	75 人	75 人	75 人

■中央公民館

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
サークルの社会教育活動 参加団体数、開催回数及び参加人数	35 団体 111 回 798 人	50 団体 130 回 900 人	60 団体 140 回 950 人	70 団体 150 回 1,000 人



(2) 高齢者の就業支援

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の生きがい就労ニーズに対応するため、市シルバー人材センターとの連携のもと、人材センターの周知を図るとともに、会員数増加に向けた支援等を行います。	産業振興課
②市シルバー人材センター及び沖縄県シルバー人材センター連合主催の技能講習会等の周知を図るとともに、時代のニーズに即した技能習得に対応できるよう、講習内容の充実を促します。	産業振興課
③市シルバー人材センターの活動拠点の整備及び機能充実を図るための検討を進めます。	産業振興課
④高齢者の就業相談窓口として、浦添市ふるさとハローワークやシルバー人材センターの周知を図るとともに、就業ニーズに応じた就業相談に取り組みます。	産業振興課
⑤市シルバー人材センター等との連携により就業ニーズの把握に努め、職域開拓及び就業機会の確保に取り組みます。	産業振興課
⑥起業意欲のある高齢者等を支援していくため、創業セミナー等の周知と参加促進を図っていくとともに、国等の各種支援制度の周知を進めます。	産業振興課

<取り組みの目標値>

■産業振興課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
シルバー人材センター会員数	438 人	500 人	525 人	550 人
シルバー人材センター会員の 就業率	84.5%	88.0%	88.5%	89.0%

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進

浦添市社会福祉協議会との連携のもと、高齢者への尊敬や互いへの思いやりを高める住民参画による地域での見守り活動等を支援するとともに、福祉のまち、地域共生社会をめざします。

高齢者をはじめ、市民に広く地域づくりへの参加を呼びかけ、浦添市らしい地域共生社会をめざすため、高齢者福祉やまちづくりに関する取り組みの情報等を発信・共有していきます。

(1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進

施策・事業等の内容	所管課
①保育所や児童センター等における敬老の日の訪問、各学校の特色に応じた諸活動を通して、高齢者を敬う心を育みます。	保育課 学校教育課
②自治会等が開催する地域の敬老行事や高齢者3施設（老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンター）の敬老イベント等を通し、高齢者への感謝の意を伝えるとともに市民の敬老意識の高揚を図ります。	いきいき高齢支援課
③地域での世代間交流等の行事や各種事業への参加を通じ、自然に交流ができ、支え合いの意識が高まり地域の困りごとに気がつく市民が増えるよう、地域行事や地域で実施する市の各種事業への参加を呼びかけます。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
④高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどすべての住民を対象としたてだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）に基づき、地域住民等の参画による地域の課題解決、見守り・声かけ、ゴミ出し等の手伝いなどの取り組みを関係機関とともに支援し、共に支え合う地域の実現をめざします。	福祉総務課
⑤福祉関連施設の窓口をはじめ、主要な公共施設へのパンフレットの設置や「広報うらそえ」、市ホームページ等の情報媒体の活用、「介護の日」や介護予防月間等のイベントを利用した情報発信等により、高齢者福祉に関する情報提供・発信を行います。また、身近な相談窓口として定着するよう地域包括支援センターの周知を図ります。	いきいき高齢支援課
⑥高齢者を含むすべての市民に対して、高齢者福祉や市の情報をわかりやすく提供するため、広報などについては、引き続き字体や見せ方の工夫やユニバーサルデザインの普及に努めます。	国際交流課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

施策・事業等の内容	所管課
⑦地域の支え合いの活動母体となる「コミュニティづくり推進委員会」の活動を推進し、地域に根ざした取り組みの効果的促進を図ります。	福祉総務課

<取り組みの目標値>

■国際交流課 平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
広報誌UDフォント使用	100%	100%	100%	100%
HPアクセシビリティ基準準拠	A～C	AA	AA	AA

2 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進 ☆

在宅の高齢者やその家族等が在宅生活での様々な不安や負担等を軽減し、地域での暮らしが継続できるよう、医療、介護等が一体的に提供される環境づくりや在宅福祉サービスの提供を図ります。

(1) 在宅医療・介護の連携推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①在宅医療・介護を必要とする市民からの相談やサービス利用に適切に対応できるよう、浦添市医師会や浦添市在宅医療ネットワークをはじめ、多職種間（医師、歯科医師、介護支援専門員、訪問看護師等）の連携強化を図るとともに、専門職を対象とした知識の習得・向上のための研修開催に取り組みます。	いきいき高齢支援課
②在宅医療、在宅介護を担う医療機関や事業所等について、浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしーのホームページ等での情報発信に努め、広報うらそえや市ホームページ等を活用し、浦添市在宅医療ネットワークの普及促進を図るとともに、在宅療養支援診療所の拡充を促進します。また、引き続き、かかりつけ医の普及・定着に取り組みます。	いきいき高齢支援課
③医療と介護が相互に連携しながら市民の在宅生活や急変時を支えるため、医療及び介護職等専門職からの在宅医療に関する相談対応や、高齢者の入退院時における関係機関（病院、介護保険事業所等）の情報共有の支援、コーディネートするなどの機能強化に努めます。	いきいき高齢支援課
④医療及び医療機関、介護に関する身近な相談窓口として、浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしー等の周知を図るとともに、	いきいき高齢支援課

施策・事業等の内容	所管課
多様な情報媒体を活用し、浦添市医師会や南部地区歯科医師会等との連携のもと、市民が適切に医療・介護サービスが受けられるよう支援します。	
⑤在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発に取り組むとともに、看取り（ターミナルケア）の体制充実に向け、市民の理解促進、支援技術向上等を促進するため保健・医療・福祉・介護等各専門領域の連携強化を図ります。	いきいき高齢支援課
⑥医療・介護の関係者による会議を開催し、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及び対応策の検討を行います。また、広域的な連携が必要な事項について、他市町村と連携を図ります。	いきいき高齢支援課
⑦介護療養型医療施設の廃止について経過措置期間がさらに6年間延長（平成35（2023）年度末まで）されたため、国の動向を勘案しながら、当該利用者の受け皿の確保を検討します。（再掲）	いきいき高齢支援課
⑧介護人材の確保・育成・定着のため、事業所や県等の関係機関と連携し、働きやすい職場環境に向けた研修等の実施を促進します。また、介護に携わる職員向けに介護技術や知識を学ぶことができる研修等の開催を促進します。また、介護の日や各種イベント等を活用し、介護の仕事の理解普及や魅力を発信します。（再掲）	いきいき高齢支援課 産業振興課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
在宅医療・介護連携支援センター数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
在宅医療・介護連携支援センター運営委員会	2回	2回	2回	2回
在宅医療・介護連携支援センターうらっしー市民公開講座	1回	1回	1回	1回

(2) 在宅福祉サービス等の充実

1) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への支援

施策・事業等の内容	所管課
①ひとり暮らし高齢者の在宅中の緊急時の対応、不安感・孤独感の解消を図ることができるよう、緊急通報システムの利用促進を図っていきます。	いきいき高齢支援課
②高齢者のニーズや状況を踏まえ、栄養バランスのとれたお弁当を配達（夕食のみ）し、食生活の改善と健康促進を図るとともに見守りを行います。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
緊急通報システム利用者数	153 人	158 人	171 人	179 人

2) 施設福祉サービスの取り組み推進

施策・事業等の内容	所管課
①経済的な理由等により、住まいの確保が困難な高齢者への支援を図るため、養護老人ホームでの保護措置を継続します。また、養護老人ホーム入所者の要介護状態の進行を抑制するために、介護保険サービスの利用措置を進めます。	いきいき高齢支援課
②虐待等により緊急的に保護が必要な高齢者への対応が適切に行われるよう、小規模多機能型施設等との連携を図ります。	いきいき高齢支援課

3) 救急医療情報キット配布事業

施策・事業等の内容	所管課
①緊急時にかけつけた救急隊や搬送先医療機関等の迅速かつ適切な処置等に資するよう、広報うらそえや市ホームページを通じた情報発信、各種事業を通じた地域への広報活動等により、救急医療情報キットの普及を促進します。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
救急医療情報キット配布事業	1,620 件	1,760 件	1,870 件	1,980 件

(3) 認知症高齢者への支援の充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①認知症初期症状への対応が適切に行えるよう、認知症初期集中支援チームにて認知症専門医、認知症地域支援推進員、介護保険サービス事業所等と連携し、認知症のケアサポートを図ります。また、地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心に、地域の認知症の方及びその家族への対応を行いつつ、関係機関等と連携し、地域の認知症ケアの向上を図ります。	いきいき高齢支援課
②自治会ごとの要援護者支援会議の活用や地域包括支援センター、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、民生委員、介護支援専門員等との連携を進め、自治会単位での見守りや認知症高齢者等がひとりりで外出して、自宅に戻れなくなった時の早期発見・通報・保護等に資する見守りネットワークを構築します。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
③若年性認知症を含む認知症に対する市民の理解が進むよう、市広報誌等を通じて情報発信等を行い、さらに、「浦添市キャラバンメイト連絡会」との連携を図りながら、地域、学校、企業等での認知症サポーター養成講座を開催します。また、養成した認知症サポーターの活用に向けた取り組み（地域での見守りボランティア等）を行います。	いきいき高齢支援課
④高齢者を含む市民が身近な地域で認知症予防に取り組めるよう、日常生活圏域ごとの地域包括支援センターと連携し、認知症予防教室を開催します。	いきいき高齢支援課
⑤認知症の方の家族等の介護技術の向上と家族同士の交流等が促進されるよう、家族介護教室等の開催や認知症の方やその家族が集う認知症カフェとの連携を推進します。介護している家族の方がより多く参加するよう、地域包括支援センターや介護支援専門員等を通じて、参加を呼びかけます。	いきいき高齢支援課
⑥認知症当事者の地域への社会参加を促進するために、定期的な集いの場として認知症カフェ（居場所づくり）等の設置を行います。	いきいき高齢支援課
⑦若年性認知症になっても、本人及び家族が生活（医療受診、各種福祉・介護サービスの受給、経済的問題に関する支援等）していく上で、将来的にも不安なく生活できるような支援体制を整えます。	いきいき高齢支援課 障がい福祉課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
認知症初期集中支援チームの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
認知症地域支援推進員の配置 (各地域包括支援センターへ 1 人ずつ配置)	4 人	5 人	5 人	5 人
認知症ケアパス作成 (浦添市版)	作成中	更新	更新	更新
介護者の交流の場の開催 (交 流の場+家族介護教室)	21 回	37 回	37 回	37 回
認知症の方の交流の場の開催	23 回	36 回	36 回	36 回
認知症カフェの設置数	3 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
認知症サポーター養成人数	936 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人

(4) 家族介護者への支援 ○

施策・事業等の内容	所管課
①在宅要介護者の介護を担っている家族の身体的、精神的、経済的な負担を軽減するため、在宅介護手当の支給等による支援を行います。	いきいき高齢支援課
②適切な介護知識や技術の習得を支援するとともに、介護者同士の交流の機会を創出し、介護者の身体的、精神的な負担が軽減するよう取り組みを進めます。	いきいき高齢支援課
③市民や事業所等に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方やフレックスタイム制度、テレワーク、短時間正社員制度など仕事と介護が両立できる多様な働き方の普及啓発を行います。	産業振興課 市民協働・男女共同参画課
④就労と介護や子育て等の両立に向けた相談窓口を周知します。	産業振興課 市民協働・男女共同参画課

(5) 権利擁護の推進

施策・事業等の内容	所管課
①市民や介護施設従事者等へ高齢者虐待の相談通報窓口である地域包括支援センターや庁内の対応窓口の普及・啓発を行います。また、関係機関等においても、虐待防止に関する制度や虐待要因の現状分析等について周知を図るとともに、必要時には研修等を行い虐待防止及び予防に努めていきます。	いきいき高齢支援課
②関係機関等との情報交換及び高齢者への支援体制の整備等を目的とした高齢者地域包括支援連絡協議会と連携しながら、虐待防止に向けた対策のあり方や関係機関との連携強化の方法を検討します。虐待事案については、対応マニュアル（浦添市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する規則）に基づき、適切に対応していきます。	いきいき高齢支援課
③市ホームページや広報うらそえ等を通して、成年後見制度等の権利擁護事業の周知を図ります。また、特別な事情で成年後見制度の利用が困難な市民については、市長申し立てや費用等の支援を行います。	いきいき高齢支援課
④「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組みの構築を図ります。 (成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画)	いきいき高齢支援課
⑤社会福祉協議会との連携により、日常生活自立支援事業を推進するために、専門員や生活支援員の確保を進めるとともに、市民後見人の育成及び法人後見人の確保等、支援体制の充実を図ります。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
高齢者地域包括支援連絡協議会の開催	1 回 (28 年度)	1 回	1 回	1 回
権利擁護支援業務 (高齢者虐待の支援件数)	10 件	11 件	12 件	13 件
成年後見制度利用支援事業利用人数	4 人	5 人	6 人	7 人

3 地域包括ケアシステムの基盤強化 ☆ （重点施策）

高齢者が住み慣れた地域で、自らの意思や希望にそった日常生活をおくることができるよう、本計画で位置づける介護予防や医療・介護・住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供できる体制の強化に向け、社会福祉協議会をはじめ多様な主体間の参画のもと進めていきます。

さらに、地域の課題を抽出し、解決策を検討する地域マネジメントの強化や、地域包括ケアシステム構築の中核として高齢者などの生活全般の相談を受け必要な支援等を行う地域包括支援センターの機能の充実を進めます。

（１）地域によるネットワークの拡充

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の閉じこもり防止や見守り等のため、民生委員や老人クラブ等の元気高齢者による見守りやボランティア等の活動を支援・促進します。地域活動等への参加意向を持つ高齢者が活動に参加するきっかけづくりを地域と共に取り組みます。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
②社会福祉協議会の開催する各種ボランティア養成講座との連携等により、地域のボランティア人材の育成・確保に取り組みます。 また、災害時要援護者等の避難支援者や介護予防活動の支援者など、様々な取り組みで育成・確保される人材や事業所に対し、地域包括ケアシステムの理解促進に努め、多様な主体が参画するネットワークづくりを進めます。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
③社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体等への活動を支援するとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や生活支援コーディネーター等との連携により、自治会や民生委員等の実施する地域の福祉活動及び支え合い活動、通いの場の活性化に必要なアドバイス等の支援や仕組みづくりを進めます。 地域の高齢者や住民が身近な地域で気軽にいろいろな相談ができ、交流できる憩いの場所として利用してもらえるよう、自治会集会所等の周知等を図ります。	福祉総務課 いきいき高齢支援課 市民生活課
④地域ケア会議、第一層（市全域）、第二層（日常生活圏域）協議体等の開催や参加を通して、関係機関（多職種）のネットワークの拡充を目指します。	いきいき高齢支援課 福祉総務課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(2) 地域包括支援センターの機能強化 ○

施策・事業等の内容	所管課
①地域包括支援センターを日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム構築の中核機関として位置づけ、中学校区地域保健福祉センターとの相互連携を促進し、高齢者の保健医療及び介護等に関する総合相談の充実、地域のニーズや高齢者の実態把握に取り組みます。	いきいき高齢支援課
②把握した課題に適切に対応できるよう、地域包括支援センターの専門職等の更なるスキルアップを支援し、コーディネート機能やマネジメント機能を充実します。	いきいき高齢支援課
③支援が必要な高齢者及びその家族の意向を踏まえつつ、要介護状態への移行や状態の悪化等を防ぐため、適切なサービス利用へつなげるとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や民生委員、自治会等の多様な地域資源を活用・連携したケアマネジメントを推進します。	いきいき高齢支援課
④地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの専門職や介護支援専門員連絡会など関係団体や機関との連携のもと、支援策等の意見交換や事例検討会を開催します。	いきいき高齢支援課
⑤地域包括支援センター事業等の定期的な点検評価を行い、地域包括支援センター運営協議会等での内容報告に対する指導助言により、業務の改善や機能の充実に努めます。	いきいき高齢支援課
⑥各地域包括支援センターの担当する日常生活圏域の高齢化の進行や業務量等の変化に応じて適切な体制を検討し、効果的な支援及び運営をめざします。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
総合相談支援業務件数	6,755 件	6,900 件	7,050 件	7,200 件
包括的・継続的ケアマネジメント業務（事例研修会の開催）	4 回	5 回	5 回	5 回
地域包括支援センター運営協議会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(3) 地域ニーズ把握及び地域ケア会議等の充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①地域包括支援センターと中学校区地域保健福祉センターの連携（CSW・包括支援連絡会議の開催）を支援するとともに、様々な相談に対する的確な状況把握、専門的・継続的な関与、または緊急的対応の必要性の判断を行うなど、相談機能の充実に取り組みます。	いきいき高齢支援課 福祉総務課
②自治会に設置が進められている「ふれあい相談窓口」と連携し、寄せられる課題などからも高齢者ニーズを洗い出すとともに、地域での対応が難しい場合は関係機関とともに支援を行います。身近な相談窓口として「ふれあい相談窓口」の設置を促進します。	福祉総務課
③地域ケア会議の開催支援を行い、個別事例のケアマネジメントから地域の共通した課題やニーズを把握し、地域の関係機関等、多職種間で共有します。課題に対応するため、社会資源を活用しながら必要なサービスを検討・開発し、地域の中で支援ネットワークづくりに取り組むことができるよう、生活支援コーディネーター等による地域を支援します。 また、各日常生活圏域からあげられた課題・ニーズに対応した政策形成につなげるため、庁内の関係部局の連携強化と市全体での地域ケア推進会議の開催に取り組みます。	いきいき高齢支援課 福祉総務課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
地域包括支援センター担当圏域レベルの地域ケア会議の開催回数	24 回	30 回	35 回	40 回
市の地域ケア会議の開催回数	7 回	8 回	9 回	10 回

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(4) 生活支援サービスの体制整備の推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供の充実に向けて、担い手やサービスの開発、支援者や多職種間のネットワークづくりなどを行う、第一層（市域での活動）、第二層（日常生活圏域での活動）の生活支援コーディネーターの活動を支援します。	いきいき高齢支援課
②第二層生活支援コーディネーターを含め、生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、地域の実情に応じた住民主体の多様なサービスの開発及び生活基盤体制整備の構築に向けた情報共有及び連携強化の場として、第二層協議体の設置・活性化を支援します。	いきいき高齢支援課
③地域の介護支援専門員等が、地域における健康・生きがいづくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等、様々な社会資源を活用できるよう、資源の整理を行うとともに、中学校区地域保健福祉センターとの連携・協力体制の強化を促進します。	いきいき高齢支援課 福祉総務課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
第一層協議体設置数	1	1	1	1
第一層協議体開催回数	1 回	2 回	3 回	3 回
第二層協議体設置数	未設置	5	5	5
第二層協議体開催回数	未開催	15 回	20 回	20 回

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1 安心して暮らせる住環境の整備 ☆

既存の公共公益施設については、段差の解消、手すりの設置等バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン等の普及により、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい整備を進めます。

また、交通機関の利用が難しい高齢者への外出支援サービスの提供や利便性の向上に努め、引き続き新たな移送サービスの導入を検討するなど、高齢者が気軽に外出できる環境を整えます。加えて、いざという時のために、日頃から交通安全や防災対策を進めます。

高齢者の地域での暮らしを支援するため、その基盤となる住宅の確保支援等に取り組みます。

(1) 高齢者の外出を促進する環境づくり ○

1) バリアフリー化の促進

施策・事業等の内容	所管課
①沖縄県福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設をはじめとする建築物や道路、公園等のバリアフリー化を推進し、高齢者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用できる環境整備・改善を進めます。	建築営繕課 道路課 美らまち推進課
②高齢者の安全に配慮し、歩道の幅員確保や段差解消、点字ブロックの設置等による良好な歩行者空間づくりを進めます。	道路課
③計画から維持管理まで積極的な住民参加を促し、高齢者の視点も踏まえ、利用者に配慮した公園づくりを推進します。	美らまち推進課
④建築指導を通じた設計者等へのバリアフリー、ユニバーサルデザインの意識啓発を図り、誰もが快適に利用できる環境づくりを促進します。	建築指導課

2) 移動支援の充実

施策・事業等の内容	所管課
①外出時に介護を要する公共交通機関の利用が難しい高齢者を対象とした「高齢者外出支援サービス」の利用範囲の見直しなど利便性の向上を検討し、サービスの充実を図ります。	いきいき高齢支援課
②民間事業所やNPO等の活用による新たな移送サービス（医療機関等送迎バスの利用、介護・福祉タクシーや路線バス利用券の交付、小型車両を活用した移動支援等）導入のため、ニーズ調査の実施及び導入促進に向けて取り組みます。	いきいき高齢支援課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成 29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
移動支援サービス利用者数	63 人	80 人	90 人	100 人

（2）高齢者の安全確保 ○

1）交通安全対策の推進

施策・事業等の内容	所管課
①浦添市交通安全推進協議会、浦添地区交通安全協会による高齢者向け安全教室の開催や広報うらそえ等を通じた情報発信等、高齢者の交通安全意識の普及啓発を図ります。	市民生活課

<取り組みの目標値>

■市民生活課 平成 29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
高齢者を中心とした交通安全教室	10 回	10 回	10 回	10 回

2）災害時の避難対策

施策・事業等の内容	所管課
①地域の防災力向上のため、自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、地域における防災に関する講演会や避難訓練実施等の支援に取り組めます。	防災危機管理室
②災害時に高齢者等要援護者の円滑な避難を支援するため、災害時要援護者避難支援制度の理解促進及び名簿への登録を進めます。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等と連携しつつ、要援護者の支援者を確保します。さらに、関係部局・機関及び自治会等関係団体との連携のもと、災害時における避難等サポート体制の充実及び避難支援や安否確認に備え、日常的な声かけや見守り等の地域活動の強化を促進します。	福祉総務課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(3) 高齢者の良質な住まいの確保 ○

施策・事業等の内容	所管課
①住宅の確保が困難な高齢者に対し、市営住宅空き家募集抽選時の優遇措置を行います。エレベーターのない市営住宅において、1階に空き家が出た場合、意向に応じて上層階の高齢者の住み替えに取り組みます。	建築営繕課
②住宅担当部局等との連携のもと、サービス付き高齢者向け住宅制度の登録住宅の確保及び利用促進に向け、住宅管理者や市民に対して制度の周知を図ります。	いきいき高齢支援課
③高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、沖縄県居住支援協議会等の動向を踏まえ、高齢者を対象とした居住サポート事業を進めます。また、居住相談等に取り組む各種団体や事業所等の情報を集め、それら相談窓口の利用を促進します。	いきいき高齢支援課 建築営繕課
④沖縄県居住支援協議会と連携しつつ、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業や低額所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の活用促進、一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保障制度等の情報発信等に取り組み、高齢者が入居できる住宅の確保を図ります。	建築営繕課 いきいき高齢支援課
⑤沖縄県と連携しつつ、増加傾向にある有料老人ホームの実態把握に努めるとともに、入居相談にも適切に対応できるよう、有料老人ホーム事業所との連携を強化します。	いきいき高齢支援課
⑥介護認定を受けた高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度の住宅改修の周知及び利用促進を図ります。また、骨折や転倒による要介護状態への移行を予防するため、住宅等のバリアフリー化を促進します。	いきいき高齢支援課
⑦住宅の質の向上を図るため、バリアフリー改修工事等を補助対象とする「浦添市住宅リフォーム支援事業」を進めます。	建築営繕課

2 ニーズに合った介護保険サービスの提供 ☆

介護が必要になった高齢者の状態や意向にそったサービスを提供し、地域での暮らしを支えます。介護保険制度の変更・充実に適切に対応していくことができるよう、高齢者のニーズ等の把握と介護保険サービス事業所等との連携に取り組み、サービス利用状況の分析を踏まえたサービス提供をめざします。家族介護の不安や負担を軽減し、介護離職者ゼロを目標に介護保険サービスの充実に努めます。

(1) 居宅サービスの充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①住み慣れた家庭や地域で介護が受けられるよう、サービス事業所との連携により、サービスの充実に取り組みます。	いきいき高齢支援課

(2) 地域密着型サービスの推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①常に介護が必要な中重度の要介護認定者の入所ニーズを受け止めるため、入所定員が29名以下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）を計画期間内に1箇所見込むこととします。	いきいき高齢支援課
②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護について在宅生活の支援充実に図るため、市民ニーズや事業所の意向を踏まえつつ導入を検討します。	いきいき高齢支援課
③各日常生活圏域での身近なサービスとなる地域密着型サービスの周知を図るため、市の相談窓口でのパンフレットの設置や広報うらそえを通じてサービスの紹介等情報提供を進めます。	いきいき高齢支援課
④地域密着型サービスの質の向上を図るため、集団指導等を実施し、地域密着型サービス事業者との連携をより密にします。	いきいき高齢支援課

(3) 介護保険施設サービス等の推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については利用ニーズの把握に努め、引き続き、重度の方の受け入れを見込むこととします。	いきいき高齢支援課
②介護老人保健施設については在宅復帰をサポートするため、計画期間内に30床の確保を見込むものとします。	いきいき高齢支援課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

施策・事業等の内容	所管課
③介護療養型医療施設の廃止について経過措置期間がさらに6年間延長（平成35（2023）年度末まで）されたため、国の動向を勘案しながら、当該利用者の受け皿の確保を検討します。	いきいき高齢支援課

（4）介護離職を防ぐサービス等の充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①介護者の介護不安や負担を軽減し、仕事と介護の両立を支援するため、介護者ニーズを踏まえ、介護サービスの充実、導入を行います。	いきいき高齢支援課
②介護サービスに関する情報を発信するとともに、利用に関する相談窓口を周知します。	いきいき高齢支援課

3 介護保険サービスの質の向上 ☆

介護支援専門員への支援や介護サービス提供事業所との連携を強化し、安心して利用できる質の高いサービスを確保します。

また、計画期間内に居宅介護支援事業の指定権限が市町村に移行されることや、地域密着型通所介護についても市町村が必要に応じて指定が可能になることなどについて適切に対応していきます。

さらには、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを利用しやすくする共生型サービスの提供に向けて取り組みます。事業所や関係機関と連携した介護職員への研修等の開催促進や介護職についての周知を行います。

（1）介護給付の適正化の推進

施策・事業等の内容	所管課
①公平かつ適正な要介護認定を実施するため、認定審査会委員や訪問調査に従事する調査員に研修等を行い、必要な知識の習得と質の向上を図ります。	いきいき高齢支援課
②介護保険事業の運営が適切に行われるよう、浦添市介護保険事業運営委員会等での意見を踏まえた事業内容の改善を行うとともに、給付費等適正化事業の各種取り組み（浦添市介護給付適正化計画）の効果的な実施を図ります。	いきいき高齢支援課
③介護保険事業の適正な利用や介護予防・重度化防止等の大切さを周知するために、広報うらそえや市ホームページ、出前講座等を通じて情報発信を行うとともに、介護の日等実施するイベントでの情報提供を行います。	いきいき高齢支援課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(2) 介護保険サービスに関する取り組みの推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①居宅介護事業所の適切な指定・指導を行い、適切な運営やサービス提供を促進します。また、浦添市介護支援専門員連絡会との制度や施策についての情報交換をするとともに、研究会などへの可能な支援を行うなど連携を強化し、介護支援専門員の更なる技術向上を促進します。	いきいき高齢支援課
②介護サービス及び介護予防サービスに関する相談や苦情などについて市役所や地域包括支援センターに気軽に相談できるよう窓口を周知します。調査や指導などニーズの把握とその対応に努め、サービスの質の向上につなげます。	いきいき高齢支援課
③介護人材の確保・育成・定着のため、事業所や県等の関係機関と連携し、働きやすい職場環境に向けた研修等の実施を促進します。また、介護に携わる職員向けに介護技術や知識を学ぶことができる研修等の開催を促進します。 介護の日や各種イベント等を活用し、介護の仕事の理解普及や魅力を発信します。	いきいき高齢支援課 産業振興課
④障がいのある方が 65 歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスが利用できるよう、また、介護等に携わる人材も限りがある中で地域の実情に応じたサービスが提供されるよう、高齢者や障がい児者が共に利用できる共生型サービスの参入を促進します。	いきいき高齢支援課 障がい福祉課



Ⅲ 介護保険サービスの必要量と保険料の設定等

1. 介護保険サービス必要量の算定の手順
 2. サービス見込み量と第7期介護保険料の設定
-

【本文中の項目☆、○印について】

- ☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
- ：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

基本指針について

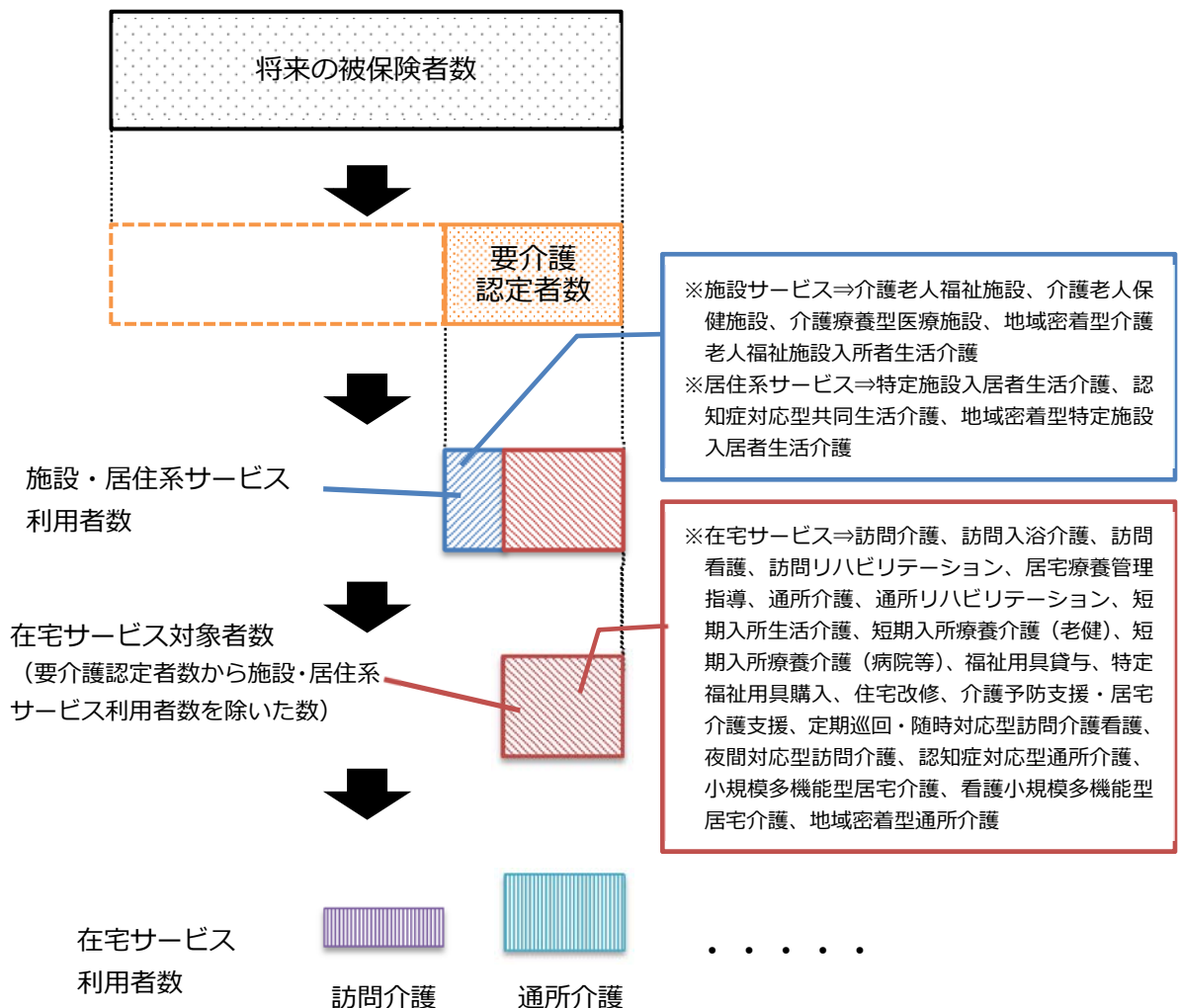
介護保険法（第116条）において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

Ⅲ 介護保険サービスの必要量と保険料の設定等

1. 介護保険サービス必要量の算定の手順 ☆

第7期計画期間（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）における第1号被保険者の介護保険料については、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用しながら、以下の手順に沿って算出します。将来推計機能は、第6期計画期間の介護事業状況報告に基づき、第7期介護保険事業計画におけるサービスの見込み量及び保険料基準額を設定する手順となっています。

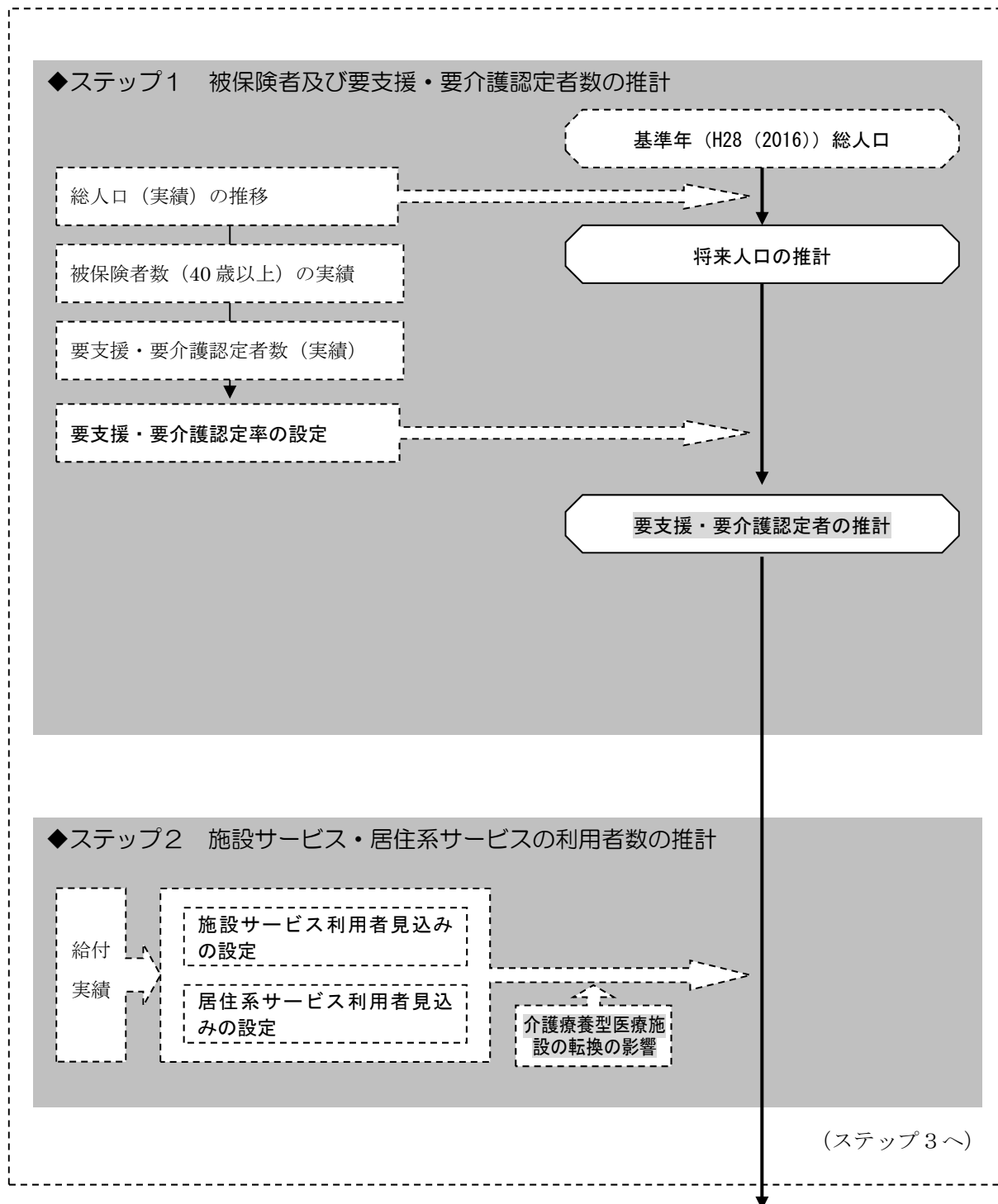
（1）将来推計の考え方

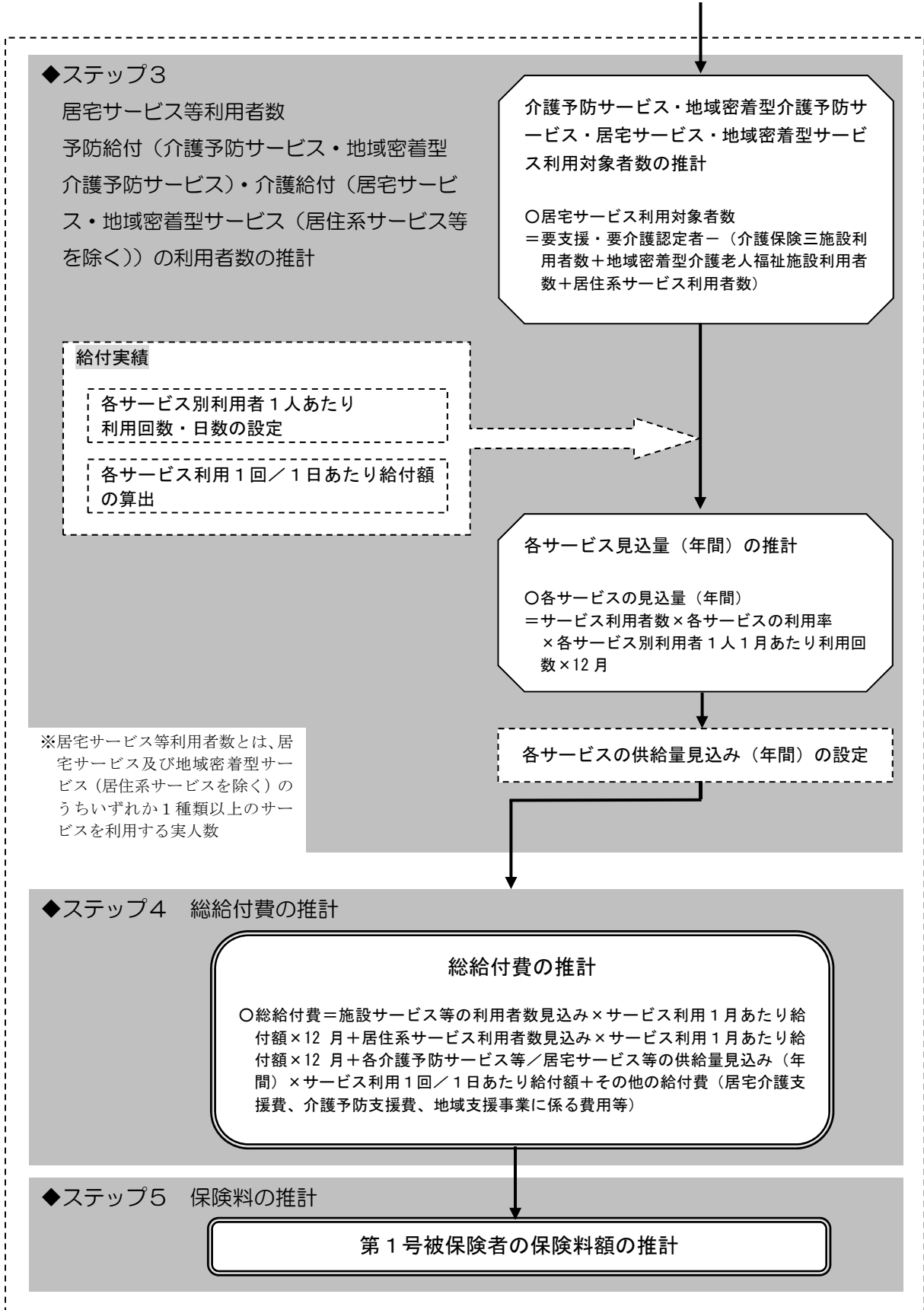


(2) サービス必要量算出の手順

保険料算出の根拠となる介護給付等対象サービスの見込みの検討(ステップ1～ステップ4)を行います。

■ 介護給付等対象サービスの見込量の推計手順

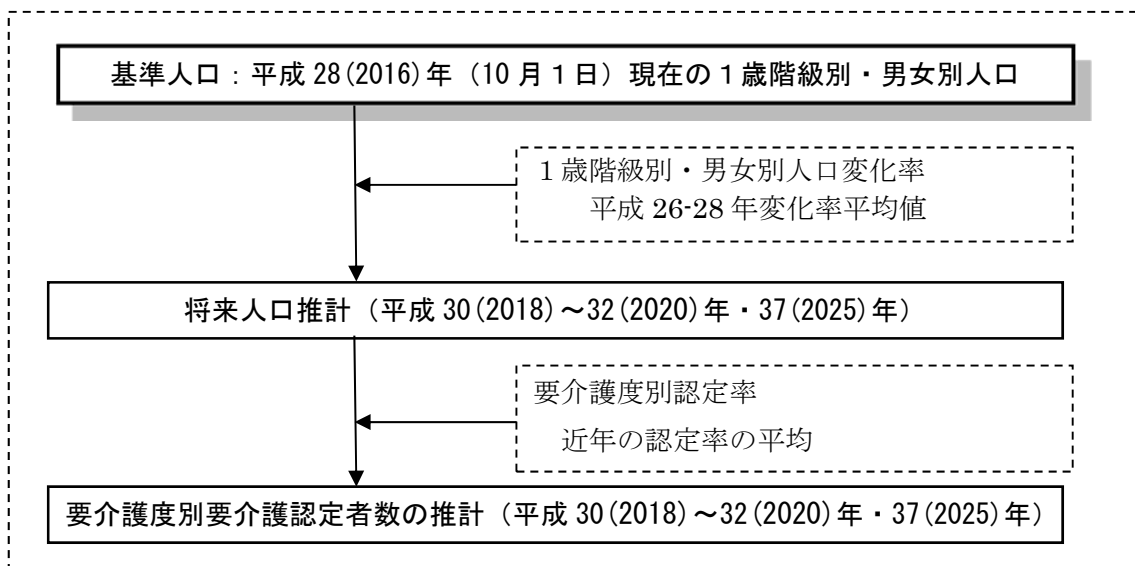




(3) 将来人口等の推計（ステップ1）

ここでは、今後の高齢者介護のあり方を検討するため、その基本条件となる平成 30（2018）年～32（2020）年度、及び将来を見据えた平成 37（2025）年度の高齢者人口、要支援・要介護者数の推計を行います。

■将来人口等推計の手順



【推計にあたっての条件設定と推計人口の算出】

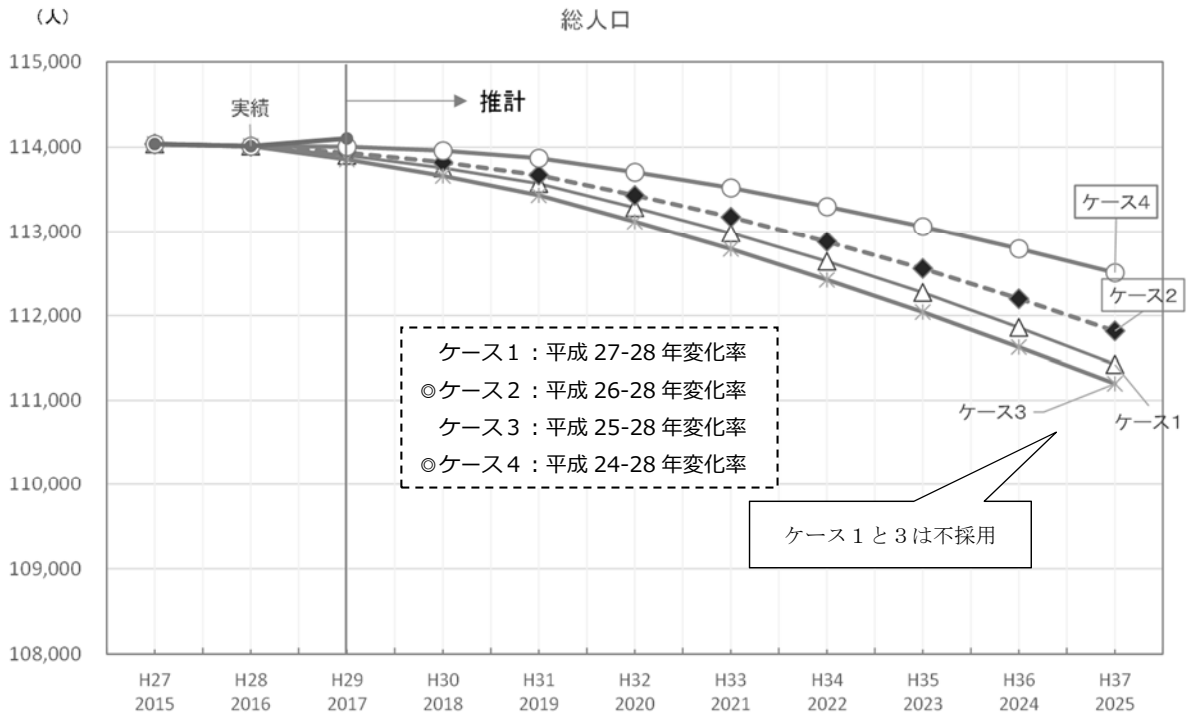
- 基準年を平成 28（2016）年 10 月 1 日として算出しました。（総人口は 114,012 人、65 歳以上人口は 19,934 人、高齢化率は 17.5%）
- 第 6 期計画と同様にセンサス変化率法による推計を行いました。推計の際には、平成 26（2014）年～28（2016）年（3 年間・2 区間）の 1 歳階級別・男女別人口を活用し、それぞれ変化率の平均値を用いています。

■将来人口の推計結果

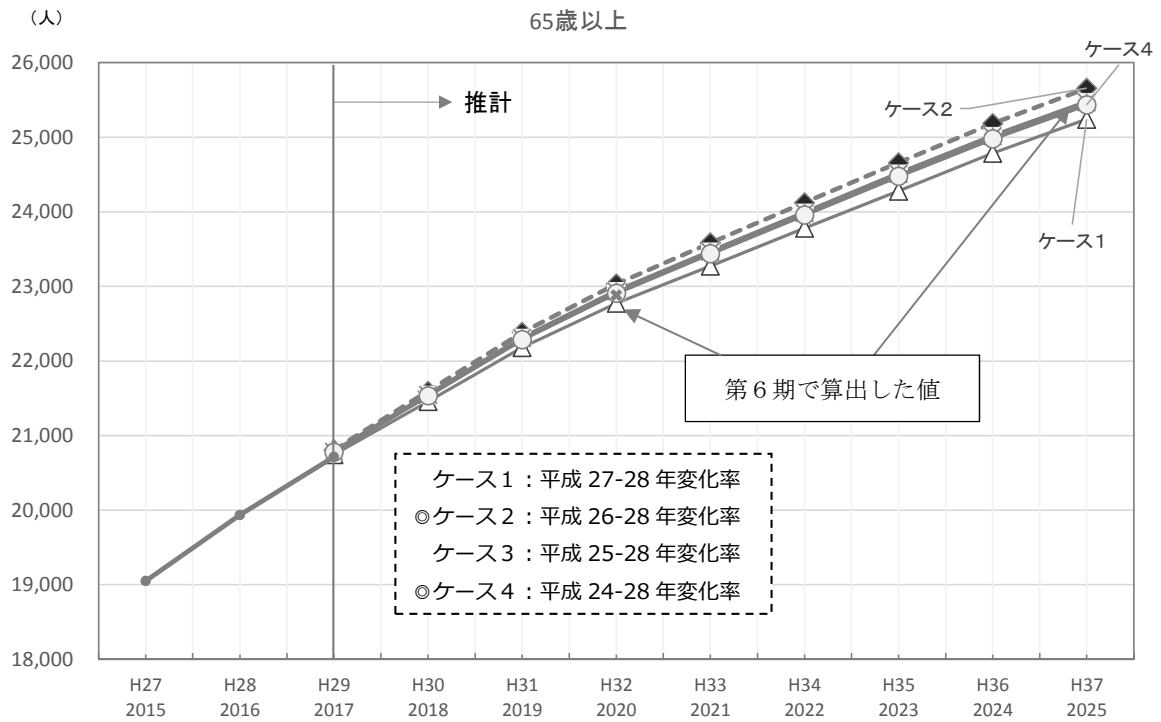
	実績値	推計値											
	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39	2028 H40
0～39歳	55,643	54,758	53,905	53,059	52,277	51,517	50,794	50,053	49,290	48,580	47,920	47,341	46,836
40～64歳	38,435	38,369	38,321	38,227	38,121	38,072	37,960	37,844	37,724	37,582	37,309	37,061	36,601
65歳以上	19,934	20,810	21,595	22,384	23,032	23,584	24,123	24,660	25,184	25,656	26,178	26,550	27,038
65～74歳(前期高齢者)	10,347	10,797	11,239	11,681	12,280	12,869	12,938	12,803	12,768	12,610	12,529	12,356	12,365
75歳以上(後期高齢者)	9,587	10,012	10,356	10,703	10,752	10,715	11,184	11,857	12,416	13,046	13,648	14,194	14,673
総人口	114,012	113,937	113,821	113,670	113,430	113,173	112,877	112,556	112,198	111,818	111,406	110,951	110,475
高齢化率	17.5%	18.3%	19.0%	19.7%	20.3%	20.8%	21.4%	21.9%	22.4%	22.9%	23.5%	23.9%	24.5%

【参 考】

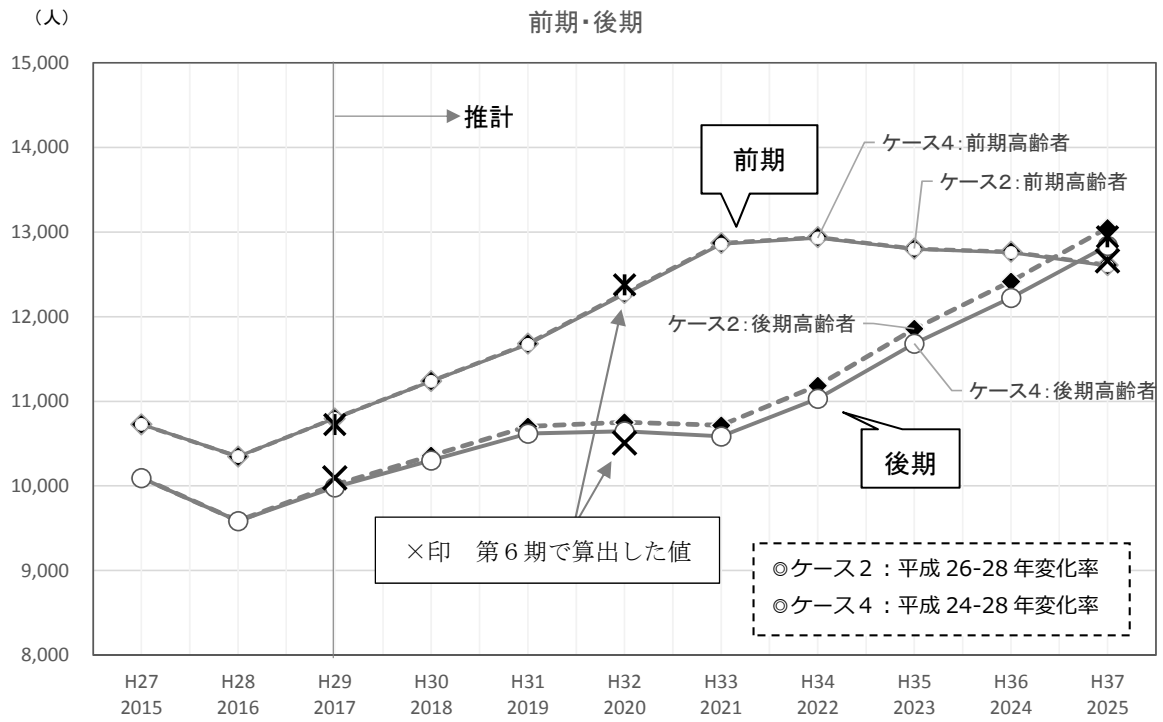
○総人口の将来推計



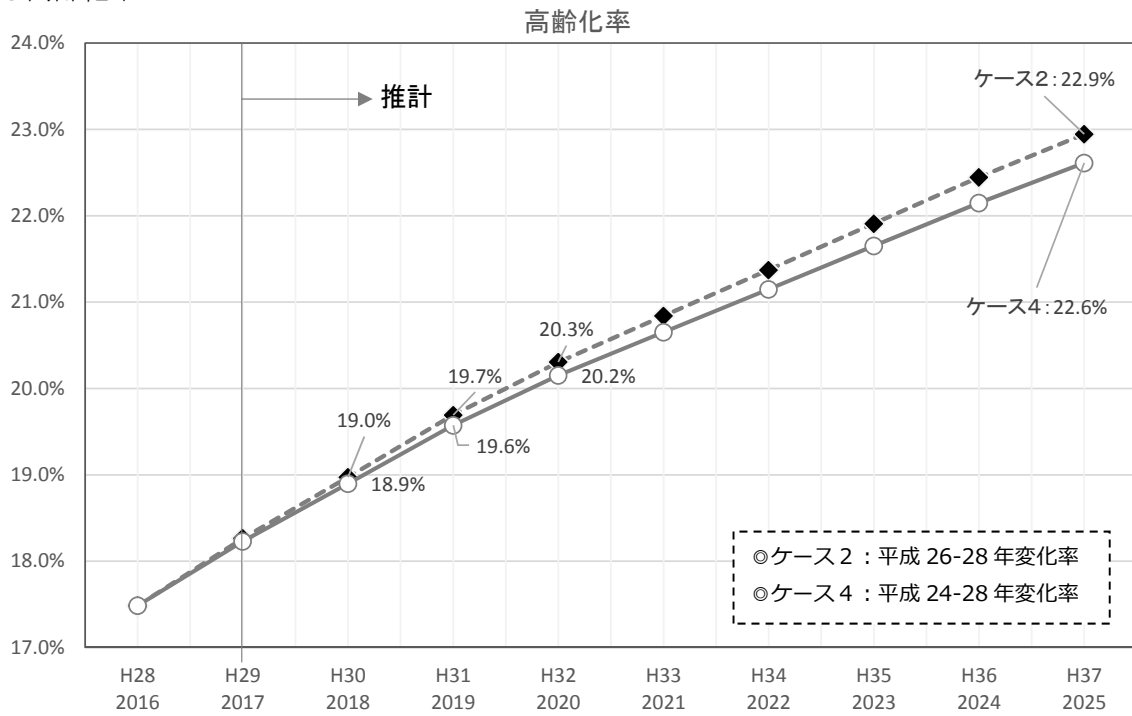
○65歳以上の将来推計



○前期・後期高齢者の将来推計



○高齢化率



(4) 要介護度別認定者数の推計

ここでは、先に算出した将来人口に、要介護認定者数比を乗じて将来の要介護度別認定者を推計し、65歳以上（1号被保険者）を要介護度別に設定しました。なお、認定者率、認定者数の推計については、見える化システムを活用し算出しました。

■実績

○平成 27（2015）年～平成 29（2017）年の性別、年齢別、認定区分別人口及び認定率の実績は以下の通りとなっています。

平成27年度		単位：人								平成27年度		単位：%							
	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
男	第1号被保険者	977	60	104	164	168	169	182	130	第1号被保険者	11.6	0.7	1.2	1.9	2.0	2.0	2.2	1.5	
	65～69歳	109	4	16	18	21	19	17	14	65～69歳	3.8	0.1	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	
	70～74歳	124	5	15	19	17	22	27	19	70～74歳	6.4	0.3	0.8	1.0	0.9	1.1	1.4	1.0	
	75～79歳	222	14	29	38	36	34	42	29	75～79歳	12.2	0.8	1.6	2.1	2.0	1.9	2.3	1.6	
	80～84歳	223	12	17	48	46	39	35	26	80～84歳	19.8	1.1	1.5	4.3	4.1	3.5	3.1	2.3	
	85～89歳	178	18	14	26	29	36	30	25	85～89歳	36.8	3.7	2.9	5.4	6.0	7.4	6.2	5.2	
	90歳以上	121	7	13	15	19	19	31	17	90歳以上	61.7	3.6	6.6	7.7	9.7	9.7	15.8	8.7	
	第2号被保険者	55	5	9	8	11	8	7	7	第2号被保険者	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
総数	1,032	65	113	172	179	177	189	137	総数	3.8	0.2	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5		
女	第1号被保険者	2,002	134	280	319	306	293	406	264	第1号被保険者	18.9	1.3	2.6	3.0	2.9	2.8	3.8	2.5	
	65～69歳	59	6	10	10	11	3	12	7	65～69歳	2.0	0.2	0.3	0.3	0.4	0.1	0.4	0.2	
	70～74歳	117	14	16	18	20	12	21	16	70～74歳	5.3	0.6	0.7	0.8	0.9	0.5	0.9	0.7	
	75～79歳	295	28	58	50	40	34	46	39	75～79歳	13.4	1.3	2.6	2.3	1.8	1.5	2.1	1.8	
	80～84歳	499	42	74	106	73	63	81	60	80～84歳	30.5	2.6	4.5	6.5	4.5	3.8	4.9	3.7	
	85～89歳	479	21	74	78	80	78	94	54	85～89歳	49.8	2.2	7.7	8.1	8.3	8.1	9.8	5.6	
	90歳以上	553	23	48	57	82	103	152	88	90歳以上	82.2	3.4	7.1	8.5	12.2	15.3	22.6	13.1	
	第2号被保険者	55	7	13	6	9	4	6	10	第2号被保険者	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
総数	2,057	141	293	325	315	297	412	274	総数	6.8	0.5	1.0	1.1	1.0	1.0	1.4	0.9		
計	第1号被保険者	2,979	194	384	483	474	462	588	394	第1号被保険者	15.6	1.0	2.0	2.5	2.5	2.4	3.1	2.1	
	65～69歳	168	10	26	28	32	22	29	21	65～69歳	2.9	0.2	0.4	0.5	0.6	0.4	0.5	0.4	
	70～74歳	241	19	31	37	37	34	48	35	70～74歳	5.8	0.5	0.7	0.9	0.9	0.8	1.2	0.8	
	75～79歳	517	42	87	88	76	68	88	68	75～79歳	12.8	1.0	2.2	2.2	1.9	1.7	2.2	1.7	
	80～84歳	722	54	91	154	119	102	116	86	80～84歳	26.1	2.0	3.3	5.6	4.3	3.7	4.2	3.1	
	85～89歳	657	39	88	104	109	114	124	79	85～89歳	45.5	2.7	6.1	7.2	7.5	7.9	8.6	5.5	
	90歳以上	674	30	61	72	101	122	183	105	90歳以上	77.6	3.5	7.0	8.3	11.6	14.0	21.1	12.1	
	第2号被保険者	110	12	22	14	20	12	13	17	第2号被保険者	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
総数	3,089	206	406	497	494	474	601	411	総数	5.4	0.4	0.7	0.9	0.9	0.8	1.0	0.7		

平成28年度		単位：人								平成28年度		単位：%							
	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
男	第1号被保険者	1,008	57	77	177	186	184	200	127	第1号被保険者	11.4	0.6	0.9	2.0	2.1	2.1	2.3	1.4	
	65～69歳	108	10	11	21	15	19	18	14	65～69歳	3.3	0.3	0.3	0.6	0.5	0.6	0.6	0.4	
	70～74歳	125	10	10	15	28	16	29	17	70～74歳	7.2	0.6	0.6	0.9	1.6	0.9	1.7	1.0	
	75～79歳	217	11	19	39	33	43	44	28	75～79歳	11.5	0.6	1.0	2.1	1.8	2.3	2.3	1.5	
	80～84歳	248	12	11	41	50	55	50	29	80～84歳	19.8	1.0	0.9	3.3	4.0	4.4	4.0	2.3	
	85～89歳	183	12	14	39	34	28	32	24	85～89歳	35.5	2.3	2.7	7.6	6.6	5.4	6.2	4.7	
	90歳以上	127	2	12	22	26	23	27	15	90歳以上	65.8	1.0	6.2	11.4	13.5	11.9	14.0	7.8	
	第2号被保険者	52	1	6	11	10	7	14	3	第2号被保険者	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	
総数	1,060	58	83	188	196	191	214	130	総数	3.8	0.2	0.3	0.7	0.7	0.7	0.8	0.5		
女	第1号被保険者	2,041	109	247	323	356	300	432	274	第1号被保険者	18.4	1.0	2.2	2.9	3.2	2.7	3.9	2.5	
	65～69歳	74	6	10	11	14	9	15	9	65～69歳	2.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	
	70～74歳	105	8	15	15	22	14	16	15	70～74歳	5.3	0.4	0.8	0.8	1.1	0.7	0.8	0.8	
	75～79歳	269	21	37	51	46	31	45	38	75～79歳	12.0	0.9	1.6	2.3	2.0	1.4	2.0	1.7	
	80～84歳	500	33	81	94	93	65	78	56	80～84歳	28.4	1.9	4.6	5.3	5.3	3.7	4.4	3.2	
	85～89歳	497	26	68	80	85	77	104	57	85～89歳	49.7	2.6	6.8	8.0	8.5	7.7	10.4	5.7	
	90歳以上	596	15	36	72	96	104	174	99	90歳以上	80.6	2.0	4.9	9.7	13.0	14.1	23.5	13.4	
	第2号被保険者	48	5	11	8	8	7	1	8	第2号被保険者	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総数	2,089	114	258	331	364	307	433	282	総数	6.8	0.4	0.8	1.1	1.2	1.0	1.4	0.9		
計	第1号被保険者	3,049	166	324	500	542	484	632	401	第1号被保険者	15.3	0.8	1.6	2.5	2.7	2.4	3.2	2.0	
	65～69歳	182	16	21	32	29	28	33	23	65～69歳	2.7	0.2	0.3	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	
	70～74歳	230	18	25	30	50	30	45	32	70～74歳	6.2	0.5	0.7	0.8	1.3	0.8	1.2	0.9	
	75～79歳	486	32	56	90	79	74	89	66	75～79歳	11.8	0.8	1.4	2.2	1.9	1.8	2.2	1.6	
	80～84歳	748	45	92	135	143	120	128	85	80～84歳	24.8	1.5	3.1	4.5	4.7	4.0	4.2	2.8	
	85～89歳	680	38	82	119	119	105	136	81	85～89歳	44.9	2.5	5.4	7.8	7.8	6.9	9.0	5.3	
	90歳以上	723	17	48	94	122	127	201	114	90歳以上	77.6	1.8	5.2	10.1	13.1	13.6	21.6	12.2	
	第2号被保険者	100	6	17	19	18	14	15	11	第2号被保険者	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総数	3,149	172	341	519	560	498	647	412	総数	5.4	0.3	0.6	0.9	1.0	0.9	1.1	0.7		

平成29年度

単位：人 平成29年度

単位：%

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	1,055	52	69	198	186	198	216	136	男	第1号被保険者	11.5	0.6	0.8	2.2	2.0	2.2	2.4	1.5
	65～69歳	122	7	16	20	26	20	14	19		65～69歳	3.7	0.2	0.5	0.6	0.8	0.6	0.4	0.6
	70～74歳	111	6	10	17	14	18	27	19		70～74歳	6.1	0.3	0.5	0.9	0.8	1.0	1.5	1.0
	75～79歳	217	7	15	38	35	39	56	27		75～79歳	11.3	0.4	0.8	2.0	1.8	2.0	2.9	1.4
	80～84歳	257	13	10	58	45	51	50	30		80～84歳	19.6	1.0	0.8	4.4	3.4	3.9	3.8	2.3
	85～89歳	207	14	8	46	38	43	39	19		85～89歳	36.0	2.4	1.4	8.0	6.6	7.5	6.8	3.3
	90歳以上	141	5	10	19	28	27	30	22		90歳以上	68.1	2.4	4.8	9.2	13.5	13.0	14.5	10.6
	第2号被保険者	64	7	9	5	10	12	17	4		第2号被保険者	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
	総数	1,119	59	78	203	196	210	233	140		総数	4.0	0.2	0.3	0.7	0.7	0.8	0.8	0.5
	女	第1号被保険者	2,059	67	194	364	378	318	476		262	女	第1号被保険者	17.7	0.6	1.7	3.1	3.2	2.7
65～69歳		67	7	6	11	8	14	10	11	65～69歳	1.9		0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3	0.3
70～74歳		112	4	13	18	27	21	17	12	70～74歳	5.4		0.2	0.6	0.9	1.3	1.0	0.8	0.6
75～79歳		258	9	28	54	48	32	50	37	75～79歳	11.4		0.4	1.2	2.4	2.1	1.4	2.2	1.6
80～84歳		499	21	72	103	88	59	111	45	80～84歳	26.9		1.1	3.9	5.6	4.7	3.2	6.0	2.4
85～89歳		540	16	54	99	104	87	111	69	85～89歳	49.0		1.5	4.9	9.0	9.4	7.9	10.1	6.3
90歳以上		583	10	21	79	103	105	177	88	90歳以上	75.4		1.3	2.7	10.2	13.3	13.6	22.9	11.4
第2号被保険者		51	5	13	5	10	6	6	6	第2号被保険者	0.3		0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
総数		2,110	72	207	369	388	324	482	268	総数	6.8		0.2	0.7	1.2	1.2	1.0	1.5	0.9
計		第1号被保険者	3,114	119	263	562	564	516	692	398	計		第1号被保険者	15.0	0.6	1.3	2.7	2.7	2.5
	65～69歳	189	14	22	31	34	34	24	30	65～69歳		2.7	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.3	0.4
	70～74歳	223	10	23	35	41	39	44	31	70～74歳		5.7	0.3	0.6	0.9	1.1	1.0	1.1	0.8
	75～79歳	475	16	43	92	83	71	106	64	75～79歳		11.3	0.4	1.0	2.2	2.0	1.7	2.5	1.5
	80～84歳	756	34	82	161	133	110	161	75	80～84歳		23.9	1.1	2.6	5.1	4.2	3.5	5.1	2.4
	85～89歳	747	30	62	145	142	130	150	88	85～89歳		44.6	1.8	3.7	8.7	8.5	7.8	8.9	5.3
	90歳以上	724	15	31	98	131	132	207	110	90歳以上		73.9	1.5	3.2	10.0	13.4	13.5	21.1	11.2
	第2号被保険者	115	12	22	10	20	18	23	10	第2号被保険者		0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
	総数	3,229	131	285	572	584	534	715	408	総数		5.5	0.2	0.5	1.0	1.0	0.9	1.2	0.7

■要介護度別認定者数の推計

単位：人

	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2025年度 平成37年度
総数	57,359	58,369	59,179	59,916	60,611	61,153	63,238
第1号被保険者数	19,053	19,934	20,810	21,595	22,384	23,032	25,656
第2号被保険者数	38,306	38,435	38,369	38,321	38,227	38,121	37,582

単位：人、%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	3,089	3,149	3,229	3,327	3,492	3,721	4,708
要支援1	206	172	131	128	116	144	122
要支援2	406	341	285	241	191	191	131
要介護1	497	519	572	587	612	634	991
要介護2	494	560	584	635	730	832	935
要介護3	474	498	534	554	583	601	866
要介護4	601	647	715	763	831	887	1,156
要介護5	411	412	408	419	429	432	507
うち第1号被保険者数 と認定率(%)	2,979 15.6	3,049 15.3	3,114 15.0	3,196 14.8	3,339 14.9	3,544 15.4	4,518 17.6
要支援1	194	166	119	110	92	114	90
要支援2	384	324	263	214	159	154	91
要介護1	483	500	562	585	612	634	991
要介護2	474	542	564	613	706	806	908
要介護3	462	484	516	532	557	571	834
要介護4	588	632	692	732	792	840	1,105
要介護5	394	401	398	410	421	425	499

●要介護4、2が伸びる推計となっています。

(5) 将来人口等のまとめ

■将来人口等のまとめ

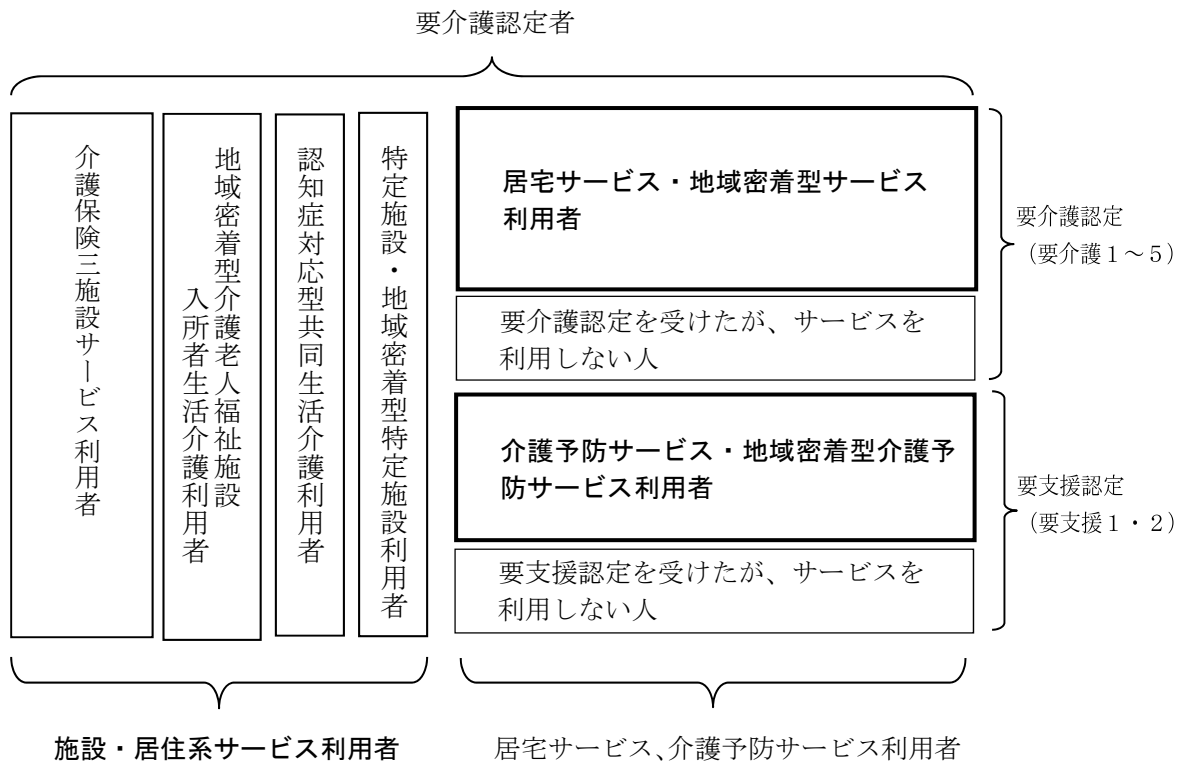
基準人口	平成 28 (2010) 年 10 月 1 日現在 総人口 : 114,012 人 65 歳以上人口 : 19,934 人 高齢化率 : 17.5%
------	--

1) 男女別・1 歳階級別将来人口の推計	人口の変化率	平成 26~28 年の変化率の平均 (2 区間)
	平成 32 (2020) 年	総人口 : 113,430 人 65 歳以上人口 : 23,032 人 高齢化率 : 20.3%
	平成 37 (2025) 年	総人口 : 111,818 人 65 歳以上人口 : 25,656 人 高齢化率 : 22.9%
2) 要介護度別要介護認定者数の推計	認定者率	平成 28~29 年度の増減率
	要介護度別要介護者認定者数 平成 32 (2020) 年	要介護度認定者数 3,544 人 (第 1 号被保険者)
	平成 37 (2025) 年	4,518 人 (第 1 号被保険者)

(6) 介護保険給付の推計 (ステップ2～4)

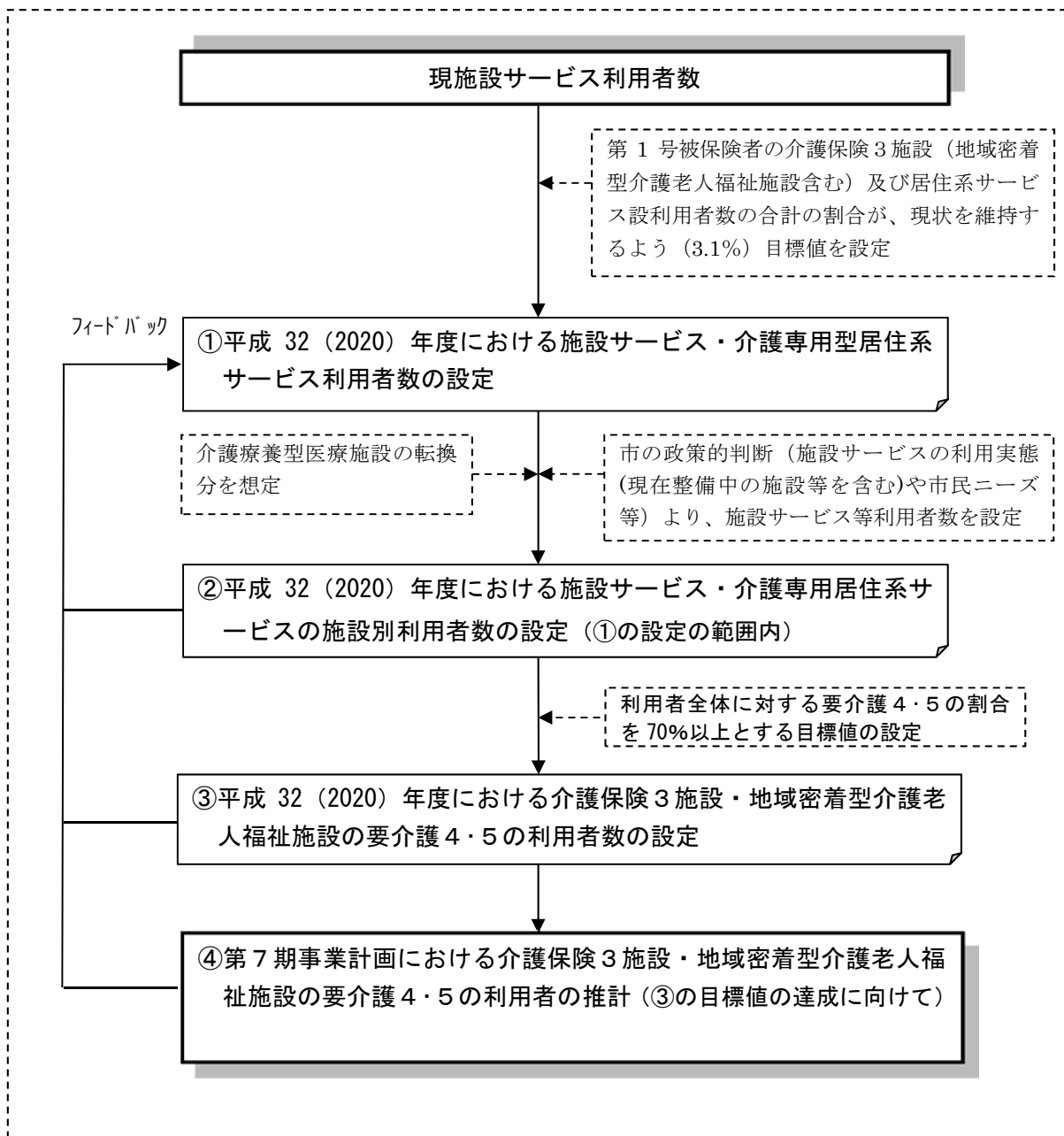
介護給付および予防給付の対象サービスの利用者は、概ね以下のように、「施設・居住系サービス利用者」、「居宅サービス・地域密着型サービス利用者」、「介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者」に分けられる。また、これ以外に「要介護もしくは要支援認定を受けたが、サービスを利用しない人」がいることになる。

■介護給付等対象サービス利用者のイメージ



1) 施設等利用者数の検討 (ステップ2)

■ 施設・居住系サービス利用者数推計の手順



①前提条件の整理

施設等利用者数の推計を行う上で、浦添市の施設サービスの利用実態や国の考え方を踏まえ、前提条件の設定を行います。

a. 浦添市の施設サービスの利用実態

平成 28 (2016) 年の本市の介護保険 3 施設の利用率は 2.3%となっており、居住系施設サービスについては 0.7%と、県や全国よりも下回っている。(浦添市の施設・居住系サービスの合計は平成 28 (2016) 年で 3.0%と、県 (3.8%) や全国 (4.1%) よりも低い状況にある。)

□施設サービス、居住系サービスの受給率 介護保険事業状況報告より

受給率	沖縄県平均			全国平均			浦添市		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
介護保険3施設	3.2	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	2.5	2.4	2.3
居住系施設	0.8	0.8	0.8	1.2	1.2	1.2	0.6	0.7	0.7
計	4.0	3.9	3.8	4.1	4.1	4.1	3.1	3.1	3.0

認定者数が増え、かつ介護度の高い(重い)高齢者が多くなる(施設ニーズも高くなる)後期高齢者に着目すると、本市の後期高齢者割合は総人口に対し 8.3% (平成 27 年国勢調査) となっており、今後 10 年間、国や県に比べ低い状況が予測されるが、後期高齢者割合は増加傾向で推移する値が示されている。

◇総人口に占める後期高齢者割合

	平成27年(実態)	平成32年(推計)	平成37年(推計)
全国	12.8%	15.1%	18.1%
沖縄県	10.1%	11.1%	12.8%
浦添市	8.3%	9.6%	11.5%

資料:平成27年は国勢調査、32年、37年は国立社会保障・人口問題研究所資料

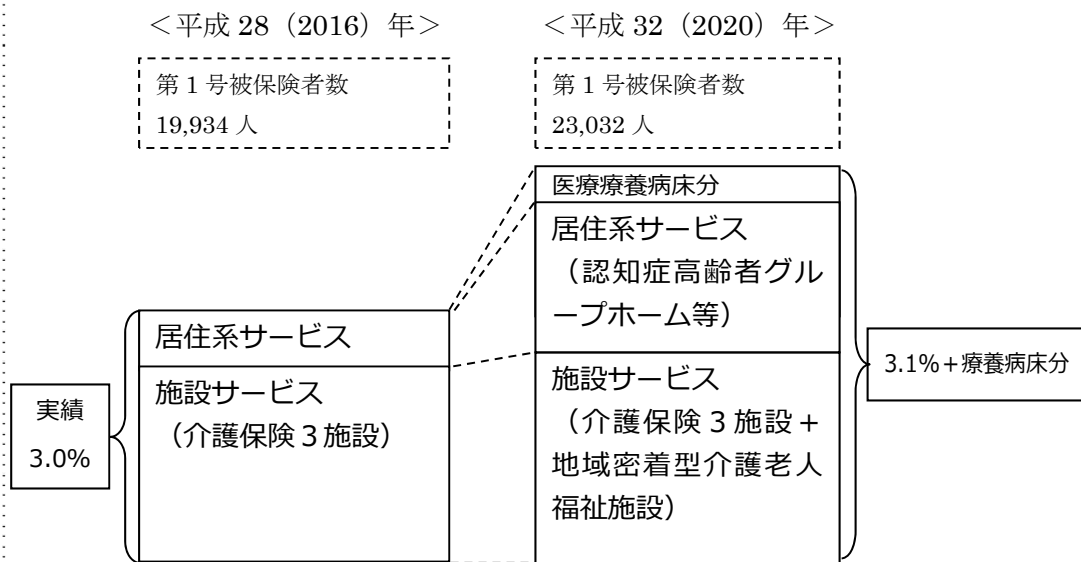
施設利用について現状をみると、当面大幅な施設増を展望すること(保険料増にも結び付く)は難しいが、一方で、後期高齢者の増加が見込まれる推計結果を踏まえ、施設・居住系サービスの見込み量について検討していく必要がある。

b. 施設確保等に関する国の考え方、制度の動向

- 介護療養型医療施設(介護療養病床)については、平成 35 (2023) 年度末の廃止に向け、現在の利用者数及び事業者の介護保険施設等への転換予定等を勘案した上で、利用者数が段階的に減少するように見込む。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、原則要介護 3 以上の高齢者への対応としていく。要介護 1・2 は横ばいか徐々に減少させていくものとする。
- 入院医療から地域移行を進める流れの中で、医療療養病床の介護での対応をめざす部分について、介護保険サービス(施設・居住系サービス)等での受け皿を確保していくものとする。

c. 本市の施設・居住系サービス確保の考え方

- 本市の施設・居住系サービスの利用状況（平成 26（2014）年～平成 28（2016）年）は横ばいで推移している。したがって、平成 32（2020）年の施設・居住系サービス利用率はこの間の利用率（3.1%程度）を維持させていくものとする。
- 平成 32（2020）年度の介護保険 3 施設利用者のうち、要介護 4 以上の利用者の割合が 70%以上になるよう設定する（これまでの考え方を踏襲、第 1 号被保険者ベース）とともに、介護老人福祉施設の利用者のうち、要介護 3 以上の利用者の割合をさらに増やす。
- 介護療養型医療施設（介護療養病床）や医療療養病床については、施設・居住系サービス等で受け止めることとする。サービス転換については、高齢者の利用ニーズや医療機関などの意向のもと、進めていくこととする。



②施設・居住系サービスの推計

a. 利用者数推計の考え方

○平成 32 (2020) 年における施設・居住系サービス利用者数については、この間の利用率 (3.1%程度) を維持させ、療養病床の受け皿を加えて見込むこととする。

平成 32 (2020) 年には 714 人となり、現在 (平成 29 (2017) 年 630 人) より 84 人増となる。さらに、療養病床分の増加を想定し、平成 32 (2020) 年の利用者数を 728 人とする。

○近年の施設等利用者数の動向については、介護保険 3 施設、居住系サービスともに微増傾向で推移している。県からの報告によると、介護老人福祉施設 (特養) で 54 人の待機がある。また、平成 29 (2017) 年 9 月現在、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) については 4～5 人、地域密着型特定施設入居者生活介護については 1～2 人が待機状況となっている。

施設の待機者がおよそ 50 人～60 人となっており、対応が求められる。

○市内の介護保険 3 施設等の整備、転換に向けての動向をみると、

- ・介護老人福祉施設 (特養) については、平成 27 (2015) 年に 1 箇所開設しており、現時点では、具体的な整備は考えていない。しかしながら待機状況を把握しつつ、慎重に整備の必要性や待機者を受け止める取り組みを検討する必要がある。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、平成 32 (2020) 年度に 29 人分の整備をしていく。
- ・医療施設から在宅へという流れのなか、在宅復帰を目的とした介護老人保健施設は大きな役割を果たす施設であり、今後ますます需要が高まると考えられる。平成 32 (2020) 年度には 35 人分程度の利用者数増を見込む。その内 20 床は、平成 31 (2019) 年度に整備していく。
- ・有料老人ホームから特定施設入居者生活介護への働きかけを行う。

b. 介護保険 3 施設及び居住系サービス施設の利用者数等の推計

○介護療養型医療施設は、介護老人保健施設の整備等を促進し、平成 35 (2023) 年の年度末に向けて徐々に減少させていくこととする。介護医療院について検討を進めていく必要がある。

○介護老人福祉施設については、重度の受け皿として機能していくことから、要介護 4 以上の割合を高く設定する。介護老人保健施設については、リハビリ等により在宅復帰を促進していくものとして、重度化率を抑えていくこととする。

その結果、以下の通り設定する。

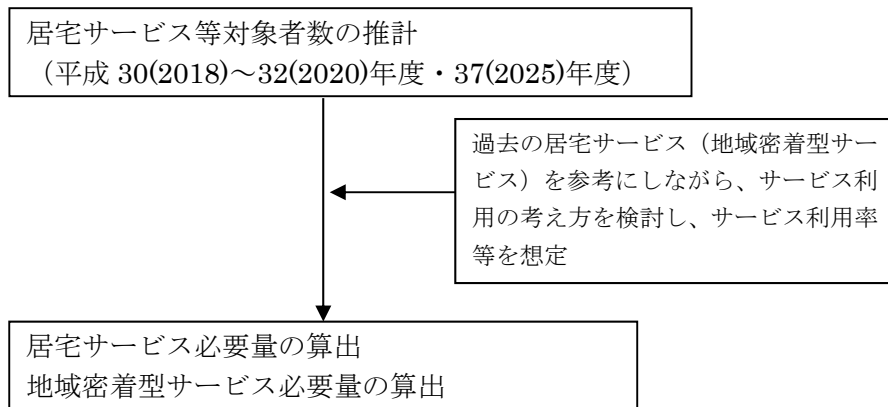
■施設・居住系サービス

単位：人

	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2025年度 平成37年度
施設サービス	463	471	496	514	534	563	782
介護老人福祉施設	253	250	272	274	274	274	470
介護老人保健施設	193	207	211	226	246	246	257
介護療養型医療施設H37年度は介護 医療院	16	14	12	13	13	13	25
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	1	1	1	1	1	30	30
居住系サービス	121	128	134	135	135	165	222
認知症対応型共同生活介護	56	61	63	63	63	63	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	22	23	28	29	29	29	29
特定施設入居者生活介護	44	45	43	43	43	73	103
合計	585	599	630	649	669	728	1,004

2) 居宅サービス利用者数等の検討

①介護給付等サービス利用者数推計の手順



②居宅サービス対象者数の推計

a. 居宅サービス利用対象者数の推計

- ・居宅サービスの利用対象者数は、認定者から施設サービス利用者を差し引いたものである。

③地域密着型サービスの利用等の設定

○新サービスの利用者については以下の考え方で推計を行う。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・本サービスは、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスである。
- ・ニーズを把握しながら検討を進めることとする。

◆看護小規模多機能型居宅介護（当初の名称「複合型サービス」）

- ・本サービスは「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」のサービス内容を合わせたものであり、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスを受けることが可能になる。
- ・県内の指定事業所は平成 29（2017）年 3 月現在、2 箇所にとどまっている。
- ・ニーズを把握しながら検討を進めることとする。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針市町村介護保険事業計画の任意記載事項

2. サービス見込み量と第7期介護保険料の設定 ☆

介護予防給付及び介護給付の利用者数の今後の見込みは以下の通りです。

(1) 介護予防サービス・介護サービス利用者数の見込み量・給付費の推計

1) 介護予防サービス

		第6期			第7期			
		2015年 平成27年度	2016年 平成28年度	2017年 平成29年度	2018年 平成30年度	2019年 平成31年度	2020年 平成32年度	2025年 平成37年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問介護	給付費(千円)	29,601	16,142	19				
	人数(人)	123	77	0				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,852	3,038	4,443	4,785	4,787	5,989	8,021
	回数(回)	74.8	49.6	65.5	70.3	70.3	88.4	118.8
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,964	4,116	3,645	4,724	6,390	8,850	9,647
	回数(回)	118.8	129.0	113.4	146.0	197.5	274.5	300.0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	63	132	189	165	165	165	165
	人数(人)	1	2	2	2	2	2	2
介護予防通所介護	給付費(千円)	90,465	56,645	164				
	人数(人)	266	173	1				
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	32,462	28,706	29,658	33,138	31,997	34,280	38,847
	人数(人)	77	74	73	80	75	80	90
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	246	255	0	339	340	340	340
	日数(日)	3.4	3.9	0.0	4.9	4.9	4.9	4.9
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	55	56	98	291	291	291	291
	日数(日)	0.5	0.5	1.1	3.0	3.0	3.0	3.0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	7,947	7,329	7,808	7,464	7,788	9,240	11,607
	人数(人)	133	123	130	123	129	154	194
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,113	903	762	650	1,087	1,311	3,090
	人数(人)	5	4	4	3	5	6	14
介護予防住宅改修	給付費(千円)	5,445	4,518	4,635	7,109	8,711	10,312	17,069
	人数(人)	5	4	4	6	7	8	13
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	2,116	2,609	2,702	3,859	3,861	6,756	7,721
	人数(人)	3	3	3	4	4	7	8
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	14	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,920	2,732	2,707	2,577	1,719	859	1,719
	人数(人)	4	4	3	3	2	1	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	1,991	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援								
合計	給付費(千円)	206,510	145,651	65,209	75,448	77,488	88,745	109,686
	人数(人)	432	339	155	190	190	190	205

2) 介護サービス

		第6期			第7期				
		2015年 平成27年度	2016年 平成28年度	2017年 平成29年度	2018年 平成30年度	2019年 平成31年度	2020年 平成32年度	2025年 平成37年度	
(1) 居宅サービス									
訪問介護	給付費(千円)	167,010	158,668	157,098	180,598	194,049	202,078	278,034	
	回数(回)	4,920.2	4,727.9	4,502.9	5,149.5	5,534.5	5,765.0	7,922.5	
	人数(人)	251	257	234	276	297	312	419	
訪問入浴介護	給付費(千円)	9,228	9,670	14,843	9,783	13,089	15,852	32,177	
	回数(回)	68	72	108	71.0	95.0	115.0	234.0	
	人数(人)	13	13	11	8	11	13	27	
訪問看護	給付費(千円)	47,851	54,659	52,248	56,778	60,390	62,515	85,807	
	回数(回)	619.2	704.0	699.6	755.0	803.0	831.5	1,135.0	
	人数(人)	99	114	108	114	122	127	172	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	22,573	26,503	35,660	38,059	41,431	43,266	58,695	
	回数(回)	668.3	781.2	1,040.8	1,106.0	1,202.5	1,254.5	1,704.5	
	人数(人)	46	56	75	82	89	93	127	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	15,578	16,492	19,405	21,331	22,336	23,183	27,893	
	人数(人)	208	234	265	282	295	306	366	
通所介護	給付費(千円)	1,905,886	1,879,760	2,008,204	2,160,443	2,271,158	2,320,852	2,775,290	
	回数(回)	19,901	19,724	20,924	22,351.0	23,461.0	24,066.0	28,827.0	
	人数(人)	1,123	1,076	1,146	1,244	1,304	1,341	1,616	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	398,182	404,116	423,395	469,857	489,988	509,924	598,633	
	回数(回)	3,713.4	3,770.4	3,919.9	4,342.0	4,514.0	4,698.0	5,563.0	
	人数(人)	312	326	341	370	386	403	480	
短期入所生活介護	給付費(千円)	61,708	71,316	85,303	92,965	99,086	101,059	117,023	
	日数(日)	588.4	700.9	819.0	891.8	949.0	970.4	1,123.2	
	人数(人)	73	87	91	91	99	101	126	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	30,001	27,039	23,377	25,462	26,890	28,475	35,470	
	日数(日)	225.9	200.3	175.9	188.5	199.0	211.5	263.5	
	人数(人)	34	29	28	29	31	33	40	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	72	0	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	131,110	142,993	150,356	157,088	165,233	172,981	200,680	
	人数(人)	954	1,041	1,134	1,166	1,223	1,281	1,489	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,839	3,761	4,373	5,044	4,702	5,044	4,861	
	人数(人)	11	14	13	16	15	16	15	
住宅改修費	給付費(千円)	10,963	12,660	13,286	16,617	15,234	20,034	21,417	
	人数(人)	9	10	13	13	12	16	17	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	102,969	101,835	99,580	100,703	100,748	166,974	205,842	
	人数(人)	44	45	43	43	43	73	103	
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	78,434	62,805	59,255	65,824	71,318	71,318	84,518	
	回数(回)	682.9	527.8	487.3	556.0	604.0	604.0	704.0	
	人数(人)	39	31	25	30	32	32	36	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	204,475	214,403	224,732	253,647	269,572	281,050	323,741	
	人数(人)	84	85	90	98	104	109	126	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	161,930	175,239	187,188	187,463	187,736	187,916	267,352	
	人数(人)	56	61	63	63	63	63	90	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	50,918	50,618	60,266	64,486	64,515	64,515	64,515	
	人数(人)	22	23	28	29	29	29	29	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	3,341	3,378	3,652	3,670	3,672	106,171	109,340	
	人数(人)	1	1	1	1	1	30	30	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)		223,258	243,796	266,150	278,507	291,601	344,927	
	回数(回)		2,634.0	2,610.4	2,799.5	2,929.0	3,070.0	3,654.5	
	人数(人)		202	203	224	235	247	298	
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	給付費(千円)	752,694	720,065	813,233	823,559	823,928	823,928	1,414,587	
	人数(人)	253	250	272	274	274	274	470	
介護老人保健施設	給付費(千円)	647,993	682,481	713,427	771,852	840,019	840,019	850,364	
	人数(人)	193	207	211	226	246	246	257	
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)				0	0	0	80,934	
	人数(人)				0	0	0	25	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	61,089	45,664	37,338	42,073	42,092	42,092		
	人数(人)	16	14	12	13	13	13		
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	263,892	287,554	297,744	327,119	353,280	373,699	483,404	
	人数(人)	1,567	1,717	1,739	1,906	2,060	2,185	2,833	
合計		給付費(千円)	5,130,735	5,374,937	5,727,757	6,140,571	6,438,973	6,754,546	8,485,504

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針市町村介護保険事業計画の任意記載事項

3) 介護予防サービス・介護サービスの総給付費

	第6期			第7期			単位：千円
	2015年 平成27年度	2016年 平成28年度	2017年 平成29年度	2018年 平成30年度	2019年 平成31年度	2020年 平成32年度	2025年 平成37年度
総給付費 合計	5,337,245	5,520,589	5,792,986	6,216,019	6,516,461	6,843,291	8,575,190
在宅サービス	3,552,205	3,738,699	3,875,581	4,218,354	4,449,890	4,604,920	5,574,535
居住系サービス	319,923	330,301	349,735	356,511	356,860	426,161	545,430
施設サービス	1,465,117	1,451,589	1,567,650	1,641,154	1,709,711	1,812,210	2,455,225

4) その他給付費

単位：円

	合計	第7期			2025年 平成37年度
		2018年 平成30年度	2019年 平成31年度	2020年 平成32年度	
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	849,257,387	238,726,310	277,553,703	332,977,374	441,408,937
特定入所者介護サービス費等給付額	849,257,387	238,726,310	277,553,703	332,977,374	441,408,937
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	569,245,790	169,345,007	188,989,028	210,911,755	278,091,877
高額医療合算介護サービス費等給付額	114,429,955	28,691,246	37,285,204	48,453,505	63,887,032
算定対象審査支払手数料	23,377,954	7,397,630	7,785,818	8,194,506	10,804,648
審査支払手数料一件あたり単価		82	82	82	82
審査支払手数料支払件数	285,097	90,215	94,949	99,933	131,764
審査支払手数料差引額（K）	0	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	1,259,908,827	392,053,000	427,149,686	440,706,141	513,122,221
介護予防・日常生活支援総合事業費	702,033,378	222,691,000	233,825,550	245,516,828	313,348,600
包括的支援事業・任意事業費	557,875,449	169,362,000	193,324,136	195,189,313	199,773,621

(2) 第7期介護保険料の設定 ○

単位：円

	第6期	第7期	平成37(2025)年度
保険料基準額(月額)	6,050	6,770	9,283



Ⅳ 日常生活圏域別の具体施策の展開

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要
 2. 住民参加による施策の推進
 3. 日常生活圏域別の具体施策
-

【本文中の項目☆、○印について】

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

基本指針について

介護保険法（第 116 条）において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

IV 日常生活圏域別の具体施策の展開

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

- 本市に住む 65 歳以上の高齢者（要介護 1～5 の認定者を除く）を対象（17,491 件）に郵送法による調査（期間：平成 29（2017）年 1 月 12 日～平成 29（2017）年 2 月 15 日）を実施したところ、有効回収数 7,710 件、有効回収率 44.1%であった。そのうち、各圏域の比較をするため、2,000 件（1 日常生活圏域あたり 400 件×5 日常生活圏域）をサンプル抽出し、分析を行った。

圏域	前期・後期高齢者の割合	ひとり暮らし高齢者の割合	介護の必要性	要支援認定者の割合
浦添中学校区	前期 58.3%、後期 41.8%	14.3%	7.8%	2.8%
仲西中学校区	前期 59.5%、後期 40.5%	21.3%	11.6%	2.0%
神森中学校区	前期 59.8%、後期 40.3%	22.5%	8.8%	3.3%
港川中学校区	前期 61.0%、後期 39.0%	20.5%	10.3%	1.8%
浦西中学校区	前期 68.3%、後期 31.8%	17.5%	10.1%	1.3%

- 評価項目別の分析では、心身機能（運動器、転倒リスク、閉じこもり、栄養、口腔、認知機能、認知症の可能性、うつ）、日常生活（手段的自立度）ごとの介護リスク等該当者（リスク者）を把握した。
- 心身機能の状況をみると、神森中学校区、仲西中学校区、浦西中学校区でリスク者の割合がやや高い傾向にあった。その中でも全体的に神森中学校区でその割合が高く、具体的な内容でみると、「運動器」、「転倒」、「口腔」、「うつ」の項目で割合が高い。「認知症の可能性」のある該当者についても比較的件数が多くなっている。
一方、浦添中学校区ではリスク者の割合は低い状況にある。
- 日常生活（手段的自立度）においては、神森中学校区でリスク者の該当件数がやや多い。ボランティアなどに参加している高齢者の割合は浦添中学校区でやや高い。
- 「健康・疾病」及び「介護」の分析では、高血圧などの主要な疾患有病率等や介護の必要性等の分析を行った。
- 疾病について、各圏域で「高血圧」の有病率が 4～5 割と高く、浦添中学校区で「脳卒中」、「がん」が他圏域に比べやや高く、仲西中学校区で「糖尿病」、「心臓病」、「筋骨格系疾患」がやや高い。港川中学校区で「糖尿病」、「筋骨格系疾患」、「がん」がやや高い。浦西中学校区で「糖尿病」、「がん」がやや高い。
- 介護について、介護・介助が必要になった原因をみると、神森中学校区及び浦添中学校区、浦西中学校区で「骨折・転倒」、「関節の病気」とする件数が比較的多く、港川中学校区や仲西中学校区では「高齢による衰弱」や「心臓病」が多い。

以上を踏まえ、圏域別に高齢者の実情を概観すると、以下のとおりとなる。なお、介護保険サービスの充実や介護予防・日常生活支援総合事業等を進めていくためには、各圏域特性及び地域の実情に応じた取り組みを進める必要がある。

浦添中学校区は、属性として「ひとり暮らし高齢者の割合が比較的低い」となっている。心身機能の低下における該当率も他の圏域より低い。また、社会参加をしている高齢者の割合が高い状況にある。疾病においては、「高血圧」や「脳卒中」に留意し、健康づくりや心身機能の維持増進、生きがいくづくりなどの取り組み強化が求められる。

仲西中学校区は、属性として「ひとり暮らし高齢者の割合が比較的高い」、「介護の必要性が比較的高い」となっている。心身機能の低下における該当率も本市平均より高い状況にあることから、運動器の維持と共に転倒防止や口腔ケア、閉じこもり、認知症予防等の取り組みを強化する必要がある。また、疾病について「高血圧」や「心臓病」、「糖尿病」などの生活習慣病予防に取り組む必要がある。

神森中学校区は、属性として「ひとり暮らし高齢者の割合がやや高い」となっている。心身機能における低下の該当率が本市平均より高い状況にあることから、運動器の維持とともに転倒予防や口腔ケア、うつ、閉じこもり予防に関する取り組みの強化、加えて認知症に関する知識の普及などが求められる。また、買い物ニーズの割合が高い状況にある。

港川中学校区は、属性として「ひとり暮らし高齢者の割合が比較的高い」となっている。心身機能のリスク者の割合が特に高い状況はみられないが、「介護の必要性が比較的高い」結果となっている。「糖尿病」予防等の健康づくりや心身機能の維持増進、介護予防等の充実が求められる。

浦西中学校区は、属性として「前期高齢者の割合がやや高い」、「介護の必要性も比較的高い」となっている。心身機能における低下の該当率が比較的高いことから、今後、運動器の維持や口腔ケア、認知症・うつ予防の取り組みを強化することで、要介護状態への移行の抑制が期待される。「高血圧」や「糖尿病」などの生活習慣病予防に取り組む必要がある。

2. 住民参加による施策の推進

施策の推進にあたっては、住民自らの積極的な取り組みが重要となります。したがって、日常生活圏域毎の施策は、「Ⅱ 各論」の施策を住民参加の視点で以下の通りに整理します。

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

1. 市民の健康長寿にむけた健康づくりの推進

- ・「健康・食育うらそえ21」のライフステージごとに定められた項目別（栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころ、飲酒(アルコール)、喫煙、歯・口腔)の目標を達成するため、日頃の食生活や運動習慣、飲酒、喫煙等に気を配った生活を送りましょう。
- ・市が実施している「健康講演会」や「てだこウォーク」、「3kg 減量市民大運動」等の健康増進事業に参加しましょう。
- ・自らの健康状態を定期的に把握することは、疾病や生活習慣病等を早期に発見・対応することができ、さらには要介護状態への移行や疾病等の悪化を予防し、健やかで活力に満ちた生活を送ることにつながります。そのため、総合健診等の各種健(検)診を定期的に受診し、健康状態の把握に努めましょう。また、有所見となった場合には、きちんと保健指導を受け、適切な医療機関を受診し、高血圧や糖尿病などの生活習慣病、疾病等の早期対応に努めましょう。

2. 介護予防と重度化防止の充実

- ・自分自身や家族の介護等について相談、支援が必要な場合には、各圏域の地域包括支援センターや地域保健福祉センター等、身近な相談窓口にご相談しましょう。
- ・一般介護予防事業に積極的に参加し、要介護状態にならないよう、心身機能の維持・改善に努めましょう。また、参加の際は家族や友人、近隣の方など、多くの人と誘い合って参加しましょう。
- ・一般介護予防事業修了後も地域の自主サークル等に積極的に参加し、継続的な活動を行いましょ。
- ・高齢者の閉じこもり防止や見守り等のため、日頃から地域の高齢者等に声かけなどを行いましょ。
- ・地域での介護予防等の取り組みに対し、事業所や各種専門職は積極的に支援しましょ。
- ・既存の地域活動や身近な地域資源、自治会集会所を活用し、心身機能が低下しても気軽に利用できる通いの場の充実に努めましょ。

3. 高齢者の活躍機会の充実

- ・中央公民館や高齢者3施設（老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンター）等で開催される生涯学習講座に参加しましょ。

- ・市内の社会体育施設を利用して、スポーツ活動を楽しみましょう。
- ・老人クラブの地域活動や図書館ボランティア、歴史ガイド等、ボランティア活動に参加しましょう。
- ・社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座に参加しましょう。

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1. 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進

- ・市の高齢者福祉やまちづくり等の情報を入手し、まちづくりや地域活動にできることから参加してみましよう。そして地域の高齢者や住民との交流を深めましよう。

2. 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進

- ・住み慣れた地域で暮らし続けていくために、在宅福祉サービスや身近な地域にあるサービスを利用ましよう。
- ・緊急時につけつけた救急隊や搬送先医療機関等が迅速かつ適切な処置ができるよう、救急医療情報キット配布事業を利用ましよう。
- ・認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する理解を深めるとともに、周囲に気になる方が居たら、相談窓口や医療機関等の受診を勧めてあげましよう。
- ・認知症になっても地域に住み続けられる、地域で見守るという機運を高めましよう。浦添市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク協力機関・協力者として参加ましよう。
- ・介護をされている方同士の交流に参加してみましよう。市内の事業所については、職員等の仕事と介護が両立できるよう、働きやすい環境づくりに取り組ましよう。

3. 地域包括ケアシステムの基盤強化

- ・地域の見守り等の福祉活動に参加してみましよう。

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1. 安心して暮らせる住環境の整備

- ・災害等に備えて、自治会や自主防災組織等が開催する避難訓練に参加するとともに、日頃から地域であいさつや声かけを行いましよう。
- ・「災害時等要援護者支援制度」への理解を深め、避難時に支援が必要な高齢者等へは登録を促しましよう。

2. ニーズに合った介護保険サービスの提供

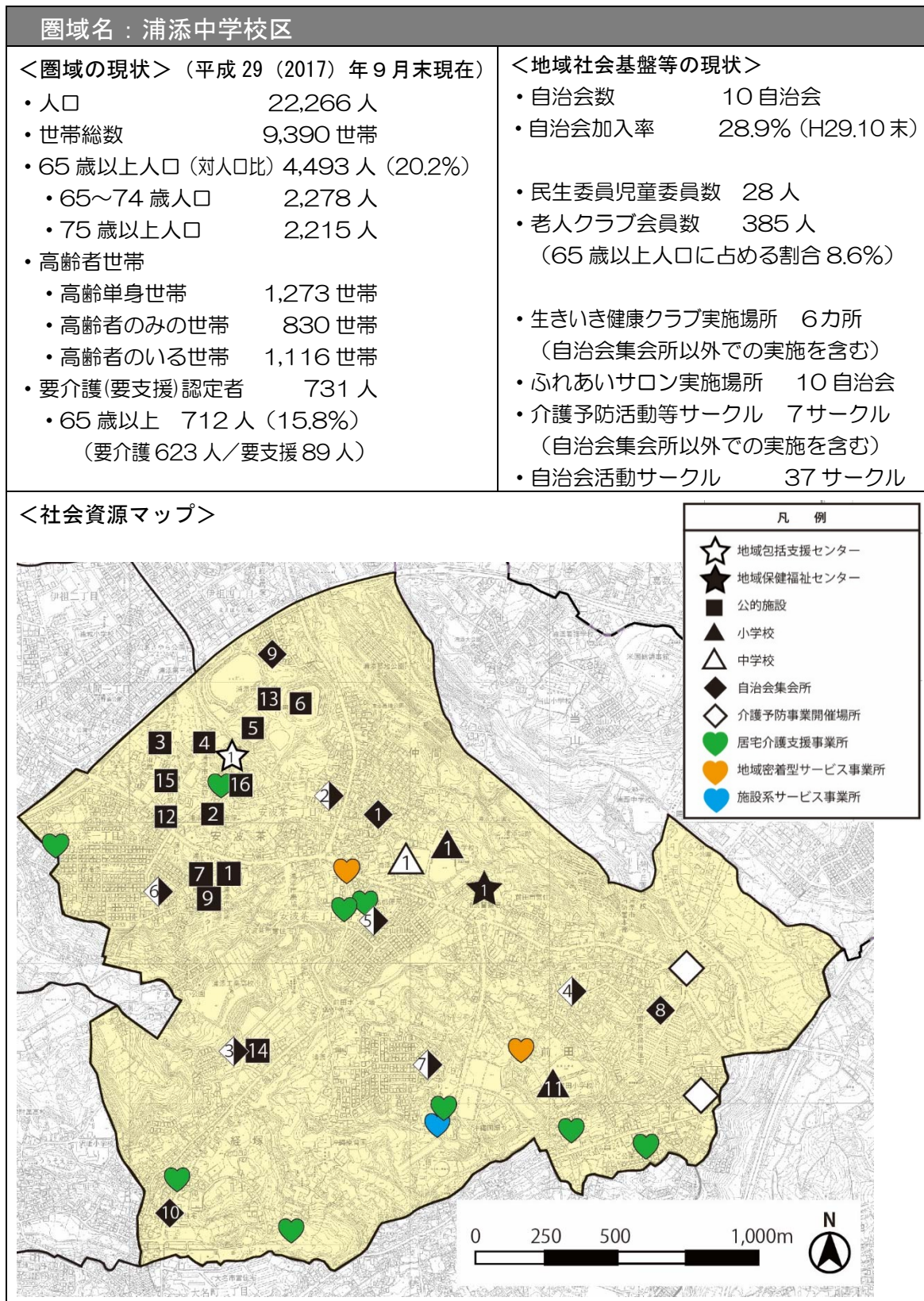
- ・介護サービスの利用についてこまったら、地域包括支援センター等の相談窓口を利用ましよう。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

3. 日常生活圏域別の具体施策 ☆

上記に位置づけた施策等について、日常生活圏域単位で展開していく施策を以下に整理します。



圏域名：浦添中学校区

<社会資源一覧>

☆地域包括支援センター

番号	名称	所在地
1	浦添市地域包括支援センターさつとん	仲間1-2-2 コーポ西原103号

★地域保健福祉センター

番号	名称	所在地
1	浦添中学校区 地域保健福祉センター	仲間2-47-5 (うらそえぐすく児童センター2階)

▲小学校

番号	名称	所在地
1	浦添小学校	仲間2-47-1
11	前田小学校	前田333

△中学校

番号	名称	所在地
1	浦添中学校	仲間2-46-1

■公的施設

番号	名称	所在地
1	浦添市役所	安波茶1-1-1
2	浦添市立図書館	安波茶2-2-1
3	浦添市美術館	仲間1-9-2
4	浦添市てだこホール	仲間1-9-3
5	浦添市民体育館	仲間1-13-1
6	浦添市民球場	仲間1-13-1
7	浦添市中央公民館	安波茶1-1-2
9	浦添市老人福祉センター	安波茶1-1-2
12	浦添市福祉プラザ	仲間1-1-2
13	浦添市温水プール「まじゅんらんど」	仲間1-13-1
14	経塚ゆいまーるセンター	経塚1-17-1
15	浦添市保健相談センター	仲間1-8-1
16	浦添市社会福祉センター	仲間1-10-7

圏域名：浦添中学校区

◆自治会集会所 ※自治会集会所以外での実施あり 欄外に記載

番号	名称	所在地	いきいき健康クラブ実施	ふれあいサロン実施	ピラティス体操サークル実施	栄養サークル実施	いきいき百歳体操サークル実施
1	仲間自治会集会所	仲間2-35-2		○	○		
2	安波茶自治会集会所	安波茶2-7-1	○	○			
3	経塚自治会集会所	経塚1-17-1	○	○			
4	前田自治会集会所	前田1-28-7	○	○			
5	茶山自治会集会所	仲間3-4-1	○	○			
6	浦添ニュータウン自治会集会所	安波茶1-13-9	○	○			
7	浦添グリーンハイツ自治会集会所	前田862-219	○	○			
8	前田公務員宿舎自治会集会所	前田1-55-19-104号		○			
9	浦添ハイツ自治会集会所	仲間1-17-8		○	○		
10	県営経塚団地自治会集会所	字経塚560		○	○		

※栄養サークル：中央公民館(男の料理サークル、簡単クッキングサークル)

※いきいき百歳体操サークル：前田市営住宅集会所

圏域名：浦添中学校区

＜地区の将来人口等＞	（現状）		（将来推計）			（単位：人）
	H29	H30	H31	H32	H37	
・人口	22,266	22,190	22,161	22,114	21,799	
・65歳以上人口	4,493	4,667	4,838	4,978	5,545	
・65～74歳人口	2,278	2,366	2,453	2,524	2,811	
・75歳以上人口	2,215	2,301	2,385	2,454	2,734	
・要介護（要支援）認定者	731	786	825	879	1,112	

※将来推計は、平成29（2017）年現在の各地区の市全体に対する割合で算出

※要介護（要支援）認定者数は第1号被保険者、第2号被保険者を含む

＜地区レベルの施策（○住民参加による施策の推進 ※関係機関等による施策の推進）＞

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

- 総合健診等の各種健(検)診を定期的を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。そして若い世代から年齢に応じた生活習慣病予防に取り組みましょう。市が実施している「健康講演会」や「てだこウオーク」、「3kg減量市民大運動」等の健康増進事業に参加しましょう。
- 自治会集会所や医療機関等で開催される一般介護予防事業に、友人や地域の方と誘い合って参加しましょう。
- 既存の地域活動や身近な地域資源、自治会集会所を活用し、心身機能が低下しても気軽に利用できる通いの場の充実に努めましょう。
- 地域のボランティア活動に参加しましょう。
- 中央公民館や老人福祉センター等を利用し、自主サークルの活動に取り組みましょう。
- 相談、支援が必要な場合には、「地域包括支援センターさっとん」等の身近な相談窓口を利用しましょう。
- 自治会集会所や老人福祉センター等で開催される生涯学習講座等を受講しましょう。
- 市民体育館やまじゅんらんど等社会体育施設を活用し、スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

- 地域の見守り等の福祉活動に参加してみましよう。
- 認知症に対してより理解を深めましよう。

方針3 安心して暮らせる環境を整える

- 災害等に備えて、自治会や自主防災組織等が開催する避難訓練に参加するとともに、日頃から地域であいさつや声かけを行いましよう。
- 「災害時等要援護者支援制度」への理解を深め、避難時に支援が必要な高齢者等へは登録を促しましよう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましよう。

＜圏域内の地域密着型サービス＞

小規模多機能型居宅介護 1箇所（既設）-介護予防小規模多機能型居宅介護 1箇所
 認知症対応型共同生活介護 2箇所（既設）-介護予防認知症対応型共同生活介護 2箇所

圏域名：仲西中学校区

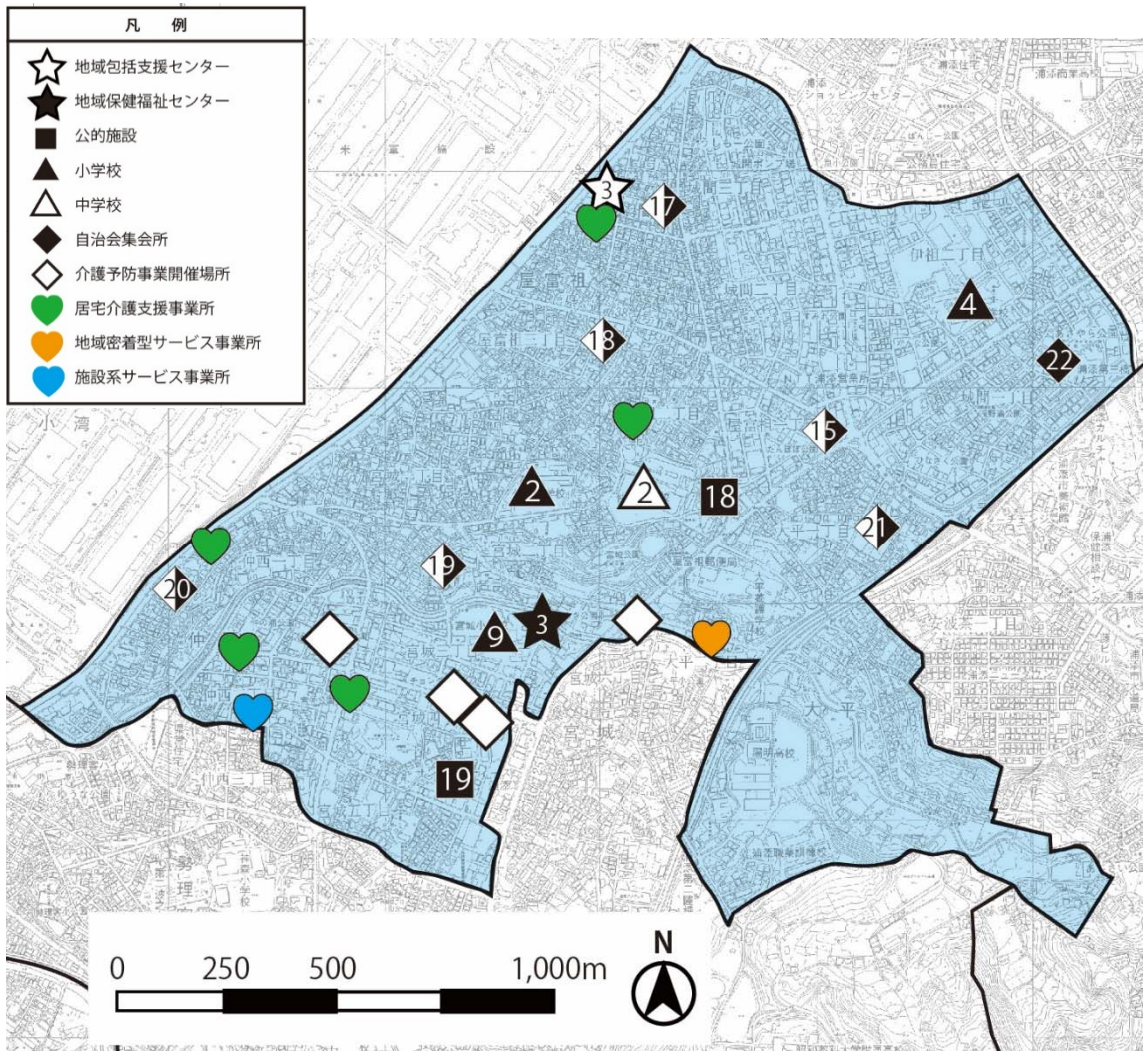
<圏域の現状> (平成 29 (2017) 年 9 月末現在)

- 人口 29,750 人
- 世帯総数 13,504 世帯
- 65 歳以上人口 (対人口比) 5,396 人 (18.1%)
 - 65~74 歳人口 2,713 人
 - 75 歳以上人口 2,683 人
- 高齢者世帯
 - 高齢単身世帯 1,821 世帯
 - 高齢者のみの世帯 891 世帯
 - 高齢者のいる世帯 1,325 世帯
- 要介護(要支援)認定者 856 人
 - 65 歳以上 830 人 (15.4%)
(要介護 726 人/要支援 104 人)

<地域社会基盤等の現状>

- 自治会数 6 自治会
- 自治会加入率 19.5% (H29.10 末)
- 民生委員児童委員数 23 人
- 老人クラブ会員数 343 人
(65 歳以上人口に占める割合 6.4%)
- 生きいき健康クラブ実施場所 5 カ所
- ふれあいサロン実施場所 6 自治会
- 介護予防活動等サークル 2 サークル
- 自治会活動サークル 18 サークル

<社会資源マップ>



圏域名：仲西中学校区

<社会資源一覧>

☆地域包括支援センター

番号	名称	所在地
3	浦添市地域包括支援センター「仁」	城間1-37-1

★地域保健福祉センター

番号	名称	所在地
3	仲西中学校区 地域保健福祉センター	宮城3-7-3-1(みやぎ希望の森 コミュニティセンター1階)

▲小学校

番号	名称	所在地
2	仲西小学校	屋富祖2-32-1
4	浦城小学校	伊祖2-13-1
9	宮城小学校	宮城3-7-3

△中学校

番号	名称	所在地
2	仲西中学校	屋富祖2-13-1

◆自治会集会所

番号	名称	所在地	生きいき健康クラブ実施	ふれあいサロン実施	ピラティス体操サークル実施	栄養サークル実施	いきいき百歳体操サークル実施
17	城間自治会集会所	城間1-9-1	○	○			
18	屋富祖自治会集会所	屋富祖3-1-1	○	○	○		○
19	宮城自治会集会所	宮城2-22-3	○	○			
20	仲西自治会集会所	仲西1-3-11	○	○			
21	大平自治会集会所	大平1-15-5	○	○			
22	浅野浦自治会集会所	伊祖1-25-2		○			

圏域名：仲西中学校区

＜地区の将来人口等＞	（現状）		（将来推計）			（単位：人）
	H29	H30	H31	H32	H37	
・人口	29,750	29,648	29,609	29,547	29,127	
・65歳以上人口	5,396	5,605	5,810	5,978	6,659	
・65～74歳人口	2,713	2,818	2,921	3,006	3,348	
・75歳以上人口	2,683	2,787	2,889	2,972	3,311	
・要介護(要支援)認定者	856	920	965	1,029	1,302	

※将来推計は、平成29（2017）年現在の各地区の市全体に対する割合で算出

※要介護（要支援）認定者数は第1号被保険者、第2号被保険者を含む

＜地区レベルの施策（○住民参加による施策の推進 ※関係機関等による施策の推進）＞

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

- 総合健診等の各種健(検)診を定期的を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。そして若い世代から年齢に応じた生活習慣病予防に取り組みましょう。市が実施している「健康講演会」や「てだこウオーク」、「3kg減量市民大運動」等の健康増進事業に参加しましょう。
- 自治会集会所や医療機関等で開催される介護予防事業に、友人や地域の方と誘い合って参加しましょう。
- ※介護予防に関わる専門機関等は地域の介護予防に関するニーズを把握し、運動器の機能の維持向上と転倒予防、口腔ケア、閉じこもりや認知症予防についても取り組みます。
- 既存の地域活動や身近な地域資源、自治会集会所を活用し、心身機能が低下しても気軽に利用できる通いの場の充実に努めましょう。
- ※坂道の多い地域について、関係機関は歩いていける身近な所での通いの場が実施できるよう働きかけます。
- 地域のボランティア活動に参加しましょう。
- 自治会集会所等を利用し、自主サークルの活動に取り組みましょう
- 相談、支援が必要な場合には、「地域包括支援センター仁」等の身近な相談窓口を利用しましょう。
- 自治会集会所等で開催される生涯学習講座等を受講しましょう。
- 小中学校の体育館や社会体育施設等を活用し、スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

- 地域の見守り等の福祉活動に参加してみましょう。
- ゴミ出し等ちょっとしたお手伝いができる体制を地域で検討してみましょう。
- 認知症に対してより理解を深めましょう。

方針3 安心して暮らせる環境を整える

- 災害等に備えて、自治会や自主防災組織等が開催する避難訓練に参加するとともに、日頃から地域であいさつや声かけを行いましょ。
- 「災害時等要援護者支援制度」への理解を深め、避難時に支援が必要な高齢者等へは登録を促しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

＜圏域内の地域密着型サービス＞

小規模多機能型居宅介護 2箇所（既設）-介護予防小規模多機能型居宅介護 2箇所
地域密着型特定施設入居者生活介護 1箇所（既設）

圏域名：神森中学校区

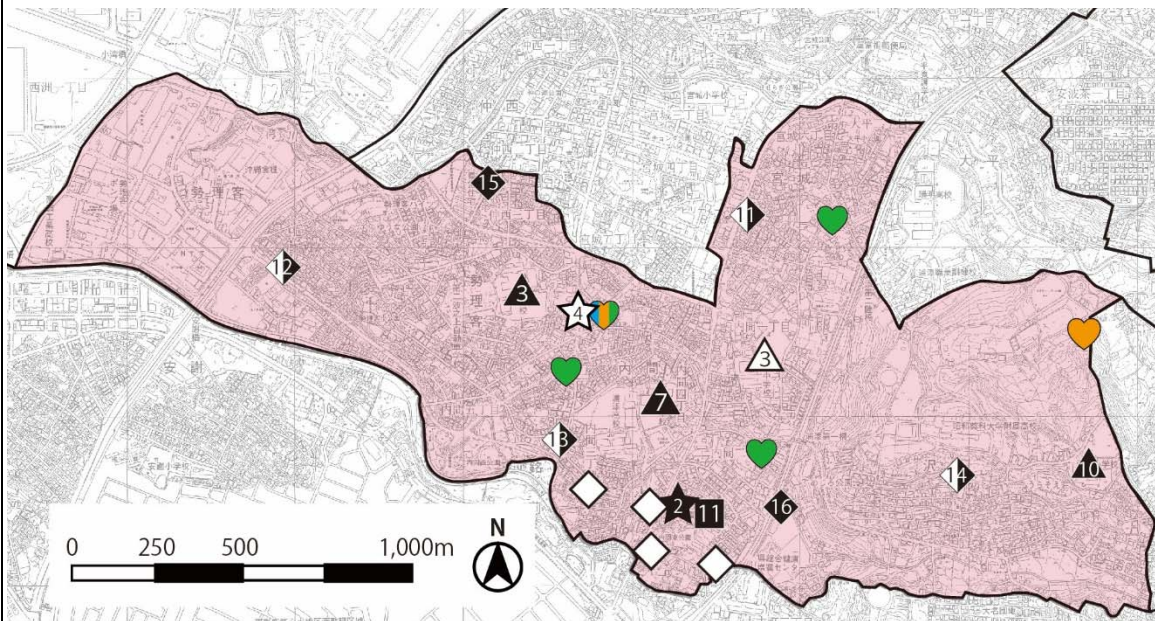
<圏域の現状> (平成 29 (2017) 年 9 月末現在)

- 人口 24,010 人
- 世帯総数 10,136 世帯
- 65 歳以上人口 (対人口比) 4,416 人 (18.4%)
 - 65~74 歳人口 2,189 人
 - 75 歳以上人口 2,227 人
- 高齢者世帯
 - 高齢単身世帯 1,242 世帯
 - 高齢者のみの世帯 752 世帯
 - 高齢者のいる世帯 1,208 世帯
- 要介護(要支援) 649 人
 - 65 歳以上 622 人 (14.1%)
(要介護 536 人/要支援 86 人)

<地域社会基盤等の現状>

- 自治会数 6自治会
- 自治会加入率 22.7% (H29.10 末)
- 民生委員児童委員数 26 人
- 老人クラブ会員数 219 人
(65 歳以上人口に占める割合 5.0%)
- 生きいき健康クラブ実施場所 5カ所
(自治会集会所以外での実施を含む)
- ふれあいサロン実施場所 5自治会
- 介護予防活動等サークル 1サークル
(自治会集会所以外での実施を含む)
- 自治会活動サークル 32サークル

<社会資源マップ>



凡 例	
☆	地域包括支援センター
★	地域保健福祉センター
■	公的施設
▲	小学校
△	中学校
◆	自治会集会所
◇	介護予防事業開催場所
♥	居宅介護支援事業所
♥	地域密着型サービス事業所
♥	施設系サービス事業所

圏域名：神森中学校区

<社会資源一覧>

☆地域包括支援センター

番号	名称	所在地
4	浦添市地域包括支援センター ていだ	内間4-23-21 2階

★地域保健福祉センター

番号	名称	所在地
2	神森中学校区 地域保健福祉センター	内間2-18-2(内間市営住宅B棟1階)

▲小学校

番号	名称	所在地
3	神森小学校	勢理客1-4-1
7	内間小学校	内間4-3-1
10	沢岬小学校	沢岬998

△中学校

番号	名称	所在地
3	神森中学校	内間1-6-1

■公的施設

番号	名称	所在地
11	浦添市地域福祉センター	内間2-18-2

◆自治会集会所 ※自治会集会所以外での実施あり 欄外に記載

番号	名称	所在地	生きいき健康クラブ実施	ふれあいサロン実施	ピラティス体操サークル実施	栄養サークル実施	いきいき百歳体操サークル実施
11	小湾自治会集会所	宮城6-13-1	○	○			
12	勢理客自治会集会所	勢理客2-19-20	○	○			
13	内間自治会集会所	内間3-15-1	○				
14	沢岬自治会集会所	沢岬1-31-1	○	○			
15	神森自治会集会所	仲西3-11-1 1号棟1階		○			
16	県営沢岬高層住宅自治会集会所	沢岬2-18-1		○			

※生きいき健康クラブ：内間市営住宅集会所

※ピラティス体操サークル：浦添市地域福祉センター（ピラティス体操うちま）

圏域名：神森中学校区

<地区の将来人口等>	(現状)		(将来推計)			(単位：人)
	H29	H30	H31	H32	H37	
・人口	24,010	23,928	23,896	23,846	23,507	
・65歳以上人口	4,416	4,587	4,755	4,892	5,450	
・65～74歳人口	2,189	2,274	2,357	2,425	2,702	
・75歳以上人口	2,227	2,313	2,398	2,467	2,748	
・要介護(要支援)認定者	649	697	732	780	987	

※将来推計は、平成29(2017)年現在の各地区の市全体に対する割合で算出

※要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者、第2号被保険者を含む

<地区レベルの施策(○住民参加による施策の推進 ※関係機関等による施策の推進)>

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

- 総合健診等の各種健(検)診を定期的を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。そして若い世代から年齢に応じた生活習慣病予防に取り組みましょう。市が実施している「健康講演会」や「てだこウオーク」、「3kg減量市民大運動」等の健康増進事業に参加しましょう。
- 自治会集会所や医療機関等で開催される介護予防事業に、友人や地域の方と誘い合って参加しましょう。
- ※関係機関の連携のもと、地域の介護予防に関するニーズを把握し、運動器の機能の維持向上と転倒予防、口腔ケア、閉じこもりや認知症予防について取り組みます。
- 既存の地域活動や身近な地域資源、自治会集会所を活用し、心身機能が低下しても気軽に利用できる通いの場の充実に努めましょう。
- ※関係機関の連携のもと、歩いて行くことができる身近な所での通いの場が実施できるよう働きかけます。
- ※関係機関の連携のもと、買い物ニーズについて対応できるよう地域とともに検討します。
- 地域のボランティア活動に参加しましょう。
- 中学校区地域保健福祉センターや自治会集会所等を利用し、自主サークルの活動に取り組みましょう。
- 相談、支援が必要な場合には、「地域包括支援センターていだ」等の身近な相談窓口を利用しましょう。
- 自治会集会所等で開催される生涯学習講座等を受講しましょう。
- 小中学校の体育館や社会体育施設等を活用し、スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

- 地域の見守り等の福祉活動に参加してみましょ。
- ゴミ出し等ちょっとしたお手伝いができる体制を地域で検討してみましょ。
- 認知症に対してより理解を深めましょ。

方針3 安心して暮らせる環境を整える

- 災害時に備えて、自治会や自主防災組織等が開催する避難訓練に参加するとともに、日頃から地域であいさつや声かけを行いましょ。
- 「災害時等要援護者支援制度」への理解を深め、避難時に支援が必要な高齢者等へは登録を促しましょ。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょ。

<圏域内の地域密着型サービス>

- 小規模多機能型居宅介護 1箇所(既設)-介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護 1箇所(既設)-介護予防認知症対応型共同生活介護

圏域名：港川中学校区

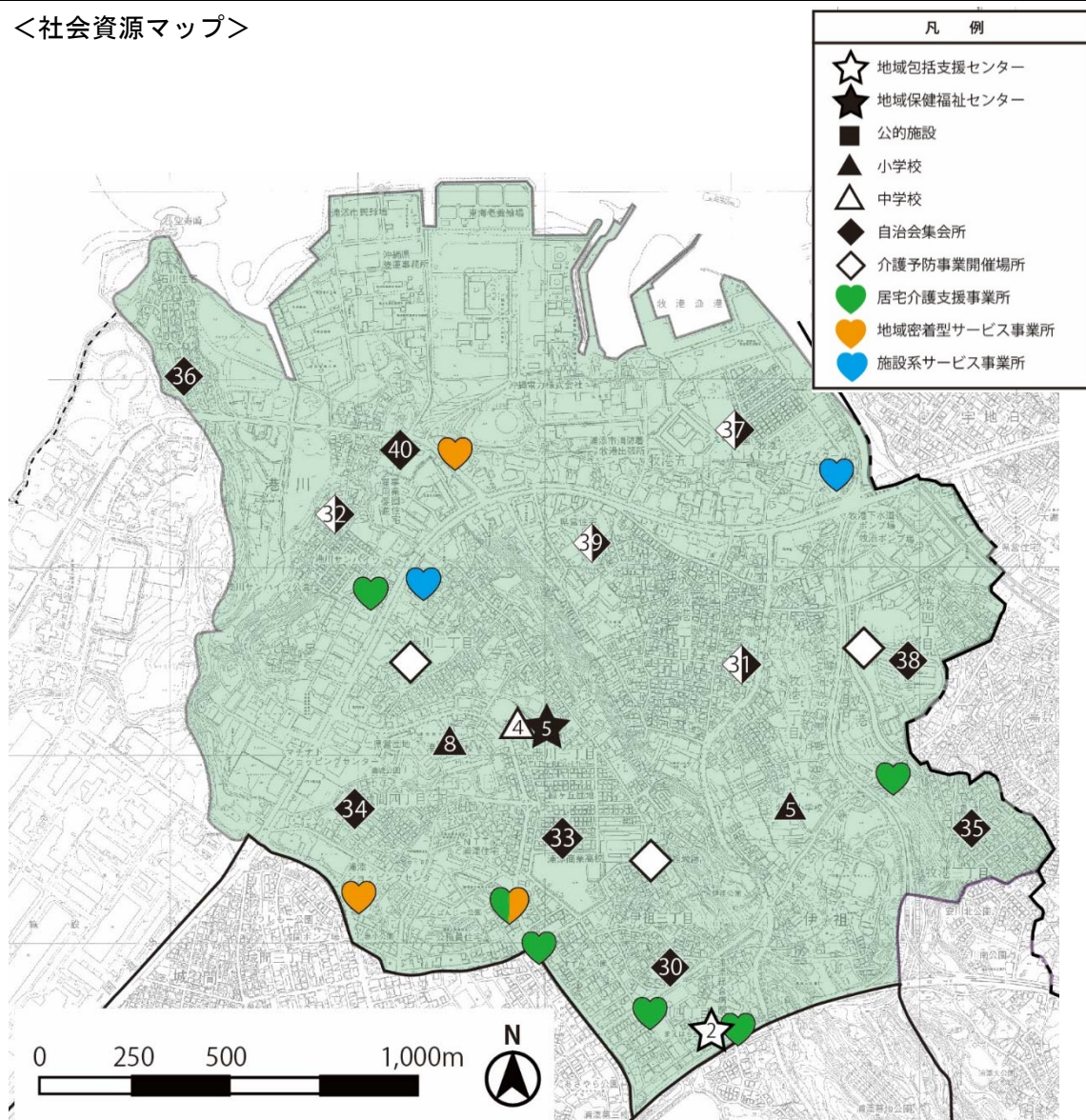
<圏域の現状> (平成 29 (2017) 年 9 月末現在)

- 人口 23,709 人
- 世帯総数 9,868 世帯
- 65 歳以上人口 (対人口比) 4,172 人 (17.6%)
 - 65~74 歳人口 2,213 人
 - 75 歳以上人口 1,959 人
- 高齢者世帯
 - 高齢単身世帯 1,201 世帯
 - 高齢者のみの世帯 705 世帯
 - 高齢者のいる世帯 1,168 世帯
- 要介護(要支援)認定者 541 人
 - 65 歳以上 518 人 (12.4%)
(要介護 434 人/要支援 84 人)

<地域社会基盤等の現状>

- 自治会数 11 自治会
- 自治会加入率 24.6% (H29.10 末)
- 民生委員児童委員数 24 人
- 老人クラブ会員数 323 人
(65 歳以上人口に占める割合 7.7%)
- 生きいき健康クラブ実施場所 6カ所
(自治会集会所以外での実施を含む)
- ふれあいサロン実施場所 10 自治会
- 介護予防活動等サークル 7サークル
- 自治会活動サークル 50 サークル

<社会資源マップ>



圏域名：港川中学校区

<社会資源一覧>

☆地域包括支援センター

番号	名称	所在地
2	浦添市地域包括支援センターみなとん	伊祖4-16-1 アルカディアビル1階

★地域保健福祉センター

番号	名称	所在地
5	港川中学校区 地域保健福祉センター	港川1-1-1(港川中学校内2階)

▲小学校

番号	名称	所在地
5	牧港小学校	牧港2-14-1
8	港川小学校	城間4-37-1

△中学校

番号	名称	所在地
4	港川中学校	港川1-1-1

◆自治会集会所 ※自治会集会所以外での実施あり 欄外に記載

番号	名称	所在地	生きいき健康クラブ実施	ふれあいサロン実施	ピラティス体操サークル実施	栄養サークル実施	いきいき百歳体操サークル実施
30	伊祖自治会集会所	伊祖3-35-6		○			
31	牧港自治会集会所	牧港1-4-6	○	○			
32	港川自治会集会所	港川326	○	○			
33	緑ヶ丘自治会集会所	港川1-6-8		○	○	○	
34	浦城自治会集会所	城間4-9-8		○	○		○
35	牧港ハイツ自治会集会所	牧港3-17-13		○			
36	港川崎原自治会集会所	字港川577-4		○	○		
37	上野自治会集会所	牧港5-19-2	○	○			
38	マチナトタウン自治会集会所	牧港4-1-15		○	○	○	
39	浦添市街地住宅自治会集会所	牧港1-59-1	○	○			
40	県営港川団地自治会集会所	港川(字)458-1					

※生きいき健康クラブ：ユアサハイム／港川市街地住宅集会所

圏域名：港川中学校区

＜地区の将来人口等＞	（現状）		（将来推計）			（単位：人）
	H29	H30	H31	H32	H37	
・人口	23,709	23,628	23,597	23,547	23,212	
・65歳以上人口	4,172	4,334	4,492	4,622	5,149	
・65～74歳人口	2,213	2,299	2,383	2,452	2,731	
・75歳以上人口	1,959	2,035	2,109	2,170	2,418	
・要介護（要支援）認定者	541	581	610	650	823	

※将来推計は、平成29（2017）年現在の各地区の市全体に対する割合で算出

※要介護（要支援）認定者数は第1号被保険者、第2号被保険者を含む

＜地区レベルの施策（○住民参加による施策の推進 ※関係機関等による施策の推進）＞

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

- 総合健診等の各種健(検)診を定期的を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。そして若い世代から年齢に応じた生活習慣病予防に取り組みましょう。市が実施している「健康講演会」や「てだこウオーク」、「3kg減量市民大運動」等の健康増進事業に参加しましょう。
 - 自治会集会所や医療機関等で開催される介護予防事業に、友人や地域の方と誘い合って参加しましょう。
 - 既存の地域活動や身近な地域資源、自治会集会所を活用し、心身機能が低下しても気軽に利用できる通いの場の充実に努めましょう。
- ※関係機関の連携のもと、歩いていける身近な所での通いの場が実施できるよう働きかけます。また、自治会未加入の方の一般介護予防事業等への参加を促進します。
- 地域のボランティア活動に参加しましょう。
 - 中学校区地域保健福祉センターや自治会集会所等を利用し、自主サークルの活動に取り組みましょう。
 - 相談、支援が必要な場合には、「地域包括支援センターみなとん」等の身近な相談窓口を利用しましょう。
 - 自治会集会所等で開催される生涯学習講座等を受講しましょう。
 - 小中学校の体育館や社会体育施設等を活用し、スポーツを楽しみましょう。
 - 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

- 地域の見守り等の福祉活動に参加してみましよう。
- ゴミ出し等ちょっとしたお手伝いができる体制を地域で検討してみましよう。
- 認知症に対してより理解を深めましよう。

方針3 安心して暮らせる環境を整える

- 災害時に備えて、自治会や自主防災組織等が開催する避難訓練に参加するとともに、日頃から地域であいさつや声かけを行いましよう。
- 「災害時等要援護者支援制度」への理解を深め、避難時に支援が必要な高齢者等へは登録を促しましよう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましよう。

＜圏域内の地域密着型サービス＞

- 認知症対応型通所介護 1箇所（既設）-介護予防認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護 1箇所（既設）-介護予防認知症対応型共同生活介護

圏域名：浦西中学校区

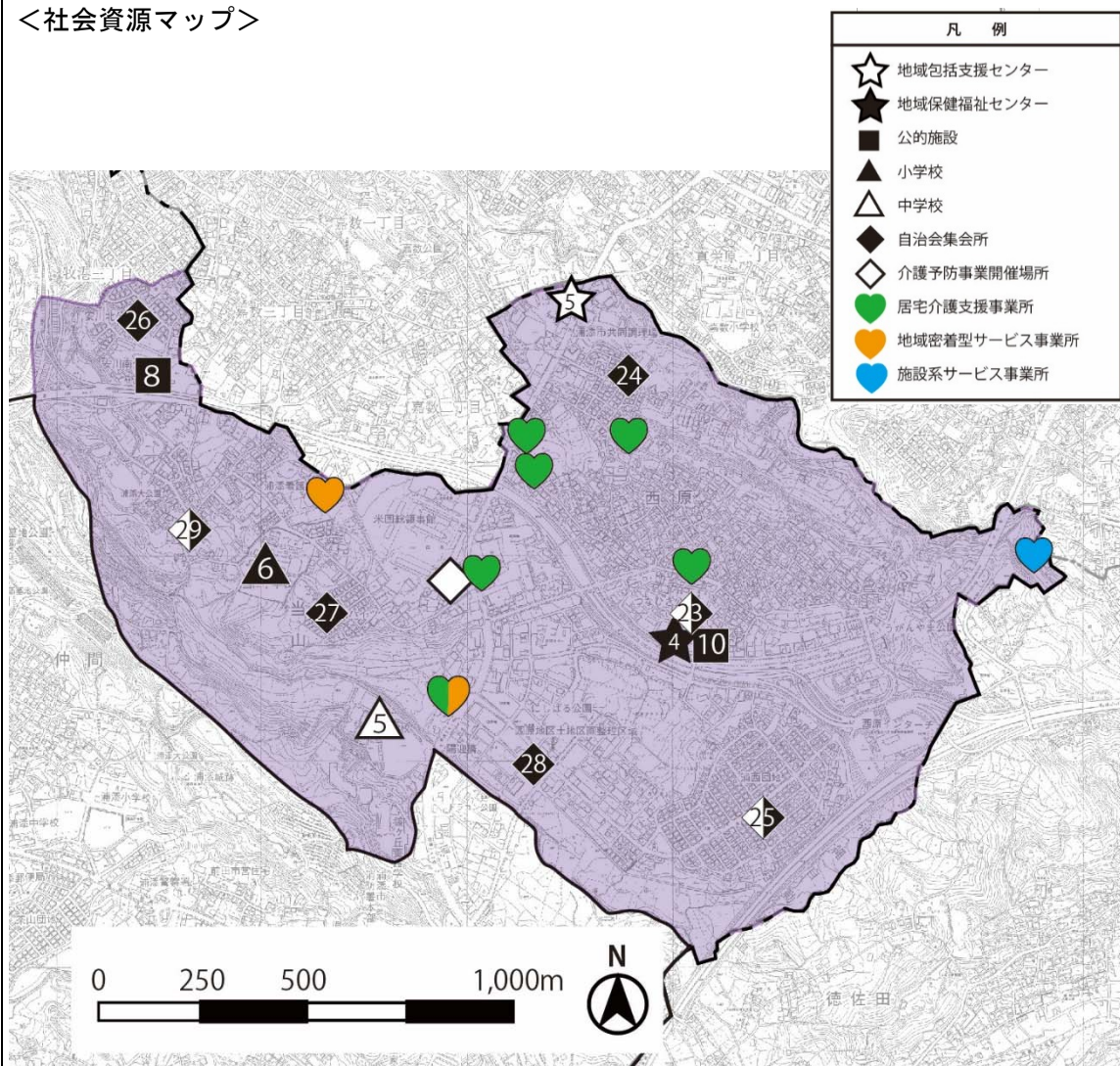
<圏域の現状> (平成 29 (2017) 年 9 月末現在)

- ・人口 14,476 人
- ・世帯総数 5,837 世帯
- ・65 歳以上人口 (対人口比) 2,312 人 (16.0%)
 - ・65～74 歳人口 1,387 人
 - ・75 歳以上人口 925 人
- ・高齢者世帯
 - ・高齢単身世帯 549 世帯
 - ・高齢者のみの世帯 391 世帯
 - ・高齢者のいる世帯 704 世帯
- ・要介護(要支援)認定者 319 人
 - ・65 歳以上 306 人 (13.2%)
(要介護 271 人/要支援 35 人)

<地域社会基盤等の現状>

- ・自治会数 8自治会
- ・自治会加入率 29.3% (H29.10 末)
- ・民生委員児童委員数 14 人
- ・老人クラブ会員数 291 人
(65 歳以上人口に占める割合 12.6%)
- ・生きいき健康クラブ実施場所 3カ所
- ・ふれあいサロン実施場所 6自治会
- ・介護予防活動等サークル 3サークル
(自治会集会所以外での実施を含む)
- ・自治会活動サークル 18 サークル

<社会資源マップ>



圏域名：浦西中学校区

<社会資源一覧>

☆地域包括支援センター

番号	名称	所在地
5	浦添市地域包括支援センター ゆいまある	西原2-3-7 1階

★地域保健福祉センター

番号	名称	所在地
4	浦西中学校区 地域保健福祉センター	西原4-11-8(浦添市かりゆしセンター2階)

▲小学校

番号	名称	所在地
6	当山小学校	当山2-34-1

△中学校

番号	名称	所在地
5	浦西中学校	当山3-1-1

■公的施設

番号	名称	所在地
8	浦添市中央公民館分館	牧港3-40-6
10	浦添市かりゆしセンター	西原4-11-8

◆自治会集会所 ※自治会集会所以外での実施あり 欄外に記載

番号	名称	所在地	生きいき健康クラブ実施	ふれあいサロン実施	ピラティス体操サークル実施	栄養サークル実施	いきいき百歳体操サークル実施
23	西原一区・西原二区自治会集会所	西原4-11-8	○	○			
24	広栄自治会集会所	西原3-8-2		○			○
25	浦西自治会集会所	西原6-22-1	○	○	○		
26	安川自治会集会所	牧港3-30-8		○			
27	当山ハイツ自治会集会所	当山2-19-15		○			
28	陽迎橋自治会集会所	西原5-12-6-103					
29	当山自治会集会所	当山2-37-6	○	○			

※ピラティス体操サークル：浦添市かりゆしセンター（ピラティスひまわり）

圏域名：浦西中学校区

<地区の将来人口等>	(現状)		(将来推計)			(単位：人)
	H29	H30	H31	H32	H37	
・人口	14,476	14,427	14,407	14,377	14,173	
・65歳以上人口	2,312	2,402	2,489	2,561	2,853	
・65～74歳人口	1,387	1,441	1,493	1,536	1,712	
・75歳以上人口	925	961	996	1,025	1,141	
・要介護(要支援)認定者	319	343	360	383	485	

※将来推計は、平成29(2017)年現在の各地区の市全体に対する割合で算出

※要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者、第2号被保険者を含む

<地区レベルの施策(○住民参加による施策の推進 ※関係機関等による施策の推進)>

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

○総合健診等の各種健(検)診を定期的を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。そして若い世代から「高血圧」、「糖尿病」などの生活習慣病予防に取り組みましょう。市が実施している「健康講演会」や「てだこウォーク」、「3kg減量市民大運動」等の健康増進事業に参加しましょう。

※介護予防に関わる専門機関等は地域の介護予防に関するニーズを把握し、運動器の機能の維持向上と転倒予防、口腔ケア、うつ、認知症予防についても取り組みます。

○自治会集会所や医療機関等で開催される一般介護予防事業に、友人や地域の方と誘い合って参加しましょう。

○既存の地域活動や身近な地域資源、自治会集会所を活用し、心身機能が低下しても気軽に利用できる通いの場の充実に努めましょう。

※関係機関の連携のもと、歩いていける身近な所での通いの場が実施できるよう働きかけます。

○地域のボランティア活動に参加しましょう。

○かりゆしセンターや自治会集会所等を利用し、自主サークルの活動に取り組みましょう。

○相談、支援が必要な場合には、「地域包括支援センターゆいまある」等の身近な相談窓口を利用しましょう。

○かりゆしセンター等で開催される生涯学習講座等を受講しましょう。

○小中学校の体育館や社会体育施設等を活用し、スポーツを楽しみましょう。

○地域の老人クラブ活動に参加しましょう。

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

○地域の見守り等の福祉活動に参加してみましょう。

○ゴミ出し等ちょっとしたお手伝いができる体制を地域で検討してみましょう。

○認知症に対してより理解を深めましょう。認知症サポーター養成講座に参加しましょう。

方針3 安心して暮らせる環境を整える

○災害時に備えて、自治会や自主防災組織等が開催する避難訓練に参加するとともに、日頃から地域であいさつや声かけを行いましょう。

○「災害時等要援護者支援制度」への理解を深め、避難時に支援が必要な高齢者等へは登録を促しましょう。

○住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

認知症対応型通所介護 1箇所(既設)-介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型共同生活介護 1箇所(既設)-介護予防認知症対応型共同生活介護

小規模多機能型居宅介護 1箇所(既設)-介護予防小規模多機能型居宅介護)

V 計画の実現に向けて

1. 庁内への本計画の周知と連携体制の充実
 2. 計画の進行管理及び評価の充実
 3. 「てだこ・結プランー浦添市地域福祉計画ー」とのリンク
 4. 関係機関・各種団体等との連携の充実
-

【本文中の項目☆、○印について】

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

基本指針について

介護保険法（第 116 条）において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

V 計画の実現に向けて ☆

てだこ高齢者プランにおいて位置づけられた高齢者保健福祉及び介護保険事業に係る各種施策・事業については、保健、福祉、医療分野のみならず、住まいの確保、生きがいがづくり、生活環境づくり等多方面に及んでいます。本計画の推進にあたっては、行政内関係課をはじめとした関係機関、市民等との連携に加え、関係機関同士、住民同士の相互連携が重要となります。

本計画は、「いきいきチャレンジ高齢者 ～ともに支え合う地域共生社会のまちづくり～」を目標像に計画を推進していきますが、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、PDCAサイクルに基づいた施策・事業の点検・評価を毎年度行うとともに、3年ごとに計画の見直しを行い、施策等の充実を図る必要があります。

1 庁内への本計画の周知と連携体制の充実

高齢社会の到来を踏まえた本市のまちづくりは行政全体の問題でもあることから、計画に位置づけられた施策・事業に直接関わる関係課のみならず、行政内部全体を対象に早い段階で本計画を周知します。

更に、各施策・事業の円滑な推進に向け、横断的な連携が図れるよう関係課及び関係機関等との情報交換を図り、連携を強化していきます。

2 計画の進行管理及び評価の充実

本計画の施策・事業に関しては計画期間内（平成30（2018）年度～32（2020）年度）において、「浦添市介護保険事業運営委員会」で定期的な施策・事業の進捗確認を行い、必要に応じて取り組みの強化や見直し等を進め、市民ニーズに的確に対応したサービスの提供に努めます。また、計画期間内に施策の点検・評価を行い、次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に引き継いでいく必要があります。

また、高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムの深化や制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者が自らの意向にそった自立生活をサポートするための取り組みが必要とされています。

そこで、今回、財政的インセンティブの付与について国から提示があり、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう制度化されました。

具体的には、都道府県が市町村を研修等で支援するとともに、効果的な介護予防やケアマネジメントを市町村が実施した結果を評価し、自治体に財政的支援が行われるとい

うものです。国から示された評価指標に沿った市施策の点検を行い公表することが求められていることから、毎年度ごとの点検にあわせて評価指標についても確認を行い、ホームページ等を活用して進捗を報告します。

3 「てだこ・結プランー浦添市地域福祉計画ー」とのリンク

本計画の高齢者像の実現のためには、本計画の枠を超えて横断的な取り組みを進めていくことが必要であり、とりわけ「てだこ・結プランー浦添市地域福祉計画ー」は、地域の支え合いによる保健福祉活動の推進を目指しており、共に生きる地域づくり「我が事・丸ごと」の視点を取り入れた本計画においても、誰もが地域の一員として地域と関わり、支え合いの仕組みづくり等は不可欠であることから、地域福祉計画とのリンク（連動）による計画の推進に努めます。

また、地域活動への参加意向を持ちながらも活動等につながない高齢者もいることから、高齢者が気軽に活動に参加できるきっかけや仕組みづくりを進めるとともに、地域コミュニティの育成支援や地域活動を支える市民組織・団体等の育成・充実を支援します。

4 関係機関・各種団体等との連携の充実

今後計画に基づきながら「地域包括ケアシステム」の深化に向けた取り組みを関係機関と連携しながら進めていくことから、市民のより身近な場所で相談支援がワンストップサービスで展開します。

また、今日の地域課題に対応するためには行政サービスだけでは限界があり、地域住民やNPO、福祉法人、企業等が公共的サービスの提案や自立的活動主体となって福祉や健康、まちづくり、防災などに取り組む「新しい公共」を構築していくことが重要です。専門職種・団体をはじめ、地域住民やNPO団体等との連携・協力体制を強化し、自立的活動促進を一体的に進めることにより、一層の地域包括ケアシステムの充実を図ります。

VI 資料編

1. 高齢者を取り巻く状況等
2. 介護保険事業を取り巻く状況（認定の状況等）
3. 高齢期の暮らしや介護などの実態に関する調査結果
4. 第五次てだこ高齢者プラン策定に向けての課題整理
5. 計画策定の体制、経緯など

用語解説

【本文中の項目☆、○印について】

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

基本指針について

介護保険法（第 116 条）において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

VI 資料編

1. 高齢者を取り巻く状況等

(1) 高齢者人口等の推移（住民基本台帳）

浦添市の平成28年10月の総人口は114,012人となっている。平成24年からの推移をみると多少の増減を繰り返して横ばい状況にある。

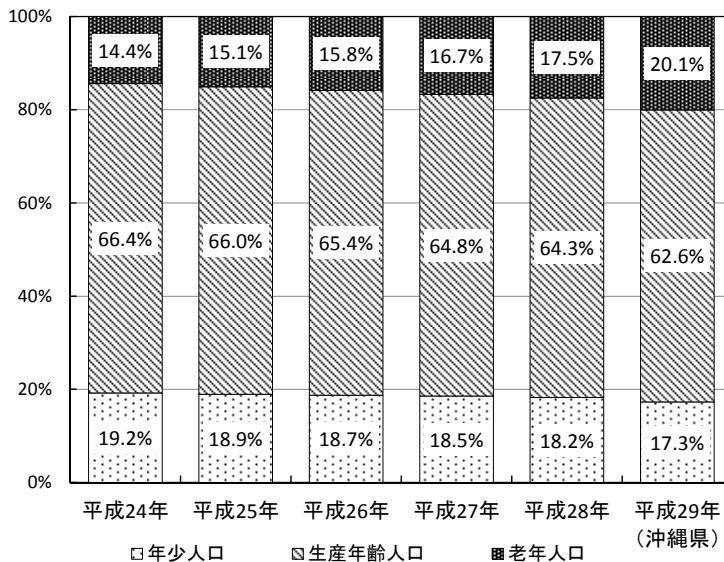
年齢3階層別人口をみると、年少人口（0～14歳）が20,768人（18.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が73,310人（64.3%）、老年人口（65歳以上）が19,934人（17.5%）となっている。年少人口と生産年齢人口の割合は減少傾向にあるが、老年人口は割合が増加している。浦添市においても少子・高齢化が進んでいる状況がうかがえるが、沖縄県と比較をすると、比較的若い世代が多くなっている。

また、老年人口の前期高齢者数は、平成28年で10,347人、後期高齢者数は9,587人となっている。65歳以上に占める割合は、前期51.9%、後期48.1%と前期高齢者の方が高くなっているが、5年間の推移をみると後期高齢者の増加率が高い状況にある。

■総人口及び年齢3階級別人口の推移

（各年10月1日現在）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	実数	113,417	114,106	113,992	114,037	114,012
	増加率	1.3%	0.6%	-0.1%	0.0%	0.0%
年少人口 (0～14歳)	実数 構成比(%)	21,763 19.2%	21,623 18.9%	21,364 18.7%	21,131 18.5%	20,768 18.2%
	増加率	0.5%	-0.6%	-1.2%	-1.1%	-1.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数 構成比(%)	75,357 66.4%	75,262 66.0%	74,566 65.4%	73,853 64.8%	73,310 64.3%
	増加率	0.8%	-0.1%	-0.9%	-1.0%	-0.7%
老年人口 (65歳以上)	実数 構成比(%)	16,297 14.4%	17,221 15.1%	18,062 15.8%	19,053 16.7%	19,934 17.5%
	増加率	4.8%	5.7%	4.9%	5.5%	4.6%
前期高齢者 (65～74歳)	実数 構成比(%)	8,621 7.6%	9,074 8.0%	9,498 8.3%	9,950 8.7%	10,347 9.1%
	老年人口に占める割合	52.9%	52.7%	52.6%	52.2%	51.9%
	増加率	3.4%	5.3%	4.7%	4.8%	4.0%
後期高齢者 (75歳以上)	実数 構成比(%)	7,676 6.8%	8,147 7.1%	8,564 7.5%	9,103 8.0%	9,587 8.4%
	老年人口に占める割合	47.1%	47.3%	47.4%	47.8%	48.1%
	増加率	6.4%	6.1%	5.1%	6.3%	5.3%



※各年10月1日現在
※但し、沖縄県については
平成29年1月1日現在

資料：住民基本台帳

(2) 高齢者人口等に係る現計画の検証

第四次でだこ高齢者プランに示された、平成27年、平成28年それぞれの高齢者人口等の計画値と住民基本台帳データ(実績値)を比較すると、総人口では平成27年、平成28年ともに計画値が上回っている。平成27年時点で1,931人、平成28年は2,812人の差がみられ、実際の総人口は横ばい傾向で推移している。

年齢構成別でみると、64歳以下の人口(0~39歳、40~64歳)で、計画していた値よりも実績値は伸びていない状況にあり差がでている。

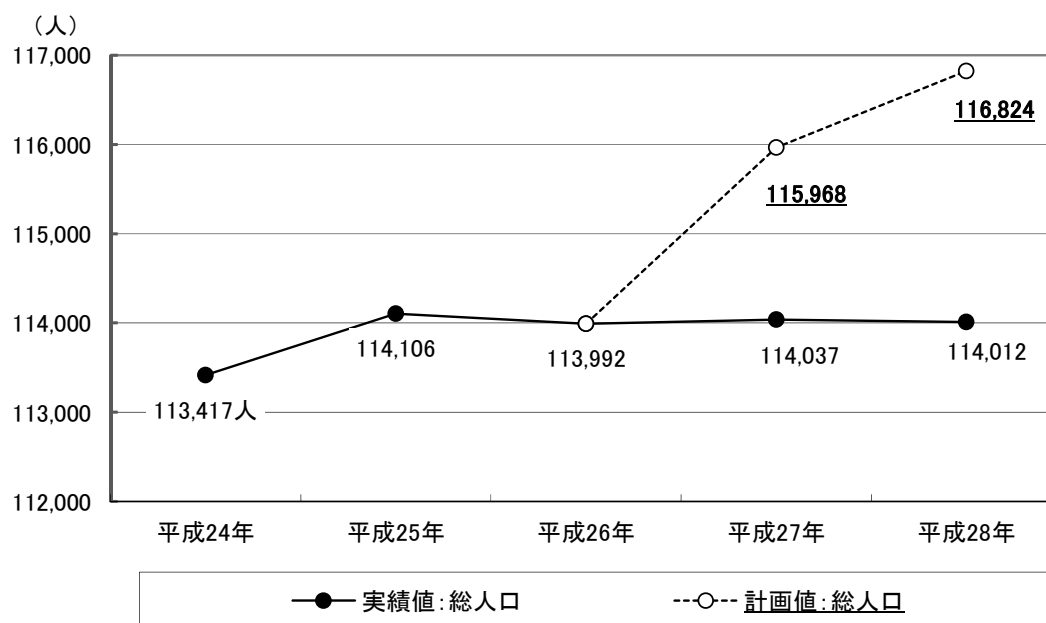
■人口推計と計画値の比較

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年			平成28年		
	2012年	2013年	2014年	2015年			2016年		
	実績値	実績値	実績値	計画値	実績値	実績-計画	計画値	実績値	実績-計画
総人口	113,417	114,106	113,992	115,968	114,037	-1,931	116,824	114,012	-2,812
0~39歳	59,473	58,912	57,649	58,034	56,678	-1,356	57,770	55,643	-2,127
40~64歳(第2号被保険者)	37,647	37,973	38,281	38,957	38,306	-651	39,200	38,435	-765
65歳以上(第1号被保険者)	16,297	17,221	18,062	18,977	19,053	76	19,854	19,934	80
前期高齢者(65~74歳)	8,621	9,074	9,498	9,945	9,950	5	10,342	10,347	5
後期高齢者(75歳以上)	7,676	8,147	8,564	9,032	9,103	71	9,512	9,587	75
高齢化率	14.4%	15.1%	15.8%	16.4%	16.7%	—	17.0%	17.5%	—
前期高齢者の65歳以上に占める割合	52.9%	52.7%	52.6%	52.4%	52.2%	—	52.1%	51.9%	—
後期高齢者の65歳以上に占める割合	47.1%	47.3%	47.4%	47.6%	47.8%	—	47.9%	48.1%	—

※各年10月1日の実績値である。

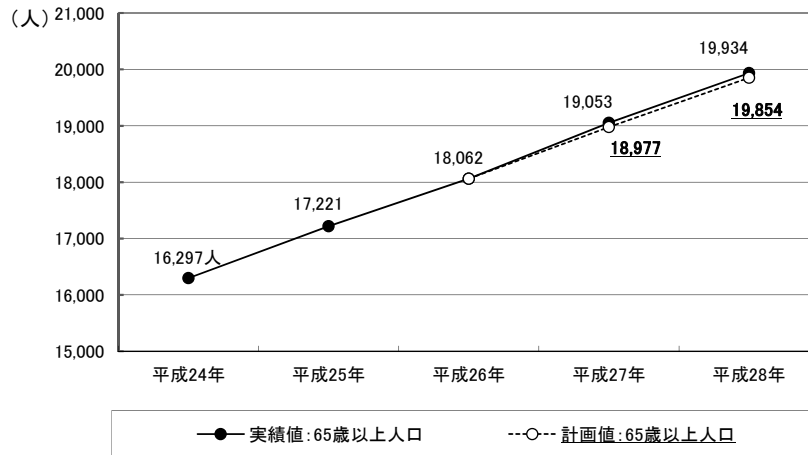
※数字の単位未満は四捨五入することを原則としているため、内訳が一致しない場合がある。

■総人口の実績値と計画値の比較

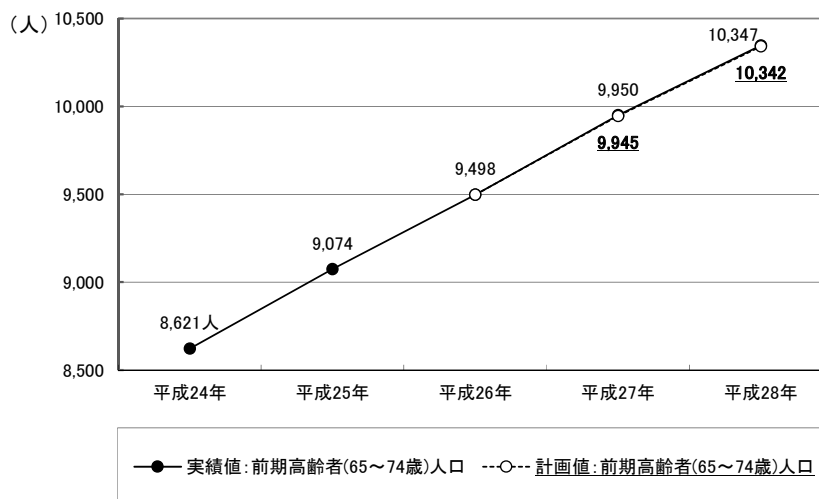


一方、65歳以上の高齢者人口については、計画値通りに推移している。前期・後期の高齢者人口の実績値をみても概ね計画値通りとなっている。

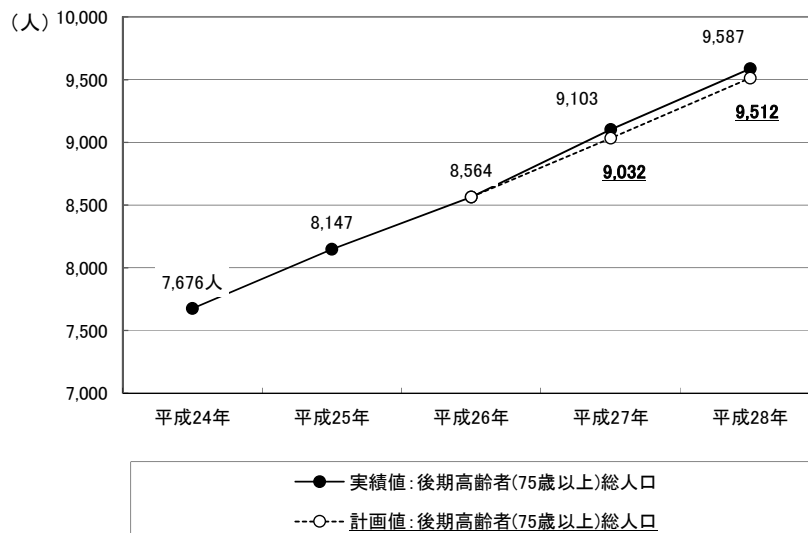
■ 65歳以上人口の実績と計画値の比較



■ 前期高齢者人口の実績値と計画値の比較



■ 後期高齢者人口の実績値と計画値の比較



(3) 地区別高齢者人口の推移（住民基本台帳）

浦添市では、高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能になるよう、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成に取り組める範囲として、中学校区を日常生活圏域に設定している。

平成28年10月1日現在の日常生活圏域別人口は以下のようになり、世帯数、人口ともに仲西中学校区が最も多くなっているが、65歳以上人口の比率で見ると、浦添中学校区、神森中学校区が高くなっている。

また、平成25年と28年の世帯数、人口などを比較すると、全圏域の世帯数、高齢者人口において増加率が伸びており、浦西中学校の65歳以上人口では24.2%と増加が目立っている。人口については、浦西中学校区のみ増加しており、そのほかの4中学校区は減少している。

■ 日常生活圏域別人口等

(平成28年10月1日現在)

	世帯数	人口	65歳以上人口				65歳以上人口比率
			前期高齢者 (65～74歳)		後期高齢者 (75歳以上)		
			人数	比率	人数	比率	
浦添中学校区	8,160	19,799	1,887	50.4%	1,964	49.6%	19.5%
			3,851				
仲西中学校区	14,150	31,952	2,843	51.7%	2,749	48.3%	17.5%
			5,592				
神森中学校区	10,103	24,065	2,209	52.8%	2,119	47.2%	18.0%
			4,328				
港川中学校区	9,778	23,601	2,108	52.4%	1,872	47.6%	16.9%
			3,980				
浦西中学校区	5,784	14,595	1,300	59.1%	883	40.9%	15.0%
			2,183				
合計	47,975	114,012	10,347	51.9%	9,587	48.1%	17.5%
			19,934				

■ 日常生活圏域別人口等の推移

	平成25年10月				平成28年10月			
	世帯数	人口	65歳以上人口	65歳以上人口比率	世帯数	人口	65歳以上人口	65歳以上人口比率
浦添中学校区	7,899	19,890	3,340	16.8%	8,160	19,799	3,851	19.5%
仲西中学校区	13,684	32,040	4,833	15.1%	14,150	31,952	5,592	17.5%
神森中学校区	9,761	24,088	3,817	15.8%	10,103	24,065	4,328	18.0%
港川中学校区	9,469	23,648	3,473	14.7%	9,778	23,601	3,980	16.9%
浦西中学校区	5,568	14,440	1,758	12.2%	5,784	14,595	2,183	15.0%
合計	46,381	114,106	17,221	15.1%	47,975	114,012	19,934	17.5%

■ 日常生活圏域別人口等の増加数及び増加率

	世帯数		人口		65歳以上人口	
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
浦添中学校区	261	3.3%	-91	-0.5%	511	15.3%
仲西中学校区	466	3.4%	-88	-0.3%	759	15.7%
神森中学校区	342	3.5%	-23	-0.1%	511	13.4%
港川中学校区	309	3.3%	-47	-0.2%	507	14.6%
浦西中学校区	216	3.9%	155	1.1%	425	24.2%
合計	1,594	3.4%	-94	-0.1%	2,713	15.8%

資料：住民基本台帳

(4) 高齢者世帯数等の推移

浦添市における高齢者世帯の様子をみると、平成28年では高齢者のいる世帯が13,865世帯(28.9%)で、うち高齢者単身世帯は4,965世帯(35.8%)、高齢者世帯は3,378世帯(24.4%)となっている。

平成18年からの推移をみると、総世帯数の伸びはそれぞれ7~9%となっているが、高齢者のいる世帯では5.0%(平成18年~23年)、34.6%(平成23年~28年)と、平成23年~28年にかけてかなり高い伸びを見せている。高齢者単身世帯でも27.8%(平成18~23年)、44.1%(平成23~28年)、高齢者世帯についても8.8%(平成18~23年)、52.8%(平成23年~28年)と大幅に増加している。

県内11市と比較すると、浦添市は高齢者のいる世帯では9位、高齢者単身世帯では10位、高齢者世帯では6位に位置し、高齢世帯の割合は11市の中では低い状況にある。

■ 高齢者のいる世帯等の推移

(単位:世帯、人)

		平成18年		平成23年		平成28年	
総世帯数	実数	41,186		44,809		47,975	
	増加率	—		8.8%		7.1%	
高齢者のいる世帯	実数	9,813	23.8%	10,303	23.0%	13,865	28.9%
	構成比	—		5.0%		34.6%	
高齢者単身世帯	実数	2,696	27.5%	3,446	33.4%	4,965	35.8%
	構成比	—		27.8%		44.1%	
高齢者世帯	実数	2,032	20.7%	2,211	21.5%	3,378	24.4%
	構成比	—		8.8%		52.8%	
その他	実数	5,085	51.8%	4,646	45.1%	5,522	39.8%
	構成比	—		-8.6%		18.9%	

※ 住民基本台帳データに基づく数値(各年10月1日現在)

※ 高齢者世帯=65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

資料: 高齢者福祉関係基礎調査

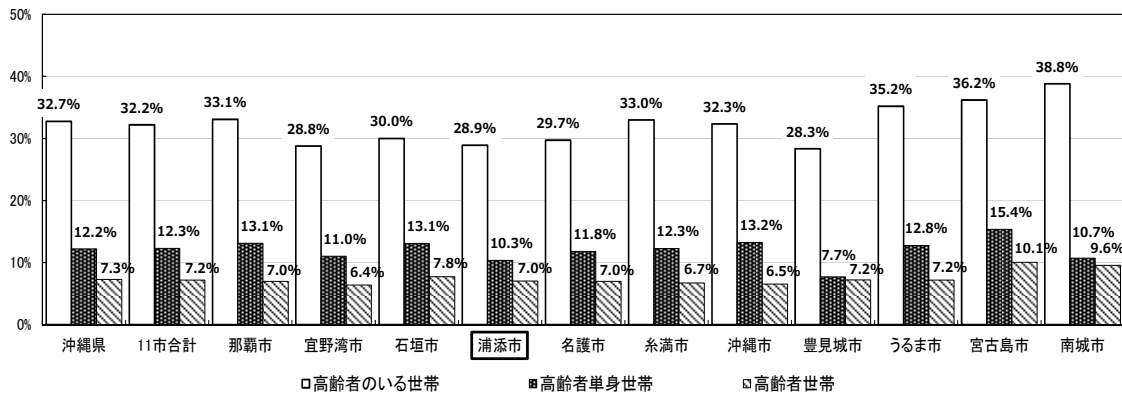
■ 高齢者のいる世帯数（平成 28 年 10 月 1 日現在）

（単位：世帯）

	沖縄県	11市合計	那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
総世帯数	629,118	492,409	147,895	42,545	23,651	47,975	28,488	24,967	59,706	24,378	50,122	25,808	16,874
高齢者のいる世帯	205,938	158,556	48,907	12,246	7,094	13,865	8,464	8,234	19,308	6,908	17,644	9,339	6,547
高齢者単身世帯	76,859	60,563	19,410	4,694	3,096	4,965	3,360	3,066	7,911	1,882	6,407	3,964	1,808
高齢者世帯	45,946	35,412	10,329	2,720	1,833	3,378	1,988	1,678	3,903	1,762	3,608	2,600	1,613
その他	83,133	62,581	19,168	4,832	2,165	5,522	3,116	3,490	7,494	3,264	7,629	2,775	3,126

■ 総世帯数に対する高齢者のいる世帯数の割合（平成 28 年 10 月 1 日現在）

	沖縄県	11市合計	那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
高齢者のいる世帯	32.7%	32.2%	33.1%	28.8%	30.0%	28.9%	29.7%	33.0%	32.3%	28.3%	35.2%	36.2%	38.8%
高齢者単身世帯	12.2%	12.3%	13.1%	11.0%	13.1%	10.3%	11.8%	12.3%	13.2%	7.7%	12.8%	15.4%	10.7%
高齢者世帯	7.3%	7.2%	7.0%	6.4%	7.8%	7.0%	7.0%	6.7%	6.5%	7.2%	7.2%	10.1%	9.6%
その他	13.2%	12.7%	13.0%	11.4%	9.2%	11.5%	10.9%	14.0%	12.6%	13.4%	15.2%	10.8%	18.5%



■ 高齢者のいる世帯

1	南城市	38.8%
2	宮古島市	36.2%
3	うるま市	35.2%
4	那覇市	33.1%
5	糸満市	33.0%
6	沖縄市	32.3%
7	石垣市	30.0%
8	名護市	29.7%
9	浦添市	28.9%
10	宜野湾市	28.8%
11	豊見城市	28.3%
11市合計		32.2%
沖縄県		32.7%

■ 高齢者単身世帯

1	宮古島市	15.4%
2	沖縄市	13.2%
3	那覇市	13.1%
4	石垣市	13.1%
5	うるま市	12.8%
6	糸満市	12.3%
7	名護市	11.8%
8	宜野湾市	11.0%
9	南城市	10.7%
10	浦添市	10.3%
11	豊見城市	7.7%
11市合計		12.3%
沖縄県		12.2%

■ 高齢者世帯

1	宮古島市	10.1%
2	南城市	9.6%
3	石垣市	7.8%
4	豊見城市	7.2%
5	うるま市	7.2%
6	浦添市	7.0%
7	那覇市	7.0%
8	名護市	7.0%
9	糸満市	6.7%
10	沖縄市	6.5%
11	宜野湾市	6.4%
11市合計		7.2%
沖縄県		7.3%

資料：高齢者福祉関係基礎調査

2. 介護保険事業を取り巻く状況（認定の状況等）

（1）要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は下表の通りであり、総数は年々増加している。

介護度別認定者の割合をみると、軽度（要介護2以下）の割合は微減、中程度（要介護3）、重度（要介護4以上）の割合は微増傾向で推移している。

40歳以上人口に占める認定者率は増加傾向で推移しており、平成28年では5.40%となっている。

平成24年の認定者人数を100とした伸び率の状況をみると、いずれも伸びを見せている。中程度（要介護3）では増減しながら増加、重度（要介護4以上）については年々増加して推移している。

■介護度別要介護（要支援）認定者数の推移

（各年10月1日現在）（単位：人）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
予防 給付	要支援1	183	191	202	198	173
	要支援2	365	395	381	420	336
介護 給付	要介護1	357	400	474	504	511
	要介護2	441	476	485	488	551
	要介護3	409	410	491	479	508
	要介護4	509	531	539	605	660
	要介護5	383	410	402	414	413
合 計		2,647	2,813	2,974	3,108	3,152
40歳以上人口に 占める割合（認定者率）		4.91%	5.10%	5.28%	5.42%	5.40%

<参考 65歳以上の認定者数>

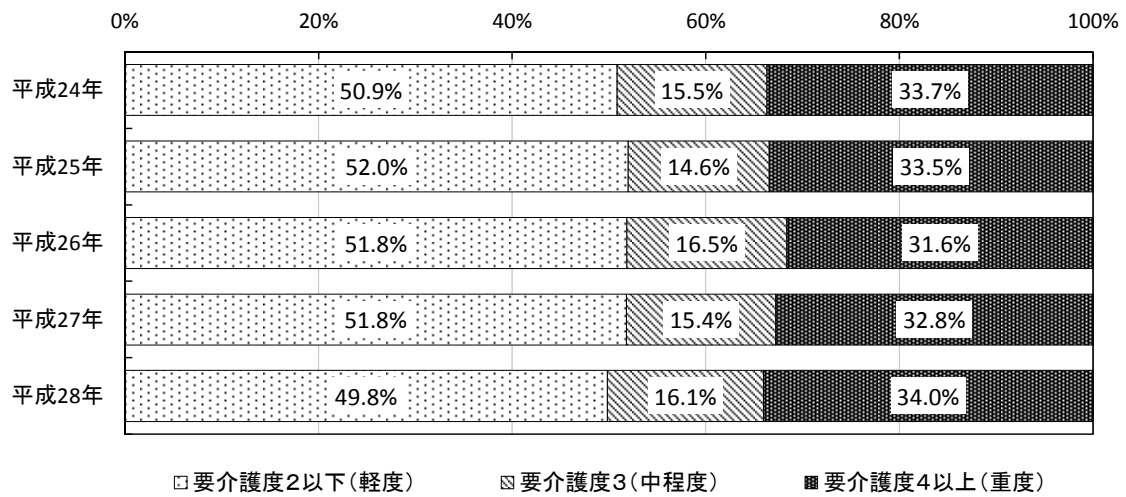
		平成28年
予防 給付	要支援1	166
	要支援2	324
介護 給付	要介護1	500
	要介護2	542
	要介護3	484
	要介護4	632
	要介護5	401
合 計		3,049
65歳以上人口に 占める割合（認定者率）		15.30%

<参考 75歳以上の認定者数>

		平成28年
予防 給付	要支援1	132
	要支援2	278
介護 給付	要介護1	438
	要介護2	463
	要介護3	426
	要介護4	554
	要介護5	346
合 計		2,637
75歳以上人口に 占める割合（認定者率）		27.51%

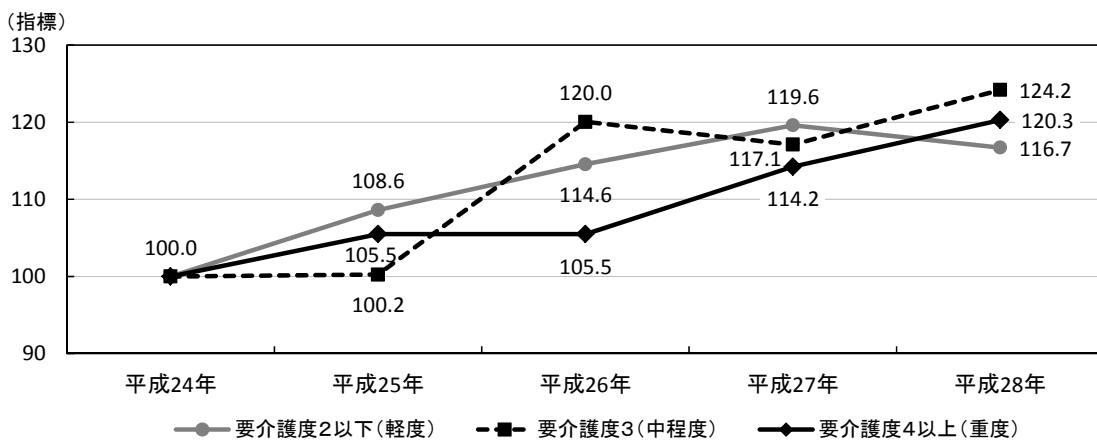
資料：介護保険事業状況報告

■介護度別認定者の割合



資料：介護保険事業状況報告

■介護度別認定者の伸び（趨勢比、平成24年=100）



資料：介護保険事業状況報告

(2) 第2号被保険者(40歳~65歳未満)の特定疾病者数の推移

第2号被保険者の要介護認定を受ける要因となった特定疾病者の人数は、平成28年で113人となっており、平成26年をピークに減少傾向にある。

疾病別でみると、「脳血管疾患」が75人で最も多く、認定者の7割弱(66.4%)を占めている。

特定疾病名	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
筋萎縮性側索硬化症	0	0.0%	2	1.6%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
後縦靭帯骨化症	0	0.0%	3	2.4%	1	0.7%	1	0.8%	2	1.8%
骨折を伴う骨粗しょう症	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多系統萎縮症	2	1.7%	1	0.8%	1	0.7%	2	1.6%	2	1.8%
初老期における認知症	5	4.3%	6	4.8%	14	10.0%	9	7.4%	9	8.0%
脊髄小脳変性症	2	1.7%	1	0.8%	2	1.4%	2	1.6%	1	0.9%
脊柱管狭窄症	3	2.6%	3	2.4%	2	1.4%	3	2.5%	2	1.8%
早老症	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症	7	6.0%	7	5.6%	8	5.7%	7	5.7%	3	2.7%
脳血管疾患	88	75.2%	84	66.7%	92	65.7%	85	69.7%	75	66.4%
パーキンソン病関連疾患	3	2.6%	6	4.8%	6	4.3%	3	2.5%	5	4.4%
閉塞性動脈硬化症	1	0.9%	2	1.6%	2	1.4%	3	2.5%	2	1.8%
関節リウマチ	1	0.9%	4	3.2%	6	4.3%	5	4.1%	6	5.3%
慢性閉塞性肺疾患	2	1.7%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
両側の膝関節又は 股関節に著しい変形を 伴う変形性関節症	1	0.9%	0	0.0%	1	0.7%	1	0.8%	2	1.8%
がん(末期)	2	1.7%	6	4.8%	4	2.9%	1	0.8%	4	3.5%
合計	117	100.0%	126	100.0%	140	100.0%	122	100.0%	113	100.0%

資料：介護保険課

(3) 要介護認定者数に係る現計画の検証

現行の第四次プランで算出した認定者数の計画値と実績値を比較すると、認定者の総数については、平成27年は計画値通りに推移、平成28年は計画値が実績値を上回っている。

平成28年をみると、第1号被保険者は計画値が実績値を上回っているが、第2号被保険者は実績値が上回っている。さらに平成28年の要介護度別にみると、要介護2と4は実績値が上回っているが、それ以外の認定者は計画値が上回っている。

3年前に見込んだ人数よりも、実際の認定者数は若干少ない状況となった。

(各年10月認定者数)

	平成27年			平成28年		
	2015年			2016年		
	計画値	実績値	実績－計画	計画値	実績値	実績－計画
総人口(再掲)	115,968	114,037	-1,931	116,824	114,012	-2,812
介護保険被保険者人口(再掲)						
65歳以上(第1号被保険者)	10,566	10,535	-31	11,128	11,006	-122
40～64歳(第2号被保険者)	19,543	19,714	171	19,571	19,758	187
要介護度別人口(各年10月分)						
要支援1	188	198	10	187	173	-14
要支援2	391	420	29	398	336	-62
計	579	618	39	585	509	-76
要介護1	523	504	-19	594	511	-83
要介護2	508	488	-20	533	551	18
要介護3	538	479	-59	576	508	-68
要介護4	543	605	62	573	660	87
要介護5	417	414	-3	445	413	-32
計	2,529	2,490	-39	2,721	2,643	-78
合計	3,108	3,108	0	3,306	3,152	-154

※認定者数は2号被保険者を含む

(4) 介護保険サービスの利用実態

1) 居宅・施設別サービス利用者数の推移

①介護保険サービス利用者数の推移

平成28年10月現在の介護保険の利用人数は総数で3,044人となっており、その内訳は、居宅サービス利用者が2,569人、施設サービス利用者が475人で、総数に占める居宅サービス利用者(地域密着型含む)の割合は8割強(84.4%)となっている。

平成24年～28年の総数に占める居宅サービス利用者の割合をみると、多少の増減はあるものの8割台で推移している。

この間の推移をみると、居宅サービス利用者は年々増加している。施設サービス利用者は平成26年に減少しているものの、平成27年から再び増加傾向にある。

■介護保険サービス利用者の推移

(単位:人、%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
実績値	合計	2,435	2,628	2,712	2,808	3,044
	居宅サービス利用人数 (地域密着型サービス含む)	1,985	2,148	2,302	2,345	2,569
	施設サービス利用人数	450	480	410	463	475
	居宅サービス利用人数の割合	81.5%	81.7%	84.9%	83.5%	84.4%

資料:介護保険事業状況報告

2) サービス別利用者数の推移

①居宅サービス利用状況

居宅サービスの利用状況を見ると、平成28年10月期の延べ利用人数は5,808人、実利用人数は2,171人となっている。また、延べ利用人数を利用実人数で除した利用率は、267.5%となっており、1人あたりサービスの複数回利用、若しくは複数のサービスを利用している状況がうかがえる。

介護度別にみると、介護度が上がるほど1人あたりの利用率が高くなっている。また、平成28年の利用をみると、予防給付、介護給付ともに「通所介護」、「福祉用具貸与」の割合がそれぞれ高くなっている。

■介護度別居宅サービス種類別利用者数・利用率(平成28年10月期)

(単位:人、%)

	全体		要支援1		要支援2		予防給付計		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		介護給付計	
	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率
訪問・通所サービス等	3,353	154.4%	126	117.8%	328	145.8%	454	136.7%	506	124.3%	684	149.7%	580	162.5%	659	175.7%	470	193.4%	2,899	157.6%
訪問介護	319	14.7%	13	12.1%	55	24.4%	68	20.5%	71	17.4%	66	14.4%	35	9.8%	35	9.3%	44	18.1%	251	13.6%
訪問入浴介護	12	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	11	4.5%	12	0.7%
訪問看護	122	5.6%	4	3.7%	6	2.7%	10	3.0%	13	3.2%	16	3.5%	13	3.6%	33	8.8%	37	15.2%	112	6.1%
訪問リハビリテーション	60	2.8%	4	3.7%	5	2.2%	9	2.7%	6	1.5%	12	2.6%	8	2.2%	12	3.2%	13	5.3%	51	2.8%
通所介護	1,256	57.9%	62	57.9%	103	45.8%	165	49.7%	233	57.2%	261	57.1%	234	65.5%	227	60.5%	136	56.0%	1,091	59.3%
通所リハビリテーション	409	18.8%	20	18.7%	54	24.0%	74	22.3%	82	20.1%	105	23.0%	66	18.5%	57	15.2%	25	10.3%	335	18.2%
福祉用具貸与	1,175	54.1%	23	21.5%	105	46.7%	128	38.6%	101	24.8%	224	49.0%	224	62.7%	294	78.4%	204	84.0%	1,047	56.9%
短期入所サービス	110	5.1%	1	0.9%	0	0.0%	1	0.3%	7	1.7%	20	4.4%	19	5.3%	32	8.5%	31	12.8%	109	5.9%
短期入所生活介護	83	3.8%	1	0.9%	0	0.0%	1	0.3%	6	1.5%	17	3.7%	17	4.8%	24	6.4%	18	7.4%	82	4.5%
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	27	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	3	0.7%	2	0.6%	8	2.1%	13	5.3%	27	1.5%
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の単品サービス	296	13.6%	4	3.7%	1	0.4%	5	1.5%	19	4.7%	40	8.8%	44	12.3%	86	22.9%	102	42.0%	291	15.8%
居宅療養管理指導	247	11.4%	2	1.9%	0	0.0%	2	0.6%	13	3.2%	32	7.0%	32	9.0%	73	19.5%	95	39.1%	245	13.3%
特定施設入所者生活介護	49	2.3%	2	1.9%	1	0.4%	3	0.9%	6	1.5%	8	1.8%	12	3.4%	13	3.5%	7	2.9%	46	2.5%
介護予防支援・居宅介護支援	2,049	94.4%	101	94.4%	220	97.8%	321	96.7%	407	100.0%	440	96.3%	341	95.5%	331	88.3%	209	86.0%	1,728	94.0%
合計	5,808	267.5%	232	216.8%	549	244.0%	781	235.2%	939	230.7%	1,184	259.1%	984	275.6%	1,108	295.5%	812	334.2%	5,027	273.4%
利用実人数	2,171	100.0%	107	100.0%	225	100.0%	332	100.0%	407	100.0%	457	100.0%	357	100.0%	375	100.0%	243	100.0%	1,839	100.0%

資料:介護保険事業状況報告

■居宅サービス種類別利用者数・利用率（予防給付）（各年10月期）

（単位：人、％）

	平成26年		平成27年		平成28年	
	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率
訪問・通所サービス等	612	143.3%	639	141.4%	454	136.7%
訪問介護	142	33.3%	120	26.5%	68	20.5%
訪問入浴介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
訪問看護	7	1.6%	16	3.5%	10	3.0%
訪問リハビリテーション	9	2.1%	9	2.0%	9	2.7%
通所介護	253	59.3%	277	61.3%	165	49.7%
通所リハビリテーション	72	16.9%	80	17.7%	74	22.3%
福祉用具貸与	129	30.2%	137	30.3%	128	38.6%
短期入所サービス	1	0.2%	1	0.2%	1	0.3%
短期入所生活介護	1	0.2%	1	0.2%	1	0.3%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の単品サービス	2	0.5%	4	0.9%	5	1.5%
居宅療養管理指導	2	0.5%	1	0.2%	2	0.6%
特定施設入所者生活介護	0	0.0%	3	0.7%	3	0.9%
介護予防支援・居宅介護支援	420	98.4%	446	98.7%	321	96.7%
合計	1,035	242.4%	1,090	241.2%	781	235.2%
利用実人数	427	100.0%	452	100.0%	332	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

■居宅サービス種類別利用者数・利用率（介護給付）（各年10月期）

（単位：人、％）

	平成26年		平成27年		平成28年	
	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率
訪問・通所サービス等	2,717	163.3%	2,787	165.5%	2,899	157.6%
訪問介護	245	14.7%	247	14.7%	251	13.6%
訪問入浴介護	15	0.9%	11	0.7%	12	0.7%
訪問看護	95	5.7%	107	6.4%	112	6.1%
訪問リハビリテーション	50	3.0%	38	2.3%	51	2.8%
通所介護	1,084	65.1%	1,125	66.8%	1,091	59.3%
通所リハビリテーション	319	19.2%	312	18.5%	335	18.2%
福祉用具貸与	909	54.6%	947	56.2%	1,047	56.9%
短期入所サービス	127	7.6%	106	6.3%	109	5.9%
短期入所生活介護	94	5.6%	71	4.2%	82	4.5%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	32	1.9%	35	2.1%	27	1.5%
短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
その他の単品サービス	267	16.0%	249	14.8%	291	15.8%
居宅療養管理指導	219	13.2%	209	12.4%	245	13.3%
特定施設入所者生活介護	48	2.9%	40	2.4%	46	2.5%
介護予防支援・居宅介護支援	1,529	91.9%	1,579	93.8%	1,728	94.0%
合計	4,640	278.8%	4,721	280.3%	5,027	273.4%
利用実人数	1,664	100.0%	1,684	100.0%	1,839	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

②地域密着型サービス利用状況

地域密着型サービスの利用状況をみると、平成28年10月期の延べ利用人数は399人、実利用人数は398人となっている。

介護度別に利用人数をみると、要支援者5人、要介護者394人と利用者のほとんどが要介護者である。

■介護度別地域密着型サービス種類別利用者数・利用率（平成28年10月期）

（単位：人、％）

	全体		要支援1		要支援2		予防給付計		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		介護給付計	
	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率
地域密着型サービス等	399	100.3%	1	100.0%	4	100.0%	5	100.0%	86	100.0%	88	100.0%	74	100.0%	85	101.2%	61	100.0%	394	100.3%
地域密着型通所介護	203	51.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	71	82.6%	54	61.4%	35	47.3%	26	31.0%	17	27.9%	203	51.7%
認知症対応型通所介護	27	6.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	2	2.3%	6	8.1%	5	6.0%	13	21.3%	27	6.9%
小規模多機能型居宅介護	89	22.4%	1	100.0%	4	100.0%	5	100.0%	9	10.5%	14	15.9%	18	24.3%	28	33.3%	15	24.6%	84	21.4%
認知症対応型共同生活介護	57	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	5.8%	15	17.0%	13	17.6%	16	19.0%	8	13.1%	57	14.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	22	5.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.4%	2	2.7%	10	11.9%	7	11.5%	22	5.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	0.3%
利用実人数	398	100.0%	1	100.0%	4	100.0%	5	100.0%	86	100.0%	88	100.0%	74	100.0%	84	100.0%	61	100.0%	393	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

■地域密着型サービス種類別利用者数・利用率（予防給付）（各年10月期）

（単位：人、％）

	平成26年		平成27年		平成28年	
	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率
訪問・通所サービス等	7	100.0%	5	100.0%	5	100.0%
地域密着型通所介護	—	—	—	—	0	0.0%
認知症対応型通所介護	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護	6	85.7%	4	80.0%	5	100.0%
認知症対応型共同生活介護	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
利用実人数	7	100.0%	5	100.0%	5	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

■地域密着型サービス種類別利用者数・利用率（介護給付）（各年10月期）

（単位：人、％）

	平成26年		平成27年		平成28年	
	利用人数	利用率	利用人数	利用率	利用人数	利用率
訪問・通所サービス等	204	100.0%	205	100.5%	394	100.3%
地域密着型通所介護	—	—	—	—	203	51.7%
認知症対応型通所介護	44	21.6%	39	19.1%	27	6.9%
小規模多機能型居宅介護	88	43.1%	82	40.2%	84	21.4%
認知症対応型共同生活介護	44	21.6%	61	29.9%	57	14.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	27	13.2%	22	10.8%	22	5.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0.5%	1	0.5%	1	0.3%
利用実人数	204	100.0%	204	100.0%	393	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

③施設サービス利用状況

介護保険施設の利用状況をみると、平成28年10月期の利用人数は合計478人となっている。

施設別の利用人数をみると、介護老人福祉施設(以下、特養)252人、介護老人保健施設(以下、老健)212人、介護療養型医療施設(以下、療養型)14人となっている。

介護度別の利用状況をみると、重度者(要介護4以上)の利用者数は352人で、全体に対する重度者の割合は73.6%となっている。

また、重度者の占める割合を平成23年と比較すると、特養と療養型の割合は増加し、老健については減少している。全体では国の示す目標値(70.0%)を僅かに上回っている。

■介護度別・施設サービス利用者数(平成28年10月期)

(単位:人)

	全 体	要支援 1	要支援 2	予防 給付計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	介護 給付計
介護老人福祉施設	252	0	0	0	0	7	54	127	64	252
介護老人保健施設	212	0	0	0	5	16	44	91	56	212
介護療養型医療施設	14	0	0	0	0	0	0	8	6	14
合 計	478	0	0	0	5	23	98	226	126	478

資料:介護保険事業状況報告

■施設サービス種類別利用者数・利用率の推移(各年10月期)

(単位:人、%)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	利用 人数	利用率	利用 人数	利用率	利用 人数	利用率	利用 人数	利用率	利用 人数	利用率
介護老人福祉施設	193	42.9%	242	50.3%	193	47.0%	254	54.7%	252	52.7%
伸び(人、伸び率)	—		49	25.4%	-49	-20.2%	61	31.6%	-2	-0.8%
介護老人保健施設	241	53.6%	222	46.2%	201	48.9%	193	41.6%	212	52.7%
伸び(人、伸び率)	—		-19	-7.9%	-21	-9.5%	-8	-4.0%	19	9.8%
介護療養型医療施設	16	3.6%	17	3.5%	17	4.1%	17	3.7%	14	52.7%
伸び(人、伸び率)	—		1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	-3	-17.6%
合 計	450	100.0%	481	100.0%	411	100.0%	464	100.0%	478	52.7%
伸び(人、伸び率)	—		31	6.9%	-70	-14.6%	53	12.9%	14	3.0%

資料:介護保険事業状況報告

■重度者(要介護4・5)の占める割合(平成28年10月期)

	利用者数	要介護4 以上	利用者に 占める割合
介護老人福祉施設	252	191	75.8%
介護老人保健施設	212	147	69.3%
介護療養型医療施設	14	14	100.0%
合 計	478	352	73.6%

資料:介護保険事業状況報告

■重度者(要介護4・5)の占める割合の推移(各年度10月期)

	平成23年	平成28年
介護老人福祉施設	68.7%	75.8%
介護老人保健施設	74.6%	69.3%
介護療養型医療施設	88.2%	100.0%
合 計	72.6%	73.6%

資料:介護保険事業状況報告

④施設・居住系サービス利用状況

施設・居住系サービスの利用状況をみると、平成28年10月期の利用人数は合計607人となっている。

施設系サービスでは、特養及び老健の利用者が多く、施設系サービスのおよそ5割ずつを占めている。また、施設系サービスは要介護4の方の利用が多くなっている。

居住系サービスでは、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者がおよそ4割ずつを占め、特に要介護4の利用者が最も多く、次いで要介護3、要介護2と続いている。

平成24年からの推移をみると、平成26年で一旦利用が減少するものの、その後は施設系・居住系ともに増加傾向で推移している。

■施設・居住系サービス種類別利用者数（平成28年10月期）

（単位：人）

		全体	要支援 1	要支援 2	予防 給付計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	介護 給付計
施設系サービス	介護老人福祉施設	252	0	0	0	0	7	54	127	64	252
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	介護老人保健施設	212	0	0	0	5	16	44	91	56	212
	介護療養型医療施設	14	0	0	0	0	0	0	8	6	14
	計	479	0	0	0	5	23	98	226	127	479
居住系サービス	特定施設入所者生活介護	49	2	1	3	6	8	12	13	7	46
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	22	0	0	0	0	3	2	10	7	22
	認知症対応型共同生活介護	57	0	0	0	5	15	13	16	8	57
	計	128	2	1	3	11	26	27	39	22	125
合計		607	2	1	3	16	49	125	265	149	604
認定者数		2,647	183	365	548	357	441	409	509	383	2,099

資料：介護保険事業状況報告

■施設・居住系サービス利用者数の推移

（単位：人、%）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
施設系サービス	介護老人福祉施設	194	240	211	258	250
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	1	1
	介護老人保健施設	229	237	211	197	208
	介護療養型医療施設	16	17	17	17	14
	計	439	494	439	473	473
居住系サービス	特定施設入所者生活介護	48	48	46	47	48
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	23	22	26	22	23
	認知症対応型共同生活介護	48	61	44	58	61
	計	119	131	116	127	132
合計		558	625	555	600	605
要介護2以上認定者数		1,758	1,838	1,978	2,060	2,151
施設・居住系サービス利用者数 /要介護2以上認定者数		31.7%	34.0%	28.1%	29.1%	28.1%

※各年度年間利用者数を1/12した値であり、他表の10月期の値とは異なる

資料：介護保険事業状況報告

3) 介護保険サービス給付額の推移

総給付費は平成28年10月期実績で約4.7億円となっており、その内訳は、居宅サービスが2.8億円(60.2%)、地域密着型サービスが約0.6億円(13.2%)、施設サービスが約1.2億円(26.6%)となっている。また、この間の推移をみると、居宅介護サービスでは平成27年以降は減少傾向、地域密着型サービスでは増減しながら推移していたが、平成28年に増加がみられた。施設サービスでは平成26年にかけて減少がみられたが、その後増加に転じている。

平成27年度と28年度における総給付費の計画値と実績値をみると、平成27年度は実績値が計画値を上回り、平成28年は計画値が上回っている。

■給付費の推移(各年10月期)

(単位:千円)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
居宅介護サービス	233,707	260,772	287,292	285,936	280,492
	58.1%	62.7%	64.8%	63.4%	60.2%
地域密着型サービス	43,123	39,441	43,758	43,263	61,384
	10.7%	9.5%	9.9%	9.6%	13.2%
施設サービス	125,074	115,643	111,978	121,566	124,070
	31.1%	27.8%	25.3%	27.0%	26.6%
総数	401,905	415,856	443,027	450,764	465,947

資料:介護保険事業状況報告

■サービス種類別給付費(計画/実績)

(単位:千円)

	計 画				実 績				計画と実績の差(実績-計画)			
	平成27年度		平成28年度		平成27年度		平成28年度		平成27年度		平成28年度	
	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	うち予防給付分	
居宅介護サービス	257,501	17,332	259,315	11,681	280,951	16,799	279,809	12,115	23,450	-533	20,494	434
訪問介護	12,899	3,705	14,242	1,993	16,384	2,467	14,566	1,347	3,485	-1,239	325	-646
訪問入浴介護	1,152	0	1,371	0	769	0	806	0	-383	0	-565	0
訪問看護	3,259	219	3,842	247	4,392	404	4,808	256	1,133	186	966	9
訪問リハビリテーション	2,074	293	2,501	305	2,211	330	2,552	343	137	37	51	38
居宅療養管理指導	1,181	57	1,375	79	1,304	6	1,385	11	123	-51	11	-67
通所介護	149,485	8,737	134,998	4,588	166,361	7,539	162,849	4,915	16,876	-1,199	27,852	327
通所リハビリテーション	34,785	2,751	42,951	2,836	35,886	2,705	36,068	2,396	1,102	-46	-6,883	-441
短期入所生活介護	5,711	96	6,409	108	5,163	20	5,964	21	-548	-75	-445	-87
短期入所療養介護(老健)	3,280	67	4,300	71	2,505	5	2,258	5	-776	-63	-2,042	-66
短期入所療養介護(療養)	314	0	345	0	6	0	0	0	-308	0	-345	0
福祉用具貸与	11,155	677	12,466	719	11,588	662	12,527	612	433	-15	61	-107
福祉用具購入	314	94	344	95	329	93	389	75	16	-1	44	-20
住宅改修	1,164	469	1,281	475	1,367	454	1,431	376	203	-15	150	-98
特定施設入所者生活介護	9,069	166	9,052	165	8,757	176	8,704	217	-312	11	-348	52
居宅介護支援	21,659	0	23,840	0	23,929	1,938	25,502	1,541	2,269	1,938	1,663	1,541
地域密着型サービス	44,625	447	83,643	597	42,002	410	61,036	231	-2,623	-36	-22,607	-366
認知症対応型通所介護	6,116	0	7,132	0	6,537	1	5,234	0	421	1	-1,899	0
小規模多機能型居宅介護	17,411	447	19,999	597	17,283	243	18,095	231	-128	-204	-1,904	-366
認知症対応型共同生活介護	15,337	-	15,308	-	13,660	166	14,603	-	-1,677	-	-704	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	5,499	-	5,489	-	4,243	-	4,218	-	-1,256	-	-1,270	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	262	-	261	-	4,243	-	281	-	3,981	-	20	-
地域密着型通所介護	-	-	35,454	-	-	-	18,605	-	-	-	-16,849	-
施設サービス	125,878	-	125,640	-	121,815	-	120,684	-	-4,064	-	-4,956	-
介護老人福祉施設	60,082	-	59,966	-	62,724	-	60,005	-	2,642	-	39	-
介護老人保健施設	62,865	-	63,353	-	53,999	-	56,873	-	-8,865	-	-6,480	-
介護療養型医療施設	2,931	-	2,321	-	5,091	-	3,805	-	2,159	-	1,485	-
総数	428,004	17,779	468,598	12,278	444,768	17,209	461,530	12,346	16,763	-569	-7,068	68

※計画値は1年間の給付費を1/12した値

資料:介護保険事業状況報告

3. 高齢期の暮らしや介護などの実態に関する調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

1) 調査の概要

- 調査対象：本市に住む 65 歳以上の高齢者（要介護 1～5 の認定者を除く）
- 調査方法：郵送による配付回収
- 調査期間：平成 29 年 1 月 12 日（木）～平成 29 年 2 月 15 日（水）
- 回収結果：郵送数 17,491 件／有効回収数 7,710 件／有効回収率 44.1%

2) 主な調査結果

■評価項目別の結果について

- ・高齢者の心身の個別領域（運動器、転倒、閉じこもり、栄養、口腔、認知機能、認知症の可能性、うつ）でリスク者の状況を見ると、転倒リスク（21.1%）、認知機能（31.1%）、うつ（37.7%）の領域でリスク該当者が 2 割～4 割と高くなっている。
- ・男女別にみると、運動器、転倒リスク、閉じこもり、認知機能の領域で女性の該当率が高くなっている。
- ・手段的自立度（IADL）は、高齢者の 1 割未満（6.2%）が低下者となっている。

※手段的自立度(IADL):バス等で一人での外出、日用品の買物、自分で食事の用意、請求書の支払い、預貯金の出し入れなどの応用的な日常生活動作

<主観的幸福感>

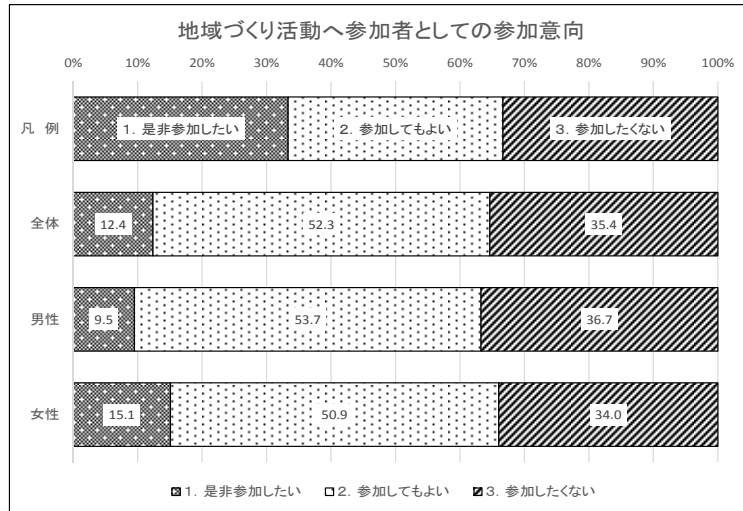
(単位:%)

領域	市平均	男性	女性
運動器	12.1	8.2	15.1
転倒	21.1	17.3	24.6
閉じこもり	13.5	11.4	15.5
栄養	0.4	0.1	0.7
口腔	16.2	15.4	16.9
認知機能	31.1	27.9	34.0
うつ	37.7	35.3	39.9
IADL	6.2	5.3	6.9

■社会参加について

- ・社会参加については「趣味関係のグループ」への参加が 3 割強（33.1%）と比較的高い。
- ・地域づくり活動への参加意向は、参加者として参加したい意向は全体で 6 割半（64.7%）に対し、企画・運営としての意向は 4 割弱（37.1%）となっている。

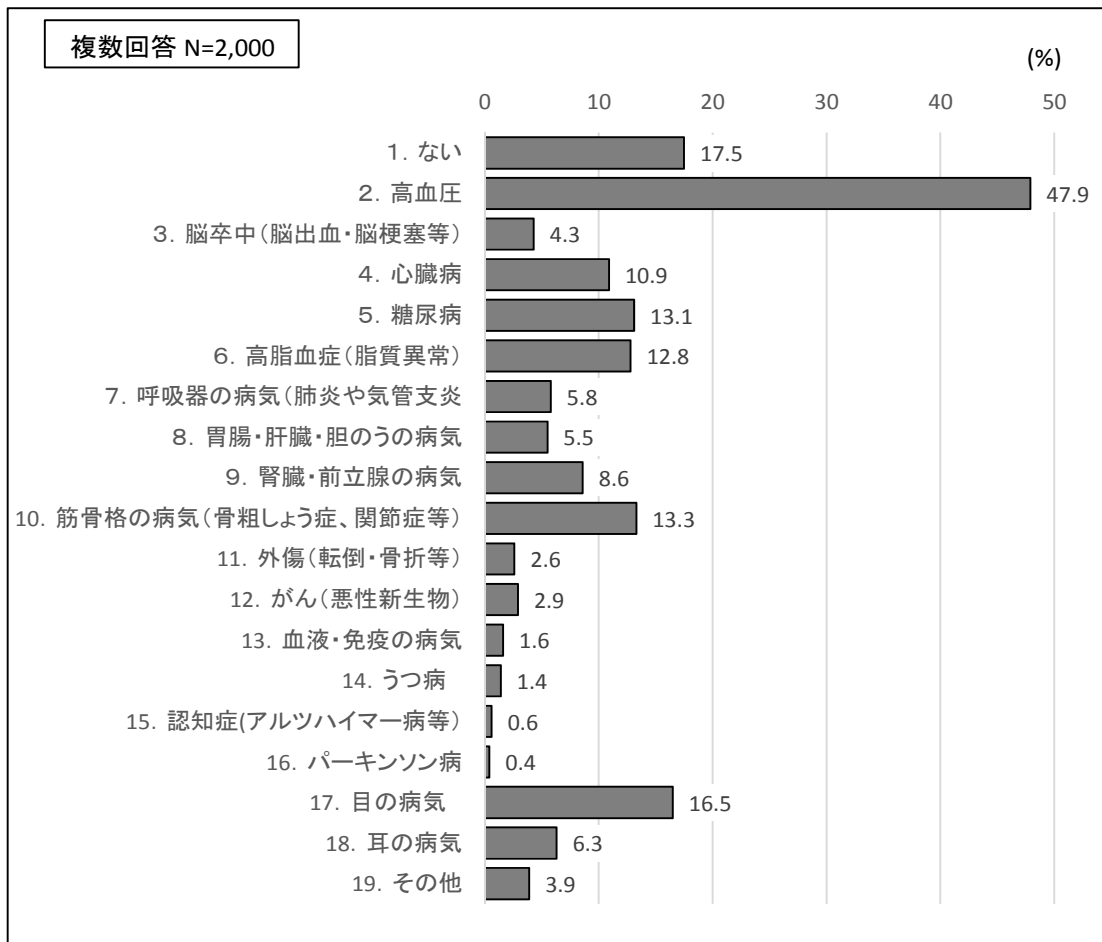
<地域づくり活動へ参加者としての参加意向>



■健康状態等について

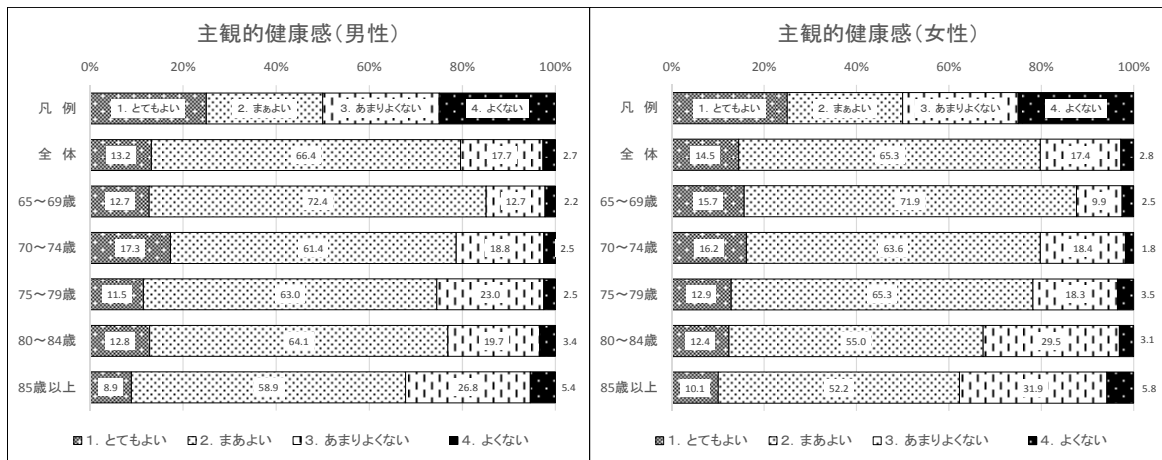
- ・現在治療中、または後遺症のある病気として、「高血圧」の有病率が5割弱（47.9%）と最も高く、「目の病気」（16.5%）、「筋骨格の病気」（13.3%）の順で有病率が高い。
- ・年齢別で見ると、「心臓病」、「筋骨格系疾患」については、年齢が高くなるほど有病率が高い傾向にある。
- ・性別で見ると、「脳卒中」、「心臓病」、「糖尿病」で男性の有病率が高く、「筋骨格系疾患」で女性の有病率が高い。

<現在治療中、または後遺症のある病気>



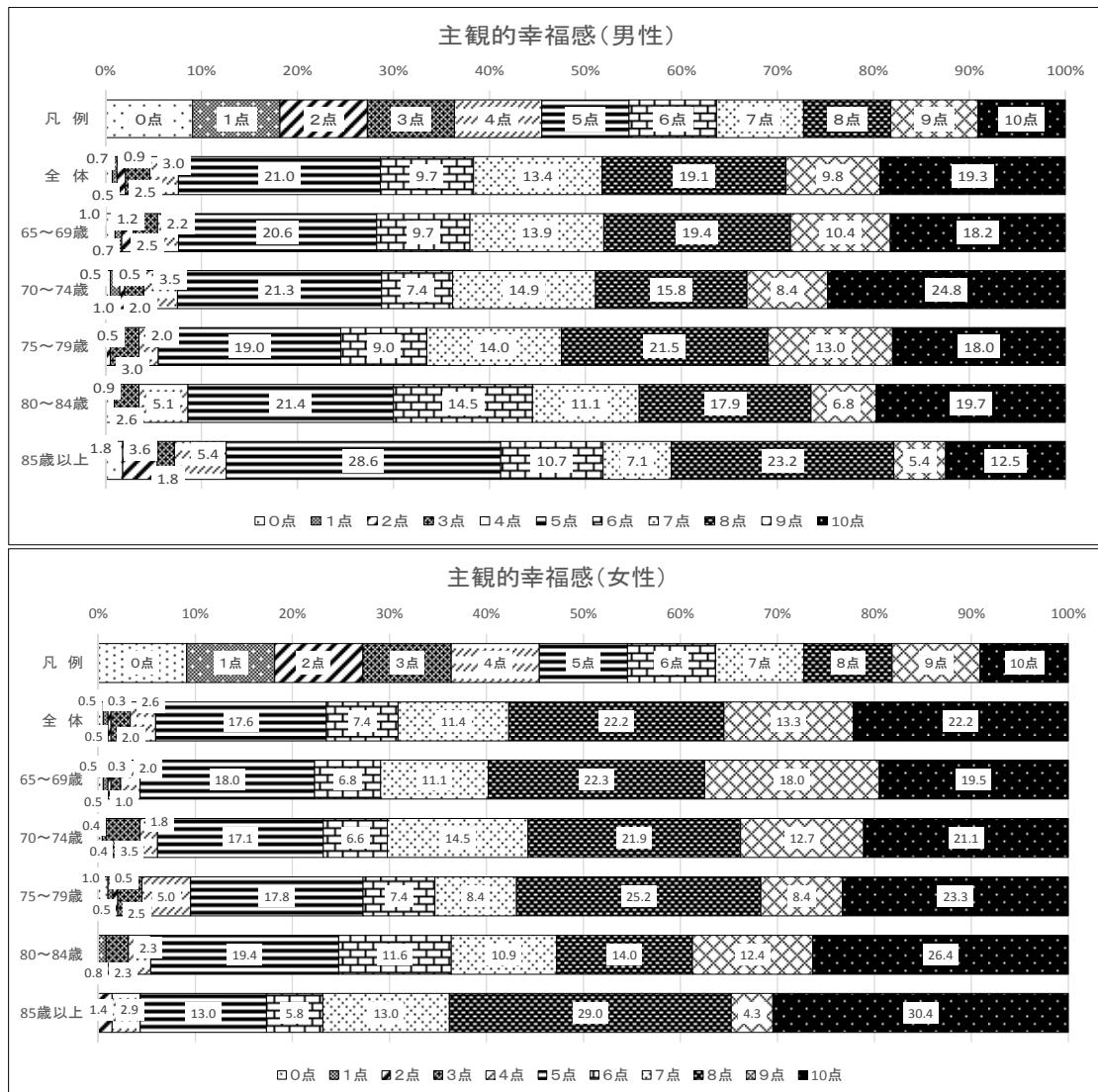
- ・主観的健康感として、男女ともに年齢があがるにつれ健康状態がよいと感じている人の割合が減っている。

＜主観的健康感＞



- ・主観的幸福感として、男性は「とても幸せ（10点）」の割合が、どの年代も2割前後みられる。女性は年齢が上がるにつれて「とても幸せ（10点）」の割合が高くなっている。

＜主観的幸福感＞



■介護について

- ・介護が必要と回答した割合を年齢別にみると、年齢が高くなるほど介護を必要とする割合が高く、85歳以上になると男性が3割強（33.9%）、女性では約5割（50.7%）。
- ・介護・介助が必要になった原因をみると、男性は「心臓病」が17.6%と最も高く、「脳卒中」（16.5%）、「糖尿病」（14.1%）の順で高い。女性は「骨折・転倒」が25.9%と最も高く、「関節の病気」（18.5%）、「高齢による衰弱」（14.8%）の順で高く、男女で介護・介助が必要になった原因が異なる。
- ・介護者（複数回答）は、「娘」が34.7%と最も高く、「配偶者」27.5%、「息子」23.3%と続いており、家族での対応が高くなっている。また、娘（女性）と息子（男性）では10ポイント程の差がみられる。
- ・利用している地域からのサービスやボランティアは、「配食サービス」が4割（40.0%）と最も高く、「見守り、声かけ」（26.7%）、「掃除」（15.6%）となっている。今後も地域で生活する上で希望するサービスとして、現在利用している地域からのサービスやボランティアに加えて、「交流の場」に関する希望が2割弱（17.4%）みられる。
- ・将来介護が必要になった時の療養場所として、男女ともに「自宅」での介護を希望する割合は年齢とともに高くなっている。「介護老人福祉施設（特養）」や「介護老人保健施設（老健）」等の施設での療養を希望する割合も、3割～4割みられる。

<介護・介助が必要になった原因>

		上段:件数、下段:割合(%)																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		脳卒中 (脳出血・ 脳梗塞等)	心臓病	物が ん (悪性 新生 腫瘍)	呼吸器 の病 気 (肺 炎等)	マ チ 等 (リウ マチ 等)	イ マ 知 症 (アル ツハ イマ 等)	パ ー キ ン ソ ン 病	糖 尿 病	腎 疾 患 (透 析)	視 覚 ・ 聴 覚 障 害	骨 折 ・ 転 倒	脊 椎 損 傷	高 齢 に よ る 衰 弱	そ の 他	不 明	無 回 答	
男性	全体	85 100.0	14 16.5	15 17.6	5 5.9	6 7.1	6 7.1	6 7.1	2 2.4	12 14.1	2 2.4	7 8.2	5 5.9	6 7.1	12 14.1	10 11.8	1 1.2	12 14.1
	65～69歳	19 100.0	5 26.3	2 10.5	0 0.0	1 5.3	1 5.3	0 0.0	0 0.0	5 26.3	1 5.3	1 5.3	0 0.0	2 10.5	0 0.0	2 10.5	0 0.0	3 15.8
	70～74歳	7 100.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	1 14.3	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3
	75～79歳	19 100.0	1 5.3	5 26.3	1 5.3	4 21.1	1 5.3	2 10.5	1 5.3	3 15.8	1 5.3	2 10.5	1 5.3	1 5.3	0 0.0	2 10.5	0 0.0	3 15.8
	80～84歳	21 100.0	4 19.0	5 23.8	3 14.3	0 0.0	1 4.8	1 4.8	0 0.0	2 9.5	0 0.0	2 9.5	0 0.0	1 4.8	2 9.5	5 23.8	0 0.0	3 14.3
	85歳以上	19 100.0	2 10.5	3 15.8	1 5.3	0 0.0	1 5.3	3 15.8	1 5.3	2 10.5	0 0.0	1 5.3	3 15.8	2 10.5	9 47.4	1 5.3	1 5.3	2 10.5
	全体	108 100.0	7 6.5	10 9.3	7 6.5	4 3.7	20 18.5	7 6.5	3 2.8	8 7.4	0 0.0	10 9.3	28 25.9	4 3.7	16 14.8	17 15.7	3 2.8	11 10.2
	65～69歳	15 100.0	1 6.7	1 6.7	1 6.7	0 0.0	3 20.0	1 6.7	0 0.0	2 13.3	0 0.0	0 0.0	2 13.3	0 0.0	1 6.7	4 26.7	0 0.0	3 20.0
70～74歳	11 100.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	0 0.0	4 36.4	0 0.0	2 18.2	3 27.3	0 0.0	2 18.2	1 9.1	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	0 0.0	
75～79歳	22 100.0	2 9.1	1 4.5	1 4.5	2 9.1	5 22.7	0 0.0	1 4.5	1 4.5	0 0.0	2 9.1	5 22.7	1 4.5	4 18.2	2 9.1	1 4.5	2 9.1	
80～84歳	25 100.0	1 4.0	2 8.0	1 4.0	1 8.0	2 12.0	3 12.0	0 0.0	1 4.0	0 0.0	2 8.0	7 28.0	2 8.0	4 16.0	4 16.0	0 0.0	1 4.0	
85歳以上	35 100.0	2 5.7	5 14.3	4 11.4	0 0.0	5 14.3	3 8.6	0 0.0	1 2.9	0 0.0	4 11.4	13 37.1	1 2.9	7 20.0	5 14.3	2 5.7	5 14.3	

(2) 在宅介護実態調査結果

1) 調査の概要

- 調査対象：市内在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分（要支要介）変更申請に伴う認定調査を受ける方、主な介護者。
- 調査方法：介護認定調査員による聞き取り調査
- 調査期間：平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日
- 回収結果：対象者数 859 人／有効回収数 518 件／有効回収率 61.0%

2) 主な調査結果

■要介護者の基本属性

- ・調査対象者の要介護度は「要介護 1」23.9%、次いで「要介護 2」21.7%、「要介護 3」15.5%などとなっている。
- ・調査対象者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準「Ⅱa 以上」を認知症とみると、全体で 78.2%を占める。
- ・主な介護者の性別は男性が 36.0%、女性が 62.6%となっている。主な介護者は子が 54.7%、次いで配偶者が 29.3%で割合が高い。勤務形態は、「働いていない」が 54.1%、「フルタイム」30.3%、「パートタイム」13.8%の順となっている。

■在宅生活が継続できる支援・サービス提供体制の検討

- ・介護者の方が不安を感じる介護について、要介護 3 以上は「夜間の排泄」・「日中の排泄」・「認知症状への対応」、要介護 1、2 は「認知症への対応」・「屋内の移動・移乗」・「夜間の排泄」、要支援は「屋内の移動・移乗」などが多くなっている。
- ・サービス利用は、訪問系のサービスよりも、通所系サービスで利用回数の増加とともに、介護者の不安が軽減する傾向がみられる。要介護度の重度化に伴い「訪問系を含む組み合わせ利用」の割合も増加している。
- ・要介護度が重度化しても「在宅で生活を継続できる」と考える場合、「訪問系」サービスを利用している割合が高い。在宅生活が継続できる支援として、訪問系サービスの利用促進や今後も利用増が見込まれる通所系サービスの提供体制の適性化を行う必要がある。認知症状への対応については認知症に特化したサービスを周知し、適正な利用につなげる。
- ・要介護者の在宅生活が継続できることを地域の目標として「介護保険サービス」「保険外サービス等の地域資源」「多職種連携による支援」等についても検討をする必要がある。

■仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

- ・仕事と介護の両立について「問題はあるが何とか続けていける」と回答している割合が最も高く、その 6 割は介護のために労働時間を調整している。
- ・「問題はあるが、何とか続けていける」と「続けるのはやや+かなり難しい」と回答していても、3 割弱～2 割強は働き方の調整を特にしていない。

- ・働いていて不安を感じる介護は「認知症状への対応」・「入浴・洗身」・「屋内移動、移乗」などとなっている。要介護3以上でも、施設等を検討していない割合が64.5%となっている。就労継続が難しいと考える人は訪問系を利用しており、「認知症状への対応」の不安軽減に向けて、居住系サービスを含む施設サービスや地域密着型の小規模多機能型居宅介護等のニーズをみながら、サービス提供を検討する必要がある。

■保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の検討の整備

- ・「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」は、特に要介護1・2でニーズが高い傾向にある。必要なサービスについては配食、見守り活動などがみられる。
- ・介護保険サービスと、保険外の支援・サービスを組み合わせながら、今後は特に「要介護1・2」の方にも対応可能な支援・サービスを整備していくことが必要である。今後増える見込みの要介護者が求める支援・サービスについて、保険外の支援・サービスの創出整備・利用促進が課題となっている。
- ・地域でのボランティアやシルバー人材センターとの連携、民間事業者が提供できる介護保険外の支援・サービスについて調査・研究し整備することが必要であり、地域ケア会議や協議体等から高齢者ニーズや地域資源を把握していくことが引き続き求められる。

■将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

- ・要介護度の重度化に伴い「訪問系を含む組み合わせ」の利用割合が増加する。特に「単身世帯」での割合が高い。
- ・「夫婦のみ世帯」、「その他の世帯」では「通所系・短期系のみ」の割合も高い。「夫婦のみ世帯」では施設等の検討をしていない割合が高くなっている。
- ・中重度の要介護者について「夫婦のみ世帯」と「その他の世帯」では、単身世帯と比較して「訪問系のみ」よりも、「訪問系を組み合わせた利用」や「通所系・短期系のみ」の割合がより高い。同居の家族がいる世帯では、レスパイトケアの必要性が高いことから、「訪問系のみ」でなく、レスパイトケアの機能をもつ「通所系」や「短期系」を含む利用が多くなっている。
- ・すべての世帯類型別で施設等を検討していない割合も高いことや、サービスが未利用の中重度の要介護者も多いことから、家族等の介護者の負担が過大となることも懸念される。必要に応じて要介護者とその家族等への支援を推進していくことが必要である。

■医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

- ・要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が急増している。しかし、今回の調査では利用割合は低い状況となっている。今後は高齢化に伴い、中重度の要介護者の増加が見込まれることから増加することが予想される「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」について、いかに適切なサービス提供体制を確保していくか課題である。

4. 第五次てだこ高齢者プラン策定に向けての課題整理

(1) 地域包括ケアシステムの深化

- ・高齢者等を支える地域包括支援センターの機能を強化する必要があり、地域包括支援センターの事業に対する評価の実施が求められている。高齢者や介護等に関する身近な相談窓口であることを周知する必要がある。
- ・要支援者等の多様な生活支援ニーズや相談に対応出来るよう、地域でのネットワーク構築や不足するサービス等の開発のため、地域ケア会議の更なる充実が求められる。
- ・在宅における医療や介護ニーズの増加が見込まれることから、引き続き浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしーを中心に、医療や介護の情報発信や相談対応等の取り組みを充実する必要がある。
- ・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、CSWなどの関係機関や人材との連携を強化し、把握したニーズや地域課題を共有するとともに地域の実情に応じた活動促進や活動をサポートするしくみが求められる。同時に、活動の中心となる人材（住民等）の育成確保が必要である。

(2) 介護予防・自立支援の強化

- ・介護予防・自立支援に資するケアマネジメントや各種サービスを展開し、自立促進や重度化防止に取り組む必要がある。
- ・介護予防に対する意識啓発を引き続き行うとともに、転倒に関する不安感が比較的高いことから運動機能の強化に向けた取り組みや、栄養改善・口腔機能向上の教室等をはじめ、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、地域における予防の場づくり、自主活動の育成と継続支援等を充実する必要がある。
- ・介護予防などへの取り組みに男性の参加呼びかけを強化するとともに、自治会未加入者の参加機会を充実する必要がある。

(3) 認知症対策の充実

- ・認知症（若年性認知症含む）、認知症予防について理解が深まるよう、講演会や教室などを通して普及啓発活動を進めるとともに、認知症サポーターが地域の見守り活動等で活躍できるようステップアップ養成講座の開催等を検討する必要がある。
- ・在宅介護者は認知症状への不安を抱えており、当事者を含めその不安を軽減するための相談窓口の周知や社会参加を促進する取り組みが求められる。また、ニーズを踏まえ、認知症カフェの設置や家族交流等の充実を促進する必要がある。
- ・認知症初期集中支援チームの強化による早期のサポートや、認知症地域支援推進員と地域との連携強化などを推進する必要がある。

(4) 在宅生活を送るための支援充実

- ・サービス付き高齢者向け住宅制度の周知、高齢者を対象とした居住サポート事業の実施、高齢者が入居できる住宅の確保、「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置支援等

については、沖縄県居住支援協議会、事業所、関係機関と連携して取り組む必要がある。

- ・配食サービス等の生活支援サービスについては、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしても配食サービスがあげられていることから、利用者の状態の変化やニーズなどを把握しながら、適切なサービス提供が必要である。
- ・権利擁護の取り組みの充実については、高齢者の虐待防止に向けた取り組みを強化する必要がある。また、「市民後見人の育成及び法人後見人の確保」について十分に取り組むことができず、引き続き人材の育成確保が必要であるが、社会福祉協議会との連携など体制を整えていく必要がある。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、引き続き安心して地域でくらししていくことができるよう、安否確認等の在宅福祉サービスの充実が求められている。
- ・安心して暮らすことが出来るよう、地域と連携し日頃からの交流しつつ、災害時のサポート体制を構築する必要がある。

(5) 健康づくり・生きがいくり支援の充実

- ・在宅介護実態調査で抱えている傷病をみると「認知症」、「脳血管疾患（脳卒中）」、「筋骨格系疾患（骨そしょう症等）」「心疾患（心臓病）」が多く、ニーズ調査（一般高齢者、要支援者などを対象）では高齢者のおよそ2人に1人が高血圧であることがうかがえることから、健康寿命をのばすためにこれらの疾病、生活習慣病の予防が大きな課題となっている。
- ・引き続き働く世代を中心に健康づくりに対する意識啓発、健診機会の拡大（夜間健診の実施）、地域での健康づくり活動が必要である。
- ・高齢者の社会参加を促進し、地域の担い手として地域で活躍できる機会の創出や、マッチングなどのしくみづくりが求められる。また、老人クラブや自治会に加入していない高齢者の地域活動や学習への参加促進や機会の確保が必要である。また、足を運びやすいよう身近な地域の社会資源を活用した開催が求められている。
- ・老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブのリーダーや地域活動をサポートする人材の育成が求められる。
- ・シルバー人材センターの会員獲得にむけた取り組みや、就労支援のために講座を開催するなど技能取得の支援を行う必要がある。

(6) 将来にわたる質の高い介護サービスの提供

- ・施設ニーズや待機状況を把握しつつ、整備の必要性や待機者を受け止める取り組みを検討していく必要がある。また、施設から在宅へという流れの中、在宅復帰も目的とした介護老人保健施設は大きな役割を果たすことから、今後の動向を踏まえ、検討していく必要がある。
- ・施設ニーズを踏まえ、特定施設や地域密着型施設等の整備を促進していく必要がある。将来、介護医療院の整備が必要になることから、地域の医療機関や事業所等との連携を強化するとともに、動向を把握する必要がある。

- ・介護サービスの質の更なる向上をめざし、サービス提供事業者などに対し、指導や助言に引き続き取り組む必要がある。
- ・主な介護者が社会参加を継続しながら、介護と両立ができるよう、サービスの利用を促進する必要がある。また、今後も利用増が見込まれるサービスについては、利用状況を把握し適正な利用につなげる必要がある。

(7) 長寿社会に対する意識と計画を推進する体制づくり

- ・市民の敬老意識がさらに高まる交流やイベントの検討が求められる。安心してサービスやサポートが受けられるよう、丁寧な情報発信と相談体制の充実が求められる。
- ・市内の連携強化に努めるとともに、市内への高齢者施策を深めるためにも取り組みの進捗を定期的に確認する必要がある。

5. 計画策定の体制、経緯など ○

(1) 浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

改正 平成7年10月27日規則第26号

平成9年3月31日規則第12号

平成11年4月1日規則第21号

平成18年9月1日規則第30号

平成22年3月26日規則第1号

平成25年3月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

(3) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉部福祉総務課において処理する。

ただし、総括的事務以外の事務については、福祉部又は健康部の当該事務の担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則（昭和57年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成7年10月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

1) 浦添市福祉保健推進協議会委員

	氏 名	役 職 等
1	松田 ミサ子	浦添市民生委員・児童委員連絡協議会会長
2	川上 幸子	浦添市ボランティア連絡協議会会長
3	島田 勝男	浦添市ふれあいのまちづくり推進委員会委員長
4	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会会長
5	荻堂 盛助	浦添市身体障がい者福祉協会会長
6	久貝 初枝	浦添市母子保健推進連絡会会長
7	石川 博基	浦添市学校保健会会長（平成 28 年度）
8	村田 涼子	若竹福祉会理事長
9	池村 剛	一般社団法人 浦添市医師会会長
10	仲若 三男	公益社団法人 南部地区歯科医師会 浦添班長
11	護得久 朝文	浦添市子ども会育成連絡協議会会長
12	比嘉 勝昭	浦添市自治会長会会長
13	國吉 眞安	浦添市老人クラブ連合会会長
14	友寄 利津子	NPO法人 ライフサポートてだこ代表
15	松堂 貴浩	浦添商工会議所 総務部長
16	上地 武昭	沖縄大学教授（人文学部福祉文化学科）
17	神里 博武	かみざと社会福祉研究所 所長
18	池原 寛安	浦添市社会福祉協議会 常務理事

委員の任期：平成 29(2017)年 3 月 23 日から平成 31(2019)年 3 月 22 日まで

2) 専門部会委員

	氏 名	役 職 等
1	佐久川 正健	大平自治会長
2	志良堂 勝子	県営経塚団地自治会長
3	親富祖 正市	浦添市老人クラブ連合会 奉仕部長
4	上地 武昭	沖縄大学人文学部 福祉文化学科教授
5	神里 博武	かみざと社会福祉研究所
6	中本 昌幸	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会 事務局長
7	前川 英伸	沖縄県福祉保健部 南部福祉事務所 所長
8	稲福 徹也	稲福内科医院 院長
9	城間 清剛	城間クリニック 院長
10	満名 忠男	グループホームあいあい ホーム長
11	平良 睦男	社会福祉士 主任介護支援専門員

(2) 第五次てだこ高齢者プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第五次てだこ高齢者プラン（高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）の策定に必要な検討を行うため、浦添市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）にその結果を報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長を、副委員長は健康部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(作業部会)

第6条 委員会に、福祉計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるときまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

1) 検討委員会

	氏 名	所 属 等	
1	嘉味田 朝	福祉部	部長
2	高江洲 幸子	健康部	部長
3	金城 盛達	福祉部	福祉総務課長
4	宮城 高光	〃	福祉給付課長
5	大城 健治	健康部	地域支援課長
6	金城 直子	〃	介護保険課長
7	知念 亜希子	〃	健康づくり課長
8	平良 淳	総務部	防災危機管理室長
9	川上 隆	市民部	市民生活課長
10	外間 修	市民部経済観光局	産業振興課長
11	上間 亘	都市建設部	建築営繕課長
12	石坂 ひとみ	教育部	生涯学習振興課長

2) 作業部会

	氏 名	所 属 等		
1	久保田 道代	福祉部	福祉総務課	管理係長
2	池間 吉春	〃	福祉給付課	在宅高齢係長
3	松永 忍	〃	〃	支援給付係長
4	米須 清隆	健康部	地域支援課	地域支援係長
5	仲地 直子	〃	〃	支援センター係長
6	上間 絹代	〃	〃	支援センター係主査
7	瑞慶覧 江利子	〃	介護保険課	管理係長
8	高嶺 勤子	〃	〃	認定係長
9	山本 五月	〃	〃	認定係主査
10	小澤 絹江	〃	〃	給付係長
11	上間 泉	〃	〃	給付係主査
12	福原 雅史	〃	健康づくり課	健康対策係長
13	具志堅 洋	総務部	防災危機管理室	防災危機管理室主査
14	當間 司	企画部	企画課	企画係主査
15	赤嶺 エリナ	市民部	市民生活課	市民生活係長
16	西田原 緑	市民部 経済観光局	産業振興課	雇用創生係長
17	石川 純一	都市建設部	建築営繕課	計画工事係技査
18	松本 ゆかり	教育部	生涯学習振興課	社会教育係長

(3) 計画策定の経緯

年月日	内容
平成 28 (2016) 年 12 月 1 日～平成 29 (2017) 年 5 月 31 日	在宅介護実態調査
平成 29 (2017) 年 1 月 12 日～2 月 15 日	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
平成 29 年 3 月 23 日	市長より浦添市福祉保健推進協議会へ諮問
平成 29 年 8 月 15 日	第 1 回 検討委員会・作業部会 ・計画策定の概要／・高齢者施策の点検結果／・介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果等
平成 29 年 8 月 24 日	第 1 回 高齢者プラン策定専門部会 ・計画策定の概要／・高齢者施策の点検結果／・介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果等
平成 29 年 10 月 2 日	第 2 回 検討委員会 ・在宅介護実態調査の報告／「見える化」システムを活用した介護保険サービスの比較／・第 7 期介護保険事業計画（将来人口等についての検討）
平成 29 年 10 月 17 日	第 2 回 作業部会 ・在宅介護実態調査の報告／「見える化」システムを活用した介護保険サービスの比較／・第 7 期介護保険事業計画（将来人口等についての検討）
平成 29 年 10 月 26 日	第 2 回 高齢者プラン策定専門部会 ・在宅介護実態調査の報告／「見える化」システムを活用した介護保険サービスの比較／・第 7 期介護保険事業計画（将来人口等についての検討）
平成 29 年 11 月 20 日	第 3 回 作業部会 ・課題の集約／・計画の総論、目標等／・各論（一部）について
平成 29 年 11 月 30 日	第 3 回 高齢者プラン策定専門部会 ・課題の集約／・計画の総論、目標等／・各論（一部）について
平成 29 年 12 月 14 日	第 4 回 作業部会 ・各論／・地域包括ケアシステム概念図 変更案について
平成 29 年 12 月 21 日	第 4 回 高齢者プラン策定専門部会 ・各論／・地域包括ケアシステム概念図 変更案について
平成 30 (2018) 年 1 月 11 日	第 5 回 作業部会 ・第五次てだこ高齢者プラン素案について
平成 30 年 1 月 17 日	第 3 回 検討委員会 ・第五次てだこ高齢者プラン素案について
平成 30 年 1 月 25 日	第 5 回 高齢者プラン策定専門部会 ・第五次てだこ高齢者プラン素案について
平成 30 年 2 月 5 日 ～2 月 14 日	パブリックコメント
平成 30 年 2 月 20 日	浦添市福祉保健推進協議会 ・第五次てだこ高齢者プラン素案について
平成 30 年 2 月 20 日	浦添市福祉保健推進協議会より市長へ答申

用語解説

【あ行】

■一般介護予防事業

対象者は、第1号被保険者の全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる人。事業内容は、何らかの支援を必要とする高齢者を把握して介護予防活動につなげる介護予防把握事業、介護予防を普及、啓発するための介護予防普及啓発事業、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業などがある。

■アウトリーチ

英語で「手を差しのべる」という意味。公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

■アセスメント

事前評価、初期評価のこと。介護の分野においては、介護サービス利用者（要介護者、要支援者）の身体機能や環境などを事前に把握、評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しをたてるために必要な評価。

【か行】

■介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設の総称。

■介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

■介護予防・生活支援サービス

対象者は、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者（心身機能の低下が一定程度みられる者）。サービスは、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行うためにヘルパーを派遣するサービス（訪問型サービス）や、機能訓練や交流の場等を提供するサービス（通所型サービス）などがあり、地域包括支援センターの介護支援専門員が高齢者等の健康状態等を勘案してサービス内容を定める。

■介護療養型医療施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設と比べて、医療面での手当てに重点を置いた入所施設のこと。病院内に併設される。平成30（2018）年3月31日までに廃止することが決まっていたが、新たに創設される「介護医療院」等への転換までの期間が6年間（平成35（2023）年度末）とされた。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

■介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰をめざして機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設。

■キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める者のこと。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。また、メイト自らも「認知症サポーター」として、身近にいる認知症の人及びその家族の支援を行う。

■ケアプラン（介護サービス計画書）

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者などを定めた計画のこと。

■ケアマネジメント

要介護者やその家族の社会生活上のニーズを充足させるために、地域に散在している適切な社会資源と要介護者等とを結びつける方法。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者。

■権利擁護

高齢者が認知症などによって、自ら物事を判断できなくなってしまった際に、高齢者を守るための制度。

■高齢化率

総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合。一般に、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

■コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のこと。また、変化率法とは、各コーホートの過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に掛けて将来の人口を求める方法のこと。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結びつけたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職。

【さ行】

■財政インセンティブ

インセンティブは意欲の向上や目標を達成するための外部からの刺激、誘因のこと。平成 30（2018）年度の介護保険制度改革で新しく財政インセンティブの付与が提示され、自治体は自立支援・重度化防止に取り組むよう制度化された。そして、自立支援・重度化防止の観点から効果的な介護予防やケアマネジメントの取り組みを努力して進め、結果を出したりした自治体に国が交付金を交付する。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する事業。医療機関に入院している高齢者が退院時にスムーズな在宅生活を送ることができるよう、本人の状況に応じた訪問診療や居宅介護サービス等を紹介する拠点施設（拠点医療機関等）を確保したり、地域の医療、介護関係者等が参画して医療介護連携の方法の検討などを行う。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

■シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づいて、高齢者の臨時的かつ短期的就業機会の開発と提供を行なう公益法人で、知事の指定による組織。センターのある市に居住する 60 歳以上の人を対象としており、会員として登録すると仕事が割り当てられたり、また求職申し込みをした場合には適当な職業が紹介される。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域及び市町村ごとの協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制のこと。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

■総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業。

【た行】

■ターミナルケア

病気で余命わずかの人をはじめ、認知症や老衰の人たちが人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるようにすることを目的とし、治療による延命よりも、病気の症状などによる苦痛

や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアのこと。

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、要介護認定を受けた場合、原因を問わず介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者のサービス利用は要介護状態になる可能性の高い特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合にのみサービスを利用できる。

■地域医療支援病院

紹介患者に対する医療提供、病床や医療検査機器の共同利用の実施を通じて、地域の「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」を支援するほか、在宅療養支援診療所等との連携支援、重症救急患者への対応や地域の医療従事者に対する教育研修機能も担う地域医療の拠点となる病院。

■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指している。

■地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

■地域密着型サービス

住み慣れた地域の中で、複数の小規模なサービスを集結し、馴染みの関係性を保ちながら本人の状態に応じた段階的、継続的なケアを提供するサービス。介護保険サービスのメニューにある認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などがそのサービスにあたる。サービスの利用者は、原則施設等が立地する地域（日常生活圏域）の居住者に限られる。

■テレワーク

パソコンやインターネットなどの情報通信技術（ICT）を利用し、場所や時間にとらわれずに働く勤労形態のこと。在宅勤務や在宅就労とも同義。

【な行】

■日常生活自立支援事業

判断能力が低下した認知症高齢者等に対し、生活支援員を派遣し日常的な金銭管理や福祉サービス利用の手続きの代行などを行う事業。事業主体は社会福祉協議会。

■日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める圏域。

■認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を旨とした活動などのできる場所。自治体や病院、高齢者施設、特定非営利活動法人（NPO）などによって運営される施設で、数百円の利用料や茶菓代を支払うだけで利用できる。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人（サポーター）。

■認知症初期集中支援チーム

複数の専門職（認知症専門医、保健師、看護師、介護福祉士等）による認知症者等の支援チーム。専門職集団が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて観察、評価を行い、本人の自立生活に向けて本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に実施する。

■認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族の相談等に対応する専門職（保健師や看護師等）。認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

【は行】

■バリアフリー

高齢者や障害者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

■ヘルスプロモーション

健康を決定づける要因をよりよくコントロールできるよう、住民参加により、健康的ライフスタイル、健康支援の公共政策・環境づくりなどを促進するという公衆衛生、地域看護における基本概念。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

障害（ハンディキャップ）の有無，年齢や性別，国籍や民族などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

【ら行】

■ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢に関係なく、労働者の仕事と生活全般のバランスを支援するという考え方であり、この「生活」には子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。

第五次てだこ高齢者プラン

(浦添市高齢者保健福祉計画・第7期浦添市介護保険事業計画)

平成30年3月 発行

発行:浦添市 福祉部 福祉総務課

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL:098-876-1234(代表)